

富士市建設工事監督検査実務要覧

Ⅱ 土木工事成績評定等

- ・土木工事成績評定編(少額含)
- ・土木工事書類確認資料編



令和 8 年

富士市契約検査課監修

II 土木工事成績評定 - 目次 -

1 土木工事成績評定編	頁
・ 富士市土木工事成績評定基準	1
・ 富士市土木工事成績評定基準の留意事項	3
・ 「施工プロセス」のチェックリスト	6
・ 工事成績採点表（完成）	10
・ 細目別評定点採点表	11
・ 項目別評定表	12
・ 考査項目別チェック表（主任監督員・総括監督員・検査員）	13
・ 考査項目別運用表（主任監督員）	16
・ 考査項目別運用表（総括監督員）	22
・ 考査項目別運用表（検査員）	25
・ 静岡県建設工事成績評定要領の運用に関するばらつきについて	51
・ 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	
監督員説明資料	53
受注者用	54
・ 富士市土木工事技術的難易度評定基準	56
富士市土木工事技術的難易度評定手順	57
工事区分表	59
小項目別評価の運用基準表	62
工事技術的難易度評価の小項目別運用表（土木工事）	77
工事区分別技術的難易度対応表（土木）	78
工事技術的難易度評定表（土木工事）	79
（少額土木工事の成績評定）	
・ 富士市少額建設工事成績評定の運用	81
・ 少額工事工事採点表（完成）	82
・ 細目別評定点採点表	83
・ 項目別評定表	84
・ 考査項目別チェック表（担当監督員・主任監督員・検査員）	85
・ 少額工事の考査項目別運用表（担当監督員）	88
・ 少額工事の考査項目別運用表（主任監督員）	94
・ 少額工事の考査項目別運用表（検査員）	97
2 土木工事書類確認資料編	
・ 品質証明実施基準	101
・ 土木工事における設計図書の照査ガイドライン	103
・ 土木工事における設計変更ガイドライン	137
・ 土木工事における工事の一時中止等に係るガイドライン	160
・ 土木工事書類作成提出要領	198
・ 富士市小規模工事事務取扱要領	215
・ 土木工事に於ける契約関係書類チェックリスト	217
・ 土木工事に於ける完成図書チェックリスト	218

1 土木工事成績評定編

富士市土木工事成績評定基準

1 趣旨

この基準は、富士市建設工事成績評定実施要領（以下「評定要領」という。）第3条第1号の工事成績の評定に関する事項を定める。

2 評定の対象

評定要領第2条の対象とする工事は、請負代金額（変更があった場合は変更後の金額）が200万円超の工事とする。ただし、解体工事、維持・修繕工事及び災害時における緊急を要する工事等で市長が評定に適さないと認めた場合は除くことができる。

3 評定者

評定要領第4条第1号に規定する監督員は、主任監督員及び総括監督員とする。

4 評定の方法

- (1) 評定要領第5条第1項第1号の工事成績の評定は、工事成績採点表（完成）により行うものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表により行うものとする。
- (3) 評定にあたっては、工事成績採点の考慮項目の考査項目別運用表（少額工事の場合は、少額工事成績採点の考慮項目の考査項目別運用表）、富士市土木工事成績評定基準の留意事項、「施工プロセス」のチェックリストを考慮するものとする。
- (4) 受注者は、当該工事における工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。
- (5) 成績評定にあたっては、富士市建設工事執行規則（昭和52年規則第10号）第38条第5項に規定する修補が必要とされたときは、当該修補が行われる前の状態で評定するものとする。

5 評定結果の提出

工事担当課長は、検査依頼書に添えて、評定を行った工事成績採点の考査項目別チェック表、工事技術的難易度評定表（土木）、工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況を契約検査課長に提出するものとする。

6 評定の修正

評定要領第9条第1項の「評定を修正する必要があると認めたとき」とは、後日発覚した契約不適合、その工事における工事事務又は不正行為等で指名停止、営業停止等の措置がされた場合等をいう。なお、完成後2年を経過したものは除く。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

富士市土木工事成績評定基準の留意事項

1 土木工事成績評定基準に係る留意事項

(1) 工事成績採点の考慮項目の考査項目別運用表の記入要領

1) 全般（監督員・検査員）

- ・ 主任監督員は、評定に際しては担当監督員からの十分なヒアリングを行うものとする。
- ・ 評定に際しては、「施工プロセス」のチェックリスト等を活用する。
- ・ 細目別の各々の評価対象項目のうち、対象外のもの全体数から外す。
- ・ 「施工プロセス」のチェックリスト等を参考に該当の有無をチェックし、対象外のものを除いた全体数との比により a～c 評価を行い、該当する事案がある場合は d 又は e 評価を行う。
- ・ 項目外に評価すべきことがあれば「その他」欄に理由（内容）を記入し、評価の対象とする。

2) 創意工夫の評価方法（主任監督員）

- ・ 評価対象項目に該当があるか確認し、該当があればチェックし、その内容が施工・新技術活用・品質・安全衛生等の内容に対し、創意工夫が見られるか明記する。
- ・ 該当する数と重みを勘案して評価すること。
- ・ 該当項目があれば、1項目1点を目安とするが、項目により2点で評価する。
- ・ 評価対象項目の合計が評点となる。（最大7点）
- ・ 評価対象項目「工夫事項の詳細」欄は、必ず記入すること。
- ・ 主任監督員は担当監督員及び総括監督員との内容調整を行うこと。
- ・ 主任監督員は総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わないこと。
- ・ 現場代理人もしくは配置予定技術者の年齢が契約日において満40歳未満であることを確認した上で若手技術者の登用などを評価する。
- ・ 建設現場の生産性向上に効果が認められる遠隔臨場を実施した工事は評価する。

3) 工事特性の評価方法（総括監督員）

- ・ 評価対象項目に該当があればチェックして各項目により4・6点で評価する。
- ・ 評価対象項目の合計が評点となる。（最大20点）
- ・ 評価対象項目「技術力キーワードの詳細」欄は、必ず記入すること。
- ・ 総括監督員は担当監督員及び主任監督員との内容調整を行うこと。
- ・ 総括監督員は主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わないこと。

4) 安全対策の評価（主任監督員・総括監督員）

- ・ 工事事務等の処置については「法令遵守等」で別途減点される。したがって、日々の安全対策の内容に対し評価すること。（事故が発生した工事は原則c評定以下とするが、事故後適正な措置で安全施工を実施等その後の努力によってはb評定もあり得る。）

b 評定の例：軽微な事故だが、考査項目のチェックの結果が a 評定

- 5) 工程管理、安全対策及び社会性等の評価（総括監督員）
 - ・ 該当があればその内容により a～e 評価を行う。
 - ・ 明記してある項目以外に評価の対象となるものがあれば「その他」欄に明記する。
 - ・ 該当がなければ c 評価とする。
 - ・ d 又は e 評価をする場合は、「評価理由」欄に、その理由を明記する。
- 6) 地域貢献等の評価方法（総括監督員）
 - ・ 該当があればその内容により a～b' 評価とする。
 - ・ 明記してある項目以外に評価の対象となるものがあれば「その他」欄に明記する。
 - ・ 該当がなければ c 評価とする

(2) 評価の留意事項

- 1) 「施工プロセス」のチェックリスト
 - ・ 「施工プロセス」のチェックリスト等は、工事評点の内容に疑義が生じたとき（富士市建設工事評定結果第1次・第2次検討委員会）の検討資料となるため、必ず作成する。
 - ※ 「施工プロセス」のチェックリストは、富士市建設工事評定実施要領第11条に規定する評価結果に対して不服ある者への、説明及び再説明に際しての説明根拠となる重要な資料であり、監督員は完成検査直前に作成することなどはせずに、必ず工事期間中適宜に作成すること。
 - ・ チェック回数は、着手時、完成時及び各項目のチェックの目安程度を標準に行い、疑義がある項目については、適宜施工中の回数を増やす。
 - ・ 「施工プロセス」のチェックリストの中の「下請負人の把握」で「下請負人が指名停止期間中でないか」のチェックがあるが、これは下請契約締結時期が指名停止中であつたかどうかの確認であり、契約締結後に指名停止になったものは含まない。
- 2) 工事特性・創意工夫・社会性等の評価
 - ・ 受注者から高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が提出された場合は、内容を吟味し、適切に評価に反映させる。評価に値しないものがあれば何が不足しているのか等、受注者に口頭で説明する。
- 3) 品質管理及び出来形管理
 - ・ 受注者が作成する管理図に50%ライン及び80%ラインを引くよう指導するとともに、工種が多い場合は主要工種（2工種程度を目安とする。）を抽出し、評価する。
- 4) 受注者への自己採点の勧め及び検査時の指導
 - ・ 受注者各々に、的確な施工体制、良質な品質確保について自覚を促し、意識を向上させるため、主任技術者等に自己採点するよう指導する。
 - ・ 検査時に検査員が各項目について、どの部分に問題があるか等の指導を行い、受注者及び技術者の指導育成を図る。

2 工事の技術的難易度評定基準に係る留意事項

- (1) 評定は、主任監督員が担当監督員からのヒアリングを基に工事技術的難易度評定表（土木）の原案を作成し、検査員の意見を参考に総括監督員が行う。
- (2) 各小項目の評価は、工事技術的難易度評定の小項目別運用表を参考にする。

3 評定結果の通知に係る留意事項

- (1) 建設工事成績評定実施要領第8条の「評定結果の通知」について
 - ・ 評定点等は、完成検査時に関する規定（富士市建設工事執行規則（昭和52年規則第10号）第38条第2項）を準用し、完成届を受理した日から14日以内に評定を完了し、当該完成検査の結果と併せて受注者に通知する。
- (2) 成績評定実施要領第11条に基づく説明等取扱基準3の「説明請求に対する回答」及び同取扱基準5の「再説明請求に対する回答」について
 - ・ 説明請求に対する回答は、項目別評定点、工事技術的難易度評定表（土木）をもって回答することを原則とする。
 - ・ 再説明請求に対する回答は、細目別評定点採点表及び工事成績採点の考慮項目の考查項目別運用表（主任監督員・総括監督員・検査員）を参考に回答することを原則とする。

「施工プロセス」のチェックリスト(土木・農林土木工事)

1 工 事 名 _____
 2 工 期 _____ ~ _____
 3 受 注 者 名 _____

担 当 課 名 _____
 監 督 員 名 _____

- ① 「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約約款に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを **監督員等が確認する。**
 ② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、**備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。**
 ③ 用語の定義については、契約後:当初契約後、変更後:工期内に行う契約変更後とする。

(1/4)

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)														備 考 (指示事項及びその是正状況等)		
			着手前	施 工 中														完成時	
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		(/)	
1 施 工 体 制 一 般	I	契約工程表	・契約締結の10日以内に、契約工程表が提出された。 (契約後、変更後)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		工事実績データ	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録された。 (契約後、変更後、完成時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		品質証明	・品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。 (契約後、変更後)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・工事途中及び検査前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。 (検査の前等)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・品質証明は、出来形、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。 (品質証明実施時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		建設業退職金 共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。(施工時1回程度) ・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)
		請負代金内訳書	・請求があった場合、契約締結後10日以内に提出されている。 (契約後、変更後)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		施工体制台帳、 施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ写しを提出した。 (施工時の当初、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。 (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	・施工体制台帳の「健康保険等加入状況」に加入又は適用除外であることを記載している。 (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		

「施工プロセス」のチェックリスト(土木・農林土木工事)

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)													備考 (指示事項及びその是正状況等)	
				着事前	施工中											完成時		
1 施工体制	I 施工体制一般	施工体制台帳、 施工体系図 (続き)	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時1回/月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・施工体系図に記載されている主任技術者、監理技術者(補佐含む)及び施工計画書に記載されている技術者が本人である (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・元請負人がその下請け工事の施工に実質的に関与している。(施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任技術者、監理技術者(補佐含む)を正しく記載している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
	II 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者の専任制	現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
				・現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
				作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
現場代理人・監理技術者(補佐含む)の専任制		・資格者証の内容を確認した。 (着事前)		(/)														
			・配置予定技術者、通知による監理技術者(補佐含む)が施工体制台帳に記載された監理技術者(補佐含む)と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(着事前)		(/)													
			・現場に常駐していた。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工時、打合せ時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
現場技術者	・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)					
		現場技術者の把握	・現場技術員との対応が適切である。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
下請負者の把握	・下請負者が富士市の入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)					
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)					

「施工プロセス」のチェックリスト(土木・農林土木工事)

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)													備考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施工中											完成時	
2 施工状況	I 施工管理	設計図書の照査等	・契約約款第18条第1項第1号から第5号に 関わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・現場との相違事実がある場合、その事実が 確認できる資料を書面により提出して確認を 受けた。 (着工前、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)
	施工計画書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出した。 (着手前、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制 が一致している。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映 している。 (着手前、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	施工管理 ・工事材料管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、 管理している。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		・品質管理確保のための対策など施工に関 する工夫を書面で確認できる。(施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		・日常の出来形、品質管理が書面にて確認 できる。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	出来形、 品質管理	・特記仕様書等に定められた事項や独自の 取り組み、又は地域等より評価されるものが ある。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		・監督員の立会にあたって、あらかじめ立会願 を提出している。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	検査(確認を含む) 及び立会い等の調整	・段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		・工事開始日後、30日以内に工事に着手した。 (着手時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	支給品及び貸与品	・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、 規格又は性能を記した要求書を提出した。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェ スト)により適正に処理されていることを確認し、 監督員に提示した。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
建設副産物及び 建設廃棄物	・再生資源利用計画書及び再生資源利用促 進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工 計画書に含め提出した。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	・建設リサイクル法の対象工事については、 工事届出の手続きがされているか。(着手前)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・ 低振動型)を使用している。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
指定建設機械類 の確認		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		

「施工プロセス」のチェックリスト(土木・農林土木工事)

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)													備考 (指示事項及びその是正状況等)		
				着手前	施工中													完成時	
2 施工状況	II 工程管理	工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>															
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>															
			・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>															
	III 安全対策	安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>															
			・店社パトロールを実施し、記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>															
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>															
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>															
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>															
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>															
			・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>															
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>															
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>															
・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
IV 対外関係	安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には是正報告した記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工についての苦情対応を適切に行い、記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
IV 対外関係	関係機関等	・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

工 事 成 績 採 点 表 (完 成)

令和 年 月 日作成

工事名		工事場所					契約金額 (最終)											
受注者名		現場代理人		主任・監理技術者			契約工期		完成年月日									
考 査 項 目		主任監督員 (40%)					総括監督員 (20%)					検 査 員 (40%)						
		氏名					氏名					氏名						
項目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制	<input type="checkbox"/> 1.0	<input type="checkbox"/> 0.5	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	<input type="checkbox"/> -10.0												
	II 配 置 技 術 者	<input type="checkbox"/> 3.0	<input type="checkbox"/> 1.5	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	<input type="checkbox"/> -10.0												
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	<input type="checkbox"/> 4.0	<input type="checkbox"/> 2.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	<input type="checkbox"/> -10.0						<input type="checkbox"/> 5.0		<input type="checkbox"/> 2.5		<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -7.5	<input type="checkbox"/> -15.0
	II 工 程 管 理	<input type="checkbox"/> 4.0	<input type="checkbox"/> 2.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	<input type="checkbox"/> -10.0	<input type="checkbox"/> 2.0	<input type="checkbox"/> 1.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -7.5	<input type="checkbox"/> -15.0							
	III 安 全 対 策	<input type="checkbox"/> 5.0	<input type="checkbox"/> 2.5	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	<input type="checkbox"/> -10.0	<input type="checkbox"/> 3.0	<input type="checkbox"/> 1.5	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -7.5	<input type="checkbox"/> -15.0							
	IV 対 外 関 係	<input type="checkbox"/> 2.0	<input type="checkbox"/> 1.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -2.5	<input type="checkbox"/> -5.0												
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	I 出 来 形	<input type="checkbox"/> 4.0	<input type="checkbox"/> 2.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -2.5	<input type="checkbox"/> -5.0						<input type="checkbox"/> 10.0	<input type="checkbox"/> 7.5	<input type="checkbox"/> 5.0	<input type="checkbox"/> 2.5	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -10.0	<input type="checkbox"/> -20.0
	II 品 質	<input type="checkbox"/> 5.0	<input type="checkbox"/> 2.5	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -2.5	<input type="checkbox"/> -5.0						<input type="checkbox"/> 15.0	<input type="checkbox"/> 12.0	<input type="checkbox"/> 7.5	<input type="checkbox"/> 4.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -12.5	<input type="checkbox"/> -25.0
	III 出 来 ば え											<input type="checkbox"/> 5.0		<input type="checkbox"/> 2.5		<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	
4 工 事 特 性	I 施 工 条 件 等 へ の 対 応 ※2						+ (20)	0										
5 創 意 工 夫	I 創 意 工 夫 ※2	+ (7)	0				a	a'	b	b'	c							
6 社 会 性 等	I 地 域 へ の 貢 献 等 ※3						<input type="checkbox"/> 10.0	<input type="checkbox"/> 7.5	<input type="checkbox"/> 5.0	<input type="checkbox"/> 2.5	<input type="checkbox"/> 0.0							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		① 点					② 点					③ 点						
評定点 (65点±加減点合計) ※1		点					点					点						
7 評 定 点 計 ※7		(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4) = 点 ※5																
8 法 令 遵 守 等 ※6		0 点																
9 評 定 点 合 計 ※8		点 7. 評定点計 (点) + 8. 法令遵守等 (点) = 点																
特 記 事 項 ※4		主任監督員					総括監督員					検 査 員 地域へ貢献の加点評価 (有・無) 若手技術者の加点評価 (有・無)						

- ※1 ①+②+③の評定 (加減点合計) + 65点 (加点合計) = 評定点。各評定点 (①~③) は小数第1位まで記入する。(四捨五入)
- ※2 工事特性及び創意工夫の評定は、工事全般を通して特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方法とし、加点評価のみとする。
- ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。
- ※4 特記事項は、必要に応じ記載するものとする。
- ※5 各考査項目毎の採点は、主任監督員は別紙-1、総括監督員は別紙-2、検査員は別紙-3によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任監督員、総括監督員が記入。
- ※6 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
- ※7 評定点計は、検査員が少数第1位まで記入する。(四捨五入)
- ※8 評定点合計は、検査員が整数で記入する。(四捨五入)

細 目 別 評 定 点 採 点 表

項 目	細 別	① 主 任 監 督 員	② 総 括 監 督 員	③ 検 査 員	細目別評定点	得点割合
1 施工体制	I 施工体制一般	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点			3.3 点	
	II 配置技術者	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点			4.1 点	
2 施工状況	I 施工管理	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	13.0 点	
	II 工程管理	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点	$\times 0.2 + 3.2 =$ 点		8.1 点	
	III 安全対策	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点	$\times 0.2 + 3.3 =$ 点		8.8 点	
	IV 対外関係	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点			3.7 点	
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	$\times 0.4 + 2.8 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	14.9 点	
	II 品質	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	17.4 点	
	III 出来ばえ			$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	8.5 点	
4 工事特性	I 施工条件等への対応		$0 \times 0.2 + 3.3 =$ 点		7.3 点	
5 創意工夫	I 創意工夫	$0.0 \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9 点			5.7 点	
6 社会性等	I 地域への貢献等		$0.0 \times 0.2 + 3.2 =$ 点		5.2 点	
8 法令遵守等			$0 \times 1.0 =$ 点			
評 定 点 合 計					100.0 点	

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

項目別評定表

工事名		
評定項目	細 別	評定点/満点
1 施工体制	I 施 工 体 制 一 般	3.3 点
	II 配 置 技 術 者	4.1 点
2 施工状況	I 施 工 管 理	13.0 点
	II 工 程 管 理	8.1 点
	III 安 全 対 策	8.8 点
	IV 対 外 関 係	3.7 点
3 出来形及び出来ばえ	I 出 来 形	14.9 点
	II 品 質	17.4 点
	III 出 来 ば え	8.5 点
4 工事特性（加点のみ）	I 施 工 条 件 等 へ の 対 応	7.3 点
5 創意工夫（加点のみ）	I 創 意 工 夫	5.7 点
6 社会性等（加点のみ）	I 地 域 へ の 貢 献 等	5.2 点
8 法令遵守等		
評定点合計		100.0 点

工事成績採点の審査項目別チェック表(総括監督員)

2 施工体制	Ⅱ 工程管理	評定	a	b	c	d	e	
		対象項目	1 2 3 4 5 6 7					
		該当項目	<input type="checkbox"/>					
4 工事特性	Ⅲ 安全対策	評定	a	b	c	d	e	
		対象項目	1 2 3 4 5 6 7					
		該当項目	<input type="checkbox"/>					
	1 施工条件等への対応	工事特性の評価については、担当・主任・総括監督員の合意の基、決定すること！						
	キーワード評価	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17						
		<input type="checkbox"/>						
	記号：0点 (-20～0点)	【工事特性のキーワードの詳細】						
							
							
6 社会性等	Ⅰ 地域への貢献等	評定	a	a'	b	b'	c	
		対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9					
		該当項目	<input type="checkbox"/>					
8 法令遵守等	<input type="checkbox"/> 該当項目なし		措置内容					適応事例番号
	<input type="checkbox"/> 該当項目あり()点		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12					
			<input type="checkbox"/>					
			-20 -15 -13 -10 -8 -5 -3 -5					

[記入方法] 該当項目の□内レおよび評定欄 a～eの○表示は、別紙-②の入力内容がリンクされる。

工事成績採点の審査項目別チェック表(検査員)

2 施工状況	I 施工管理	評価 (該当割合) 対象項目 該当項目	a				b				c				d		e								
			90%以上				80%以上				60~80%未満				やや劣っている		劣っている								
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12											
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	_____ %		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	評価 (該当割合) 対象項目 該当項目	a				a'				b				b'				c		d		e		
		4項目以上				3項目以上				3項目以上				2項目以上				<input type="checkbox"/>		改善された		修補指示			
	<input type="checkbox"/> バラツキ50%以内				<input type="checkbox"/> バラツキ60%以内				<input type="checkbox"/> 規程値を 満足した 以外						<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>								
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12										
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	_____ %		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
				a				a'				b				b'				c		d		e	
	品質試験結果のバラツキと品質管理利用状況による																<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15							
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	_____ %		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
				16	17	18	19	20	21	*															
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								_____ %		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15								
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	_____ %		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
			16	17	18	19	20	21	*																
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								_____ %		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	III 出来ばえ	総合評価 (該当割合)	a				b				c				d										
			優れている				やや優れている				他の評価に該当しない				劣っている										
		対象項目 該当項目	1	2	3	4	5	6	7																
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																
		対象項目 該当項目	1	2	3	4	5	6	7																
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																

2 施工状況	I 施工管理	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
		<p>[評価対象項目]</p> <p>1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を定期的に行っている。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事記録簿を適切に整備している。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。</p> <p>11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</p> <p>12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 [理由:]</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上a 該当項目が80%以上90%未満b 該当項目が80%未満c</p>			<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
<p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>						
	II 工程管理	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
		<p>[評価対象項目]</p> <p>1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 地元調整を積極的に行い施工の停滞が見られない。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 [理由:]</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上a 該当項目が80%以上90%未満b 該当項目が80%未満c</p>			<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
<p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>						

(主任監督員)

考査項目	細別					
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形 ※土木工事の時は、当該欄で評価	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a・bに該当しない	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		<p>① 出来形の評価は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木(農林土木)工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。</p> <p>④ 出来形管理項目を設定していない工事は(C)評価とする。</p> <p>※ ばらつきの判断は別紙「静岡県建設工事成績評定要領の運用に関するばらつき」を参照 【出来形及び品質のばらつきの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形及び品質の測点数が5点以上の場合、ばらつき判定の対象とすることができる。 複数の工種がある場合は、当該工事の主要な工種又は代表する工種について、ばらつき判定する。 社内規格値に基づき管理する場合、ばらつきの判定割合(50%又は80%)は、社内規格値の割合とする。 				

【この適用】 当面、土木工事関連の「機械・電気設備工事」は、建築営繕評定による

注意点；以下の判断基準により、採用する建設工事成績評定を選定する事とする。

土木工事として評定できる例

主な工事概要	出来形工種等	理由
水源井戸の削井	基礎工事	鋼管基礎の施工管理に類似
道路照明灯の設置	電気照明工事	簡易な操作設備費(照明灯設置費)に類似
用排水門設置	機械設備工事	簡易な操作設備費(鋼製構造物設置費)に類似

機械電気設備工事評定の例

主な工事概要	理由
水源井戸の整備	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為
道路案内表示の設置	施設用途の主たる機能(通信・電光施設など)を含む為
用排水ポンプの設置	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為

(主任監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e																										
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a・bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。																										
	※土木工事の時は、当該欄で評価	<p>① 品質の評価は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。</p> <p>③ 品質管理とは、「土木(農林土木)工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。</p> <p>④ 品質管理項目を設定していない工事は(C)評価とする。</p> <p>※ ばらつきの判断は別紙「静岡県建設工事成績評定要領の運用に関するばらつき」を参照 【出来形及び品質のばらつきの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形及び品質の測点数が5点以上の場合は、ばらつき判定の対象とすることができる。 複数の工種がある場合は、当該工事の主要な工種又は代表する工種について、ばらつき判定する。 社内規格値に基づき管理する場合、ばらつきの判定割合(50%又は80%)は、社内規格値の割合とする。 																														
<p>【この適用】 当面、土木工事における機械・電気設備は、営繕評定基準で評価する(土木工事評定を使用しない)こと。</p> <p>注意点: 以下の判断基準により、採用する建設工事成績評定を選定する事とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">土木工事として評定できる例</td> <td style="text-align: center;">主な工事概要</td> <td style="text-align: center;">出来形工種等</td> <td style="text-align: center;">理由</td> </tr> <tr> <td>水源井戸の削井</td> <td>基礎工事</td> <td>鋼管基礎の施工管理に類似</td> </tr> <tr> <td>道路照明灯の設置</td> <td>電気照明工事</td> <td>簡易な操作設備費(照明灯設置費)に類似</td> </tr> <tr> <td>用排水門設置</td> <td>機械設備工事</td> <td>簡易な操作設備費(鋼製構造物設置費)に類似</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">機械電気設備工事評定の例</td> <td style="text-align: center;">主な工事概要</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">理由</td> </tr> <tr> <td>水源井戸の整備</td> <td colspan="2">施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為</td> </tr> <tr> <td>道路案内表示の設置</td> <td colspan="2">施設用途の主たる機能(通信・電光施設など)を含む為</td> </tr> <tr> <td>用排水ポンプの設置</td> <td colspan="2">施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為</td> </tr> </table>							土木工事として評定できる例	主な工事概要	出来形工種等	理由	水源井戸の削井	基礎工事	鋼管基礎の施工管理に類似	道路照明灯の設置	電気照明工事	簡易な操作設備費(照明灯設置費)に類似	用排水門設置	機械設備工事	簡易な操作設備費(鋼製構造物設置費)に類似	機械電気設備工事評定の例	主な工事概要	理由		水源井戸の整備	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為		道路案内表示の設置	施設用途の主たる機能(通信・電光施設など)を含む為		用排水ポンプの設置	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為	
土木工事として評定できる例	主な工事概要	出来形工種等	理由																													
	水源井戸の削井	基礎工事	鋼管基礎の施工管理に類似																													
	道路照明灯の設置	電気照明工事	簡易な操作設備費(照明灯設置費)に類似																													
	用排水門設置	機械設備工事	簡易な操作設備費(鋼製構造物設置費)に類似																													
機械電気設備工事評定の例	主な工事概要	理由																														
	水源井戸の整備	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為																														
	道路案内表示の設置	施設用途の主たる機能(通信・電光施設など)を含む為																														
	用排水ポンプの設置	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為																														

工事成績採点の考慮項目の審査項目別運用表

(主任監督員)

[記入方法]該当する項目の□にレ、を記入する

審査項目	細別	工夫事項		
5 創意工夫	I 創意工夫	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>■ 施工</p> <p>□ 1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫</p> <p>□ 2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫</p> <p>□ 3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫</p> <p>□ 4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫</p> <p>□ 5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫</p> <p>□ 6 給排水工事や衛生設備工事における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫</p> <p>□ 7 照明などの視界の確保に関する工夫</p> <p>□ 8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫</p> <p>□ 9 運搬車両、施工機械等に関する工夫</p> <p>□ 10 支保工、型枠工、足場工、仮浅橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫</p> <p>□ 11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫</p> <p>□ 12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫</p> <p>□ 13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫</p> <p>□ 14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫</p> <p>□ 15 ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事【※本項目は2点の加点とする】</p> <p>□ 16 特殊な工法や材料を用いた工事</p> <p>□ 17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事</p> <p>□ 18 建設現場の生産性向上に効果が認められる遠隔現場を実施した工事</p> <p>□ 19 その他 理由[]</p> </div> <div style="width: 78%;"> <p>■ 新技術活用</p> <p>□ 20 受注者からの提案によるNETISまたは静岡県登録技術の活用【※本項目は2点の加点とする】</p> <p>□ 21 その他 理由[]</p> </div> </div>		
	キーワード評価		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>■ 品質</p> <p>□ 22 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫</p> <p>□ 23 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫</p> <p>□ 24 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫</p> <p>□ 25 配筋、溶接作業等に関する工夫</p> <p>□ 26 その他 理由[]</p> </div> <div style="width: 78%;"> <p>■ 安全衛生</p> <p>□ 27 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している【※本項目は2点の加点とする】</p> <p>□ 28 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p> <p>□ 29 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫</p> <p>□ 30 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫</p> <p>□ 31 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫</p> <p>□ 32 一般車両追突時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫</p> <p>□ 33 厳しい作業環境の改善に関する工夫</p> <p>□ 34 環境保全に関する工夫</p> <p>□ 35 快適トイレに関する工夫(設計計上されていないが快適トイレを設置した)</p> <p>□ 36 その他 理由[]</p> </div> </div>	
			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>■ その他</p> <p>□ 37 若手技術者の登用など、担い手育成に向けた取組みが図られた</p> <p>□ 38 理由[]</p> <p>□ 39 理由[]</p> </div> <div style="width: 78%;"> </div> </div>	
			<p>記述評価 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】</p>	<p style="text-align: center;">=0.0点 【基本評価】</p> <p style="text-align: center;">=0.0点 【加点評価】</p>
				【工夫事項の詳細】(選択項目No.を付けること)

※1 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点・2点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3 上記の審査項目の他に評価に値する受注者の工夫があれば、その他に具体内容を記載して加点する。なお、主任監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

工事成績採点の考慮項目の審査項目別運用表(土木工事)

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する

(総括監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	II 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>1 <input type="checkbox"/>隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>2 <input type="checkbox"/>地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>3 <input type="checkbox"/>工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</p> <p>4 <input type="checkbox"/>工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</p> <p>5 <input type="checkbox"/>災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p>6 <input type="checkbox"/>工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p>7 <input type="checkbox"/>その他(理由: _____)</p> <p>評価理由 _____</p> <p style="text-align: right;"> 該当項目が5項目以上……a 該当項目が3項目以上……b 該当項目が2項目以下……c やや劣っている……d 劣っている……e </p> <p> <input type="checkbox"/> ※ 上記該当項目を総合的に判断して、左記枠内において、直接a、b、c、d、e評価を行うこともできる。 ※ 該当項目数で評価決定する場合、枠内は未設定(空白 □)のままとすること。 ※ 主任監督員の評価との評定差は1ランク以下とすること。 </p>					
	III 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>1 <input type="checkbox"/>建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</p> <p>2 <input type="checkbox"/>安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</p> <p>3 <input type="checkbox"/>安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</p> <p>4 <input type="checkbox"/>安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</p> <p>5 <input type="checkbox"/>災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。</p> <p>6 <input type="checkbox"/>安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p>7 <input type="checkbox"/>その他(理由: _____)</p> <p>評価理由 _____</p> <p style="text-align: right;"> 該当項目が5項目以上……a 該当項目が3項目以上……b 該当項目が2項目以下……c やや劣っている……d 劣っている……e </p> <p> <input type="checkbox"/> ※ 上記該当項目を総合的に判断して、左記枠内において、直接a、b、c、d、e評価を行うこともできる。 ※ 該当項目数で評価決定する場合、枠内は未設定(空白 □)のままとすること。 ※ 主任監督員の評価との評定差は1ランク以下とすること。 </p>					

工事成績採点の考慮項目の考査項目別運用表

※主任監督員と協議の上、総括監督員の評価項目とする。

(総括監督員)

[記入方法]該当する項目の□にレを記入する

考査項目	細別	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4 工事特性	I 施工条件等への対応	<p>■ I 構造物の特殊性への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから施工条件が特に変化する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 3 その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>1 施工規模が大規模の事例は、以下の通り 1) 切土の土工量V=20万㎡以上又は盛土の土工量V=15万㎡以上、2) 護岸・築堤の平均高さH=10m以上、3) トンネル(シールド)の直径8m以上、4) ダム用水門で設計水深H=25m以上、5) 樋門又は樋管内空断面A=15㎡以上、6) 揚排水機場の吐出管径2,000mm以上、7) 堰又は水門の最大径間長L=25m以上又は径間数3径間以上又は扉体断面A=50㎡/門以上、8) トンネル(開削工法)の開削深さH=20m以上、9) トンネル(NATM)の内空平均断面A=100㎡以上、10) トンネル(沈埋工法)の内空平均断面A=300㎡以上、11) 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深H=10m以上、12) 地滑り防止工の幅W=100m以上かつ法長L=150m以上、13) 浚渫工の浚渫土量V=100万㎡以上、14) 流路工の計画高水流量Q=500㎡/s以上、15) 砂防ダムの堤高H=15m以上、16) ダムの堤高H=150m以上、17) 転流トンネルの流下能力Q=400㎡/s以上、18) 橋梁下部工の高さH=30m以上、19) 橋梁上部工の最大支間長L=100m以上</p> <p>2 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事</p> <p>2 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事</p> <p>2 供用中の道路トンネルの拡幅工事</p> <p>3 その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事</p> <p>3 その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事</p> <p>3 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事</p>
		<p>■ II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 4 地盤の変化、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p><input type="checkbox"/> 6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 7 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 8 緊急時に対応が特に必要となる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 9 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 10 その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>4 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事</p> <p>4 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事</p> <p>4 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事</p> <p>5 ガス管・水道管・電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事</p> <p>5 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事</p> <p>5 そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事</p> <p>6 市街地での夜間工事</p> <p>6 DID地区での工事</p> <p>7 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事</p> <p>7 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事</p> <p>7 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事</p> <p>8 事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事</p> <p>9 作業現場が広範囲に分布している工事</p> <p>10 施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事</p> <p>10 その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事</p>
		<p>■ III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p><input type="checkbox"/> 13 被災箇所の措置や急峻な地形および土石流危険渓流内での工事</p> <p><input type="checkbox"/> 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p><input type="checkbox"/> 15 その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>11 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事</p> <p>11 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事</p> <p>11 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事</p> <p>12 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事</p> <p>12 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事</p> <p>13 被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事</p> <p>13 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)</p> <p>13 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事</p> <p>13 土石流危険渓流に指定された区域内における工事</p> <p>14 イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事</p> <p>15 その他、自然条件又は地形条件への対応が必要であった工事</p> <p>15 その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</p>
		<p>■ IV 長期工事における安全確保への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 16 当初契約から12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く</p> <p><input type="checkbox"/> 17 その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	
	記述評価【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	=0点 [評点] 上記のI・II・III・IVの合計 =0点	【技術力のキーワードの詳細】(選択項目Noを付けること)

※1 工事特性は、最大20点の加点評価とする

※2 主任監督員が評価する「5 創意工夫」との二重評価は行わない

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c
6 社会性等	I 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		1 <input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 2 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 3 <input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 4 <input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 5 <input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 6 <input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 7 <input type="checkbox"/> 快適トイレを地域住民が利用できるよう整備し、案内看板等で周知した。 8 <input type="checkbox"/> その他(理由:) 9 <input type="checkbox"/> その他(理由:)				
		※ 上記該当項目を総合的に判断して、左記枠内において直接a、a'、b、b'、o、評価を行うこともできる。 ※ 地域(工事区域近隣)への貢献等とは工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献等を実施するものである。 ※ 日時が限定されている防災訓練等に参加した場合は、2項目で評価できる。 ※ ただし、工事区域内の防災訓練等に会社で参加し、主任技術者等が参加した事がわかる写真を添付すること。 ※ 該当項目数で評価決定する場合、枠内は未設定(空白)のままとする。				
						該当項目が6項目以上・・・a 該当項目が4項目以上・・・a' 該当項目が3項目以上・・・b 該当項目が2項目以上・・・b' 該当項目が1項目以下・・・c

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																										
8 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1 指名停止3ヶ月以上</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5 文書注意</td> <td>- 8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6 口頭注意</td> <td>- 5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切 な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)</td> <td>- 3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8 総合評価落札方式技術提案等確認</td> <td>- 5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9 その他 []</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 10 その他 []</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 11 その他 []</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 12 その他 []</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 項目該当なし</p> <p>現在の評定状況は、「法令遵守等が反映されていません(該当なしであればチェックして下さい)</p> <p>① 本評価項目(8 法令遵守等)で評価する事例は、竣工に当たって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により不履行の項目ごとに5点減点する。 注:総合技術提案は、標準型と簡易型Ⅰのみ評価対象とする。(簡易型Ⅱは対象外とする。)</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p><input type="checkbox"/> 1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 <input type="checkbox"/> 3 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 <input type="checkbox"/> 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 5 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 <input type="checkbox"/> 6 一括下請けや技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 <input type="checkbox"/> 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 <input type="checkbox"/> 9 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 <input type="checkbox"/> 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 <input type="checkbox"/> 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 <input type="checkbox"/> 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 <input type="checkbox"/> 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報を怠った。 <input type="checkbox"/> 15 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 <input type="checkbox"/> 16 発注者が富士市建設工事請負契約約款第7条の規定により、受注者に対して必要な事項の通知を請求したにもかかわらず、受注者が書類を提出しなかった。 <input type="checkbox"/> 17 その他(理由:)</p>	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1 指名停止3ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 4 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 5 文書注意	- 8点	<input type="checkbox"/> 6 口頭注意	- 5点	<input type="checkbox"/> 7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切 な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)	- 3点	<input type="checkbox"/> 8 総合評価落札方式技術提案等確認	- 5点	<input type="checkbox"/> 9 その他 []		<input type="checkbox"/> 10 その他 []		<input type="checkbox"/> 11 その他 []		<input type="checkbox"/> 12 その他 []	
措置内容	点数																										
<input type="checkbox"/> 1 指名停止3ヶ月以上	-20点																										
<input type="checkbox"/> 2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																										
<input type="checkbox"/> 3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																										
<input type="checkbox"/> 4 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																										
<input type="checkbox"/> 5 文書注意	- 8点																										
<input type="checkbox"/> 6 口頭注意	- 5点																										
<input type="checkbox"/> 7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切 な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)	- 3点																										
<input type="checkbox"/> 8 総合評価落札方式技術提案等確認	- 5点																										
<input type="checkbox"/> 9 その他 []																											
<input type="checkbox"/> 10 その他 []																											
<input type="checkbox"/> 11 その他 []																											
<input type="checkbox"/> 12 その他 []																											

(検査員)

考查項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	I 施工管理	適正である	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		<p>【評価対象項目/評価項目】</p> <p>1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 契約約款第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものであることが確認できる。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 立会確認等の手続きを事前に行っていることが確認できる。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> リサイクル、建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</p> <p>11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 ()</p>			<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上a 該当項目が80%以上90%未満b 該当項目が80%未満c</p>			<p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>	

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。 <input type="checkbox"/> 且つ、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。 <input type="checkbox"/> 且つ、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。 <input type="checkbox"/> 且つ、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。 <input type="checkbox"/> 且つ、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b'に該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
I 出来形	<p>【評価対象項目中、評価できる項目に[し]】</p> <input type="checkbox"/> 1 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 2 社内の管理基準に基づき管理していることが判断出来る。 <input type="checkbox"/> 3 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 4 写真管理基準の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> 5 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 6 その他 (_____) <p>※ ばらつきの判断は別紙「静岡県建設工事成績評定要領の運用に関するばらつき」を参照 【出来形及び品質のばらつきの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形及び品質の測点数が5点以上の場合、ばらつき判定の対象とすることができる。 複数の工種がある場合は、当該工事の主要な工種又は代表する工種について、ばらつき判定する。 社内規格値に基づき管理する場合、ばらつきの判定割合(50%又は80%)は、社内規格値の割合とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 出来形は、工事全般を通じて設定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう ③ 出来形管理とは、「土木(農林土木)工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。</p> </div>						

3 出来形及び出来ばえ	1 コクリト構造物(砂防・地滑り防止堤・RC床版・現場打設法枠などを主とする工事)	品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつき判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。									
		<p>【評価対象項目】</p> <input type="checkbox"/> 1 生コン品質(強度、W/C、最大骨材径、塩化物量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)確認に、配合試験・試験線を実施 <input type="checkbox"/> 2 生コン受入試験を施工現場にて必要適正な頻度実施し、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる <input type="checkbox"/> 3 圧縮強度試験に使用のコンクリート試体が、当該現場採取であること表示ラベル写真等から確認できる <input type="checkbox"/> 4 生コン打設は、諸条件を満たす運搬時間・打設投入高・締固・養生・ホンプ打設(配管・圧送等)である「寒中・暑中C含」 <input type="checkbox"/> 5 エコリト圧縮強度を管理し、標準示方書(施工編)に定める強度に到達後、型枠及び支保工を取外している <input type="checkbox"/> 6 生コン打設前に打継ぎ目処理を適切に行い、又、ホンプ打設では先送りもれ等の排出を確認できる <input type="checkbox"/> 7 鉄筋又は鋼材の規格・品質を確認できる。証明書類(シート等)がある <input type="checkbox"/> 8 生コン打設までの鉄筋の保管管理が適正である(錆・泥・油等の有害物付着が無と確認できる) <input type="checkbox"/> 9 鉄筋・鋼材の加工組立(被り・曲半径・継手長・継手位置等)が、示方書設計仕様を満たすと確認できる <input type="checkbox"/> 10 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる <input type="checkbox"/> 11 スペーサーの材質が適正で、品質が共通仕様書などを満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 12 スペーサーの配置(個数・間隔などが適切で、鉄筋の被りを確保していると確認できる) <input type="checkbox"/> 13 構造物周辺の盛土・埋戻土や地山との取合を適切に行い、構造物の継目部も隙間・入しがないと確認できる <input type="checkbox"/> 14 アルカが設計図書の仕様どおり施工してあることが確認できる(砂防・地滑り防止現場打設法枠工など) <input type="checkbox"/> 15 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していると確認できる(砂防・地滑り防止など) <input type="checkbox"/> 16 施工前に、ボルト締付機・測定機器のキャリブレーションを実施していると確認できる(砂防・地滑り防止など) <input type="checkbox"/> 17 ライナープレートを偏心和歪みに配慮し、地山との隙間も少なくなるよう施工している <input type="checkbox"/> 18 路面用混合物の品質が、配合設計及び試験線の結果又は事前審査証明書類で確認できる(舗装時) <input type="checkbox"/> 19 混合物の舗設が気象条件に配慮し適切と、出荷時・現場到着時・舗設時等の品質管理で確認できる(舗装時) <input type="checkbox"/> 20 生コンの現場養生が仕様書等の規定を満足し、コールドジョイント、ジャンク(豆板)、進行性や有害な汚物が無い <input type="checkbox"/> 21 構造物に気泡跡、砂ホロ、打継段差、モロ跡の漏水など無く、露出鉄線等にはサビ止処置を行っている					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。									
II 品質		<p>【品質に関するばらつき等のチェック】</p> <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table> <p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c
評価値	ばらつきで判断不可能															
90%以上	b															
75%以上90%未満	b'															
75%未満	c															

3 出来形及び出来ばえ	2 二次製品構造物(壁・水路等)を主とする工事 ※補強土壁・法面保護・水門等を除く	品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつき判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。									
		<p>【評価対象項目】</p> <input type="checkbox"/> 1 使用材料は、JIS規格外品を含め仕様書等で定める品質管理(製造・納品時)を実施していると確認できる <input type="checkbox"/> 2 指定材料の品質規格の証明書類(品質証明書等)が整備されていると確認できる <input type="checkbox"/> 3 JIS規格外品を含め指定材料の規格・寸法等を整備し、寸法誤差が少ない良品の使用も確認できる <input type="checkbox"/> 4 基礎地盤の整形・清掃・湧水処理等の適切処理や、不等沈下防止に配慮した入念な締固の実施などが確認できる <input type="checkbox"/> 5 二次製品の保管・吊込・据付等に十分注意を払い、適切深の確保と関係諸基準に基づく設置が確認できる <input type="checkbox"/> 6 土留め、ウエルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理していると確認できる <input type="checkbox"/> 7 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分に空隙が生じないと確認できる(擁壁類など) <input type="checkbox"/> 8 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がないと確認できる <input type="checkbox"/> 9 材料の連結・噛合せが適正である(構造上耐力なども適切)と確認できる <input type="checkbox"/> 10 T張を2重・3重に設ける等、法勾配、裏込材の厚さの確保のため細心の注意を払っていると確認できる <input type="checkbox"/> 11 エコリト板擁壁工で、リムコンクリートの配合・練混・打込・締固と養生を適切に行っていると確認できる(擁壁類等) <input type="checkbox"/> 12 据付位置・方向・高さ・勾配等が、前後の施設や地形になじみよく施工されていると確認できる <input type="checkbox"/> 13 呑口、吐口、集水溝等の取付コンクリートにクラック等の欠陥がないと確認できる(用水路など) <input type="checkbox"/> 14 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されていると確認できる(河川・水路など) <input type="checkbox"/> 15 端部における地山とのすりつけが適切であると確認できる <input type="checkbox"/> 16 製品周辺の盛土・埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されていると確認できる <input type="checkbox"/> 17 構造物の継目部には隙間、ズレなどがなく適切に施工されたと確認できる <input type="checkbox"/> 18 継目部のモルタル処理や間詰めなどが適切に施工され、漏水などもないと確認できる <input type="checkbox"/> 19 路面用混合物の品質が、配合設計及び試験線の結果又は事前審査証明書類で確認できる(舗装時) <input type="checkbox"/> 20 混合物の舗設が気象条件に配慮し適切と、出荷・現場到着・舗設時等の品質管理で確認できる(舗装時) <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:)					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。									
II 品質		<p>【品質に関するばらつき等のチェック】</p> <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table> <p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c
評価値	ばらつきで判断不可能															
90%以上	b															
75%以上90%未満	b'															
75%未満	c															

3 出来形及び出来ばえ	II 品質	5 舗装(アスファルト/コンクリート/樹脂系など)・路面切削工を主とする工事※グラウンド工を含む	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつき判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。						
			【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 1 設計図書に定めた試験方法で、CBR値を測定している(路床・路盤) <input type="checkbox"/> 2 路床及び路盤工のブルーローリングを設計仕様等に基づき実施している(路床・路盤) <input type="checkbox"/> 3 路床及び路盤工の密度管理内容が、設計仕様等を満足している(路床・路盤) <input type="checkbox"/> 4 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工している(路床・路盤) <input type="checkbox"/> 5 路床盛土の一層の仕上り厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めている(路床・路盤) <input type="checkbox"/> 6 構造物隣接箇所や狭い箇所での締固め、タンバ等小型締固め機械により施工している(路床・路盤) <input type="checkbox"/> 7 路盤や舗装の施工にあたって、施工基面の浮石や有害物を除去して施工している(路床・路盤) <input type="checkbox"/> 8 アスファルト混合物の品質が、配合設計・試験の結果又は事前審査証明書類で確認できる(As舗装) <input type="checkbox"/> 9 アスファルトプラント出荷・現場到着・舗設時等の混合物温度管理が記録で確認できる(As舗装) <input type="checkbox"/> 10 加熱アスファルト混合物で舗設後の交通開放が、仕様書等で定めた条件を満足している(As舗装) <input type="checkbox"/> 11 アスファルト舗装舗設後の密度管理が、設計図書の仕様を充分満足している(As舗装) <input type="checkbox"/> 12 舗装継目位置のズレ(縦:15cm・横:2m)確保・構造物との接合面処理等が仕様を満足している(As舗装関係) <input type="checkbox"/> 13 アスファルト混合物で繊維質補強材(ワック防止シート)を使用した場合、縦横のワック長が10-16cm以上ある(As舗装) <input type="checkbox"/> 14 施工目地の処理や各層の継目位置が設計図書などに定められた通り以上と確認できる <input type="checkbox"/> 15 舗設材の運搬時間・打設及び養生が施工・気象条件に適合し、仕様書等を満足している(As舗装) <input type="checkbox"/> 16 生コン品質(強度、W/C最大骨材径、塩化物量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)確認に、配合試験・試験を実施 <input type="checkbox"/> 17 生コン受入試験を施工現場で必要頻度実施し、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる <input type="checkbox"/> 18 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場採取であると確認できる <input type="checkbox"/> 19 材料が分離しないようにコンクリートを数均し等している(As舗装) <input type="checkbox"/> 20 ナイー及びスリッパ、タイヤを損傷などが発生しないよう保管している(As舗装) <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:)					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上			<table border="1"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c	① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。	
評価値	ばらつきで判断不可能													
90%以上	b													
75%以上90%未満	b'													
75%未満	c													

3 出来形及び出来ばえ	II 品質	6 小型構造物(削溝工・用排水路工・造成を伴わない生活道整備など)を主とする工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつき判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。						
			【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 1 施工の際には、仕様書・設計書等で定めている品質管理を適切に実施している(As舗装) <input type="checkbox"/> 2 指定材料の規格について、品質の証明書類(品質規定証明書)が整備されている(As舗装) <input type="checkbox"/> 3 JS規格外品を含め仕様書で定める規格を満足し、寸法誤差が少なく表面状況のよい製品の使用が確認できる <input type="checkbox"/> 4 基礎地盤の整形・清掃・湧水処理等の適切処理や、不等沈下防止に配慮した施工の実施などが確認できる <input type="checkbox"/> 5 締固めが設計図書に定められた条件(現場・仕様)を満足している(As舗装) <input type="checkbox"/> 6 締固め状況に関して、密度試験等、品質管理に必要な試験を行っている(As舗装) <input type="checkbox"/> 7 二次製品との取付部は、細かく施工し、水路流末に浸食・滞留等が生じないよう処理している(As舗装) <input type="checkbox"/> 8 二次製品の保管・吊込・据付等に十分注意を払い、適切深の確保と関係諸基準に基づく設置が確認できる <input type="checkbox"/> 9 二次製品の継目部には、隙間・ズレがなく、目地モルタルが適切に施工されている(As舗装) <input type="checkbox"/> 10 用排水路の施工基面が平滑に仕上げられ、又、縦断勾配等は標高等を考慮して施工されている(As舗装) <input type="checkbox"/> 11 構造物周辺の盛土・埋戻土の施工は巻出・転圧が適切で、構造物継目部に隙間・ズレが無い(As舗装) <input type="checkbox"/> 12 構造物の根入れが図面通り実施されている(As舗装) <input type="checkbox"/> 13 土留め等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されている(As舗装) <input type="checkbox"/> 14 鉄筋の加工組立(振り・曲げ半径・重長・ワック位置等)、スパーサーの品質・配置等が仕様を満足している(As舗装) <input type="checkbox"/> 15 生コン品質(強度、W/C最大骨材径、塩化物量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)確認に、配合試験・試験を実施 <input type="checkbox"/> 16 生コン受入試験を施工現場にて適切頻度実施し、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる <input type="checkbox"/> 17 生コン養生が設計仕様を満足し、又、コンクリート表面の状態が良好(ジャンクや気泡少)進捗性や有害なクラック無い <input type="checkbox"/> 18 路面復旧旧材の品質が、配合設計及び試験の結果又は事前審査証明書類で確認できる(As舗装) <input type="checkbox"/> 19 舗設作業が気象条件に配慮し適切と、出荷・現場到着・舗設時等の品質管理で確認できる(As舗装) <input type="checkbox"/> 20 舗装復旧等が適切に行われ、路面の沈下・不陸が無く、平坦性を確保している(As舗装) <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:)					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上			<table border="1"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c	① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。	
評価値	ばらつきで判断不可能													
90%以上	b													
75%以上90%未満	b'													
75%未満	c													

3 出来形及び出来ばえ	7 面整備・造成工(構造物築造を伴う区画整理・ほ場整備など)を主とする工事	品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。									
		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] <input type="checkbox"/> ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。									
II 品質		【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 1 施工の際には、仕様書・設計書等で定めている品質管理を適切に実施していると確認できる <input type="checkbox"/> 2 使用材料は、JIS規格外品を含め仕様書等で定めている品質管理(製造・納品時)の実施を確認できる <input type="checkbox"/> 3 指定材料の規格について、品質の証明書類(品質証明書等)が整備されていると確認できる <input type="checkbox"/> 4 地表面水や地下水処理(排除・排水状態)等が適切に実施された状態で施工していると確認できる <input type="checkbox"/> 5 土工による不等沈下や湧出等の防止に充分留意し、適切施工していると確認できる <input type="checkbox"/> 6 石礫・根株等除去、表土剥取、基盤切盛、畦畔築立、基盤・表土整地を設計仕様通りに施工と確認できる <input type="checkbox"/> 7 表土剥取時に細心の注意(雑物等混入・基礎へ表土混入・逸散等の防止)を払っている(農用地造成など) <input type="checkbox"/> 8 暗渠排水工は機能を含め、仕様書及び設計図書により施工されていると確認できる <input type="checkbox"/> 9 用・排水路の縦断勾配等については、造成面の標高等を考慮して施工していると確認できる <input type="checkbox"/> 10 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられ、又、法面の通りが良いことが確認できる <input type="checkbox"/> 11 構造物周辺の盛土・埋戻土の施工は巻出・転圧が適切で、構造物継目部に隙間・スレが無いと確認できる <input type="checkbox"/> 12 構造物の根入れが図面通り実施されていると確認できる <input type="checkbox"/> 13 芝付・種子吹付などを含む表面(路面)仕上げを、設計図書に定めた条件で行っていると確認できる <input type="checkbox"/> 14 二次製品の保管・吊込・据付等に十分注意を払い、適切深の確保と関係諸基準に基づく設置が確認できる <input type="checkbox"/> 15 路面復旧用混合物の品質が、配合設計・試験練の結果又は事前審査証明書類で確認できる(舗装時) <input type="checkbox"/> 16 舗設作業が気象条件に配慮し適切と、出荷・現場到着・舗設時等の品質管理で確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 17 舗装復旧等を適切に行い、路面沈下・不陸が無く、平坦性も確保されていると確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 18 生コン品質(強度、W/C、最大骨材径、塩化物量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)確認に、配合試験・試験練を実施 <input type="checkbox"/> 19 生コン受入試験を施工現場にて必要適正な頻度以上実施し、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる <input type="checkbox"/> 20 仮設の道路・排水路等で、雨水等による崩落・土砂流出等を防止する為の排水対策実施が確認できる <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:)					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。									
		【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c
評価値	ばらつきで判断不可能															
90%以上	b															
75%以上90%未満	b'															
75%未満	c															
		① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。														

3 出来形及び出来ばえ	8 土工(切土、盛土、築境など比較的大断面の施工)を主とする工事	品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。									
		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] <input type="checkbox"/> ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。									
II 品質		【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 1 雨水等による崩落、土砂の流出等を防止するための排水対策を実施していると確認できる <input type="checkbox"/> 2 基礎地盤の段切りが適切に行われ、盛土の滑動防止に努めていると確認できる <input type="checkbox"/> 3 置換のための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していると確認できる <input type="checkbox"/> 4 切取法面において、落石等の危険性が無いように緩んだ転石・枝条等が適切に処理されている <input type="checkbox"/> 5 芝付及び種子吹付などを、設計図書に定められた条件で行っていると確認できる <input type="checkbox"/> 6 盛土や構造物周辺の締固等は、設計図書に定めた条件(現場・仕様)を満足する施工管理と記録確認できる <input type="checkbox"/> 7 土羽土の土質が設計図書を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 8 CB R試験等、設計仕様等に基づく必要な品質管理試験を行っていることを確認できる <input type="checkbox"/> 9 施工法面に有害なクラックや損傷部がないと確認できる <input type="checkbox"/> 10 盛土などで、設計仕様に基づく一層当りの巻出し厚を管理していると確認できる <input type="checkbox"/> 11 伐開除根作業が設計図書に定めた条件を充たし、発生した伐開木・根株・枝条等の適切処理も確認できる <input type="checkbox"/> 12 道路造成の横断勾配・土質等は設計図書等に基づき適切施工し、仕上も基準値を十分に満していると確認できる <input type="checkbox"/> 13 仮設道路・排水施設等は、設計図書に基づき施工・管理し、出来形管理も適切であると確認できる <input type="checkbox"/> 14 盛土材料として、有害な不純物を含まない適切な材料が使用されている <input type="checkbox"/> 15 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 16 その他(理由:)					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。									
		【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c
評価値	ばらつきで判断不可能															
90%以上	b															
75%以上90%未満	b'															
75%未満	c															
		① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。														

3 出来形 及び 出来ばえ	9 土工(きめ細やかな施工を伴う区画整理、農地造成、林道開設など)を主とする工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。											
		【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 1 準備作業(伐開・除根・除草等)が発生した枝木・根株・ゴミ等が適切に処理されていると確認できる <input type="checkbox"/> 2 掘削面の土砂等は、乱さないよう丁寧に鉤取り、適切な場所に搬出していると確認できる <input type="checkbox"/> 3 基礎地盤が急勾配の斜面では、法面の崩壊や不等沈下防止のため、段切等適切に施工している <input type="checkbox"/> 4 盛土中に暗渠・管等の構造物のある場合は、偏圧の掛らないように施工していると確認できる <input type="checkbox"/> 5 路床・排水路等は設計図書に基づき施工管理し、その出来形も適切と確認できる <input type="checkbox"/> 6 着手前に崩壊・湧水等を調査確認し、適切な排水対策を実施していることが確認できる <input type="checkbox"/> 7 地滑り・崩壊等の恐れある場合に、適切な予防法を工夫して施工していると確認できる <input type="checkbox"/> 8 掘削などで立木等に損傷を与えず、又、飛散防止等に注意を払って施工していると確認できる <input type="checkbox"/> 9 道路造成の横断勾配・幅員・基準高・土質等は設計等に基づき適切施工管理し、仕上も基準値を十分に満足 <input type="checkbox"/> 10 表土剥取時に細心の注意(雑物等混入・基礎へ表土混入・逸散等の防止)を払っている(農林用地造成など) <input type="checkbox"/> 11 土壌改良用肥料は法律に基づく保証書があり、施工も仕様書等に基づき細心の注意を払っている(農林用地造成など) <input type="checkbox"/> 12 畦畔・溝畔等は設計図書に基づき施工し、仕上も規格値を十分に満している(農林用地造成など) <input type="checkbox"/> 13 仮設道路・排水施設等を設計図書に基づき施工管理し、出来形管理も適切であると確認できる <input type="checkbox"/> 14 造成・整地等は設計図書等に基づき施工され、仕上は土工に関する基準値を十分に満している <input type="checkbox"/> 15 雨水等による崩壊・土砂の流亡等を防止するための排水対策を実施していると確認できる <input type="checkbox"/> 16 盛土や路床路体材料として、有害な不純物を含まない適切な材料の使用が確認できる <input type="checkbox"/> 17 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 18 その他(理由:) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。											
II 品質		【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c	① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。	
評価値	ばらつきで判断不可能																	
90%以上	b																	
75%以上90%未満	b'																	
75%未満	c																	

3 出来形 及び 出来ばえ	10 法面保護・吹付(種子・客土・植生/スズク/コンクリート/セメント)を主とする工事 ※法枠は3 護岸に含む	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。											
		【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 1 吹付工の施工基面(法面)が、平滑に仕上げられていると確認できる <input type="checkbox"/> 2 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去して施工していると確認できる <input type="checkbox"/> 3 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう十分に締固を行っている確認できる <input type="checkbox"/> 4 雨水などによる崩壊が起こらないように、排水対策を実施していると確認できる <input type="checkbox"/> 5 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 6 吹付け厚さが均等であると管理記録で確認できる <input type="checkbox"/> 7 地盤に適したアンカー規格・配置の採用で、ネット・金網などを適切に保持していると確認できる <input type="checkbox"/> 8 設置されたネット・金網などが施工基面に馴染み、又、機能を損なうような破損も生じていないと確認できる <input type="checkbox"/> 9 ネット・金網などの境界部や地山との間にアカーが施され、余分な隙間を生じていないと確認できる <input type="checkbox"/> 10 グランドアカー設計支持力確保を削孔位置・径・長・方向と引抜試験等で確認できる(法面防護ネットなど) <input type="checkbox"/> 11 アカー部のグラウト材等注入に際し、充填圧力が適正と管理記録等で確認できる(法面防護ネットなど) <input type="checkbox"/> 12 種子・植生等の施工時期が定められた条件を満足していると確認できる(種子・客土・植生材系) <input type="checkbox"/> 13 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる(種子・客土・植生材系) <input type="checkbox"/> 14 金網等の重ねは、必要・適切な幅(一般にセメント・コンクリート吹付では12cm以上)を確保していると確認できる <input type="checkbox"/> 15 吸水性の吹付面は、事前に吸水させてから施工していると確認できる(コンクリート・モルタル系) <input type="checkbox"/> 16 吹付け厚さに応じて、必要により4層以上に分割して施工していると確認できる <input type="checkbox"/> 17 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場採取であると確認できる(コンクリート・モルタル系) <input type="checkbox"/> 18 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っている確認できる(コンクリート・モルタル系) <input type="checkbox"/> 19 法面の吹付けは、地山に沿って巻き込んで施工していると確認できる(コンクリート・モルタル系) <input type="checkbox"/> 20 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。											
II 品質		【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c	① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。	
評価値	ばらつきで判断不可能																	
90%以上	b																	
75%以上90%未満	b'																	
75%未満	c																	

3 出来形及び出来ばえ	11 基礎工事(地盤改良・入替工等を含む)を主とする工事	品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。											
		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 <input type="checkbox"/> 1 杭や鋼矢板に損傷・補修痕がないと確認できる(モクリト・鋼管・井筒・場所打・深礎等杭(以下「各種杭関係」という。矢板護岸など)) <input type="checkbox"/> 2 既製杭の打止メや場所打杭・鋼矢板の施工管理方法を明示し、実施記録も整理している(杭関係、矢板護岸など) <input type="checkbox"/> 3 杭頭処理において杭本体を損傷していないと確認できる(各種杭関係) <input type="checkbox"/> 4 杭や鋼矢板の水平度・安全度・鉛直度・噛合等が設計仕様等を満足し確認できる(各種杭関係、矢板護岸など) <input type="checkbox"/> 5 溶接の品質管理に関し、設計図書の仕様を満足し確認できる(各種杭関係) <input type="checkbox"/> 6 場所打杭でHミ管をコンクリート内に2m以上挿入した施工を確認できる(各種杭関係) <input type="checkbox"/> 7 杭が支持地盤に達していると掘削深・掘削土砂等から確認できる(各種杭関係) <input type="checkbox"/> 8 杭の掘削深度・排出土砂・孔内水位変動・孔内安定液濃度・比重(用いる場合)等が、設計仕様を満足している(各種杭関係) <input type="checkbox"/> 9 ライナー組立を偏心・歪が少なく配慮した施工と確認できる(各種杭関係) <input type="checkbox"/> 10 配筋・スペーサーの配置と生打設等が設計仕様を満足していると確認できる(各種杭関係) <input type="checkbox"/> 11 杭裏込材の注入圧力等が施工記録により確認できる(各種杭関係) <input type="checkbox"/> 12 品質管理資料(杭の強度確認・セメントの比重管理等)を整理している(各種杭関係) <input type="checkbox"/> 13 地盤改良材のバラツキ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していると確認できる(地盤改良関係) <input type="checkbox"/> 14 地盤改良で、セメントの比重・スリ-噴出量・強度等の管理資料を整理していると確認できる(地盤改良関係) <input type="checkbox"/> 15 地盤改良前に土質試験を実施し、改良材・必要添加量等を設定していると確認できる(地盤改良関係) <input type="checkbox"/> 16 地盤改良箇所が均一に改良されて、十分な強度と支持力の確保を確認できる(地盤改良関係) <input type="checkbox"/> 17 地山との取合が適切で、施工基面も平滑に仕上げ、地盤面・基盤面に不陸が生じていないと確認できる <input type="checkbox"/> 18 基礎地盤の整形、清掃、地表水や地下水処理(排除・ドライ状態)等を適切実施した状態で施工と確認できる <input type="checkbox"/> 19 仮設の道路・排水施設等が設計図書に基づき施工・管理され、出来形管理も適切と確認できる <input type="checkbox"/> 20 造成・整地等は設計書等に基づき施工し、仕上も土工に関する基準値を十分に満足している <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:)					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。											
II 品質		<input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <tr><th>評価値</th><th>ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr><td>90%以上</td><td>b</td></tr> <tr><td>75%以上90%未満</td><td>b'</td></tr> <tr><td>75%未満</td><td>c</td></tr> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c	<p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>	
評価値	ばらつきで判断不可能																	
90%以上	b																	
75%以上90%未満	b'																	
75%未満	c																	

3 出来形及び出来ばえ	12 コンクリート橋(PC及びRC)上部工製作/架設、及び上下部一体築造工を主とする工事	品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。											
		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 <input type="checkbox"/> 1 生コン品質(強度、W/C、最大骨材径、塩化物量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)確認に配合試験・試験練を実施「製造・施工共」 <input type="checkbox"/> 2 生コン打設時の受入試験(温度・スランプ・空気量)を適正頻度実施し、供試体が当該現場品と確認できる「製造・施工共」 <input type="checkbox"/> 3 設定諸条件を満たす運搬時間・打設投入高・締固・養生・ポンプ打設(配管・圧送)等である「寒中・暑中Co含」 <input type="checkbox"/> 4 JS規格外品を含め指定材料の規格・品質の証明書類を整備し、寸法誤差が少ない良品使用も確認できる <input type="checkbox"/> 5 エコリト圧縮強度が管理・標準示方書(施工編)に定める強度に達した後、型枠・支保工を取出している「製造・施工共」 <input type="checkbox"/> 6 鉄筋の規格・品質が証明書類(シート等)で確認できる「製造・施工共」 <input type="checkbox"/> 7 工場製作・現場施工を問わず鉄筋の引張強度・曲強度が設計図書の仕様を満すると試験値で確認できる <input type="checkbox"/> 8 生コン打設まで鉄筋に有害物(錆・泥・油等)が付着しないよう保管・管理し、又、打継目処理も適切と確認できる <input type="checkbox"/> 9 工場製作・現場施工を問わず、圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている確認できる <input type="checkbox"/> 10 鉄筋・鋼材の加工組立(振り・曲半径・継手長・継手位置等)が示方書・設計仕様を満足し確認できる「製造・施工共」 <input type="checkbox"/> 11 生コン現場養生は設計仕様を満足し、構造物と同様な養生条件の供試体で圧縮強度試験を行っている <input type="checkbox"/> 12 スペーサーの品質及び個数・配置・振りなどが、設計図書の仕様を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 13 プレベ-ム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 14 現場施工時に使用する装置(機器)のキャリブレーションが、実施されていると確認できる <input type="checkbox"/> 15 PC鋼材の緊張やグラウト注入等が、設計仕様を満足し適切に行っていると施工管理記録から確認できる <input type="checkbox"/> 16 フレッキング時のコンクリート圧縮強度が設計図書の仕様(通常、最大圧縮力度の1.0倍)以上と確認できる <input type="checkbox"/> 17 工場・現場施工を問わず、コンクリート表面の状態が良(シヤカや気泡少・進行性や有害なクック無し) <input type="checkbox"/> 18 構造物基礎地盤に掘過ぎも無く、整形・安定処理等が適切で、盛土等の締固も設計条件を満足し確認できる <input type="checkbox"/> 19 二次製品の保管・吊込・据付等に十分注意を払い、適切深の確保と関係諸基準に基づく設置が確認できる <input type="checkbox"/> 20 舗設は気象条件等に配慮、出荷・現場到着・舗設時等を品質管理、路面の沈下・不陸も無く平坦性を確保している <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:)					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。											
II 品質		<input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <tr><th>評価値</th><th>ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr><td>90%以上</td><td>b</td></tr> <tr><td>75%以上90%未満</td><td>b'</td></tr> <tr><td>75%未満</td><td>c</td></tr> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c	<p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>	
評価値	ばらつきで判断不可能																	
90%以上	b																	
75%以上90%未満	b'																	
75%未満	c																	

3	出来形及び出来ばえ	13 補強土壁工を主とする工事	a	a'	b	b'	c	d	e							
<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]			ばらつき判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。								
II 品質			【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 1 盛土材料の土質が適切であると確認できる <input type="checkbox"/> 2 盛土の締固めを適切な条件(人力機械別・巻き出し厚・敷均し・転圧作業等)で施工していると確認できる <input type="checkbox"/> 3 プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料(ミルシート・仕様書・製作用領書など)で的確に確認できる <input type="checkbox"/> 4 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられていると確認できる <input type="checkbox"/> 5 盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていると確認できる <input type="checkbox"/> 6 仕様書等で定められている品質管理が実施されていると確認できる <input type="checkbox"/> 7 材料の連結又は、かみ合わせが適切に実施されていると確認できる <input type="checkbox"/> 8 基礎地盤の整形・清掃・湧水処理等が適切に実施されていると確認できる <input type="checkbox"/> 9 端部における地山との摺り付けに有害な段差など無く、適切であると確認できる <input type="checkbox"/> 10 施工した構造物に有害なクラックが無いと確認できる <input type="checkbox"/> 11 施工箇所周辺の工作物などに有害なクラックや損傷部がないと確認できる <input type="checkbox"/> 12 路面復旧用混合物の品質が、配合設計・試験練の結果又は事前審査証明書で確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 13 舗設作業は気象条件に配慮し、出荷・現場到着・舗設時等の品質管理を記録確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 14 路面復旧等を適切に行い、路面沈下・不陸が無く、平坦性を確保していると確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 15 二次製品の保管・吊込・据付等に十分注意を払い、適切深の確保と関係諸基準に基づく設置が確認できる <input type="checkbox"/> 16 準備作業(伐根・除草等)により発生した枝木・根株・ゴミ等の適切処理が確認できる <input type="checkbox"/> 17 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 18 その他(理由:) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。		<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上			<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c	① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。			
評価値	ばらつきで判断不可能															
90%以上	b															
75%以上90%未満	b'															
75%未満	c															

3	出来形及び出来ばえ	14 土木構造物塗装工を主とする工事 ※鋼製構造物を主とするが、Rc構造物(防水)塗装を含む	a	a'	b	b'	c	d	e							
<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]			ばらつき判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。								
II 品質			【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 1 塗装等の作業にあたり、塗装面(重塗りも含み)が十分な乾燥状態で施工している <input type="checkbox"/> 2 設計書・仕様書等に基づき、ケレン等の下処理を入念に実施していると確認できる <input type="checkbox"/> 3 天候の確認、気温及び湿度等が記録測定され、塗装等の作業を行っている確認できる <input type="checkbox"/> 4 塗料類を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していると確認できる <input type="checkbox"/> 5 鋼材などの表面および被塗装面の汚れ・油類等を除去し塗装等を行っている確認できる <input type="checkbox"/> 6 塗料類の空缶管理について、確実に空であることが判る写真等で使用量が確認できる <input type="checkbox"/> 7 塗り残し・ながれ・しわ・気泡・むら・たれ・はけ目等の欠陥がなく塗装されていると確認できる <input type="checkbox"/> 8 塗膜に有害な付着物が無いと確認できる <input type="checkbox"/> 9 溶接部・ボルト接合部・構造の複雑な部分でも、必要な塗膜厚などを確保していると確認できる <input type="checkbox"/> 10 塗料等の規格・品質は、出荷証明書・塗料成績表などで、製造日・ロット番号・色彩・数量が確認できる <input type="checkbox"/> 11 仮設足場や防護シート等が、設計書、仕様書等に基づき適切に施工管理されていると確認できる <input type="checkbox"/> 12 仮設足場の躯体固定(アンカー設置など)箇所では、塗装面同等の適切な後処理をしていると確認できる <input type="checkbox"/> 13 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 14 その他(理由:) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。		<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上			<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c	① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。			
評価値	ばらつきで判断不可能															
90%以上	b															
75%以上90%未満	b'															
75%未満	c															

3	出来形及び出来ばえ	15 公園工を主とする工事 ※施設整備・施設整備を含む基盤整備・植栽などが該当	a	a'	b	b'	c	d	e							
<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。										
II 品質			【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されていると確認できる <input type="checkbox"/> 2 使用材料の品質を証明する書類が整備されていると確認できる <input type="checkbox"/> 3 JS規格外品が、品質保証書等(現物照合を含)で設計・仕様書等の規格・品質を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 4 二次製品の保管・吊込・据付等に十分注意を払い、適切深の確保と関係諸基準に基づく設置が確認できる <input type="checkbox"/> 5 二次製品の継目部には隙間・ズレがなく、目地モルタルが適切に施工されていると確認できる <input type="checkbox"/> 6 造成・整地等が横断勾配・土質等が設計図書等に基づき施工され、仕上も基準値を十分に満足している <input type="checkbox"/> 7 遊具その他設置品の組立(ボルト等締付・現場塗装等)が、クラック・傷・破損・ムラ等もなく適切である <input type="checkbox"/> 8 遊具その他設置品による地山や構造物との取合・摺付は良好に施工されていると確認できる <input type="checkbox"/> 9 植栽樹木等が設計図書等で規定する規格・品質などを満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 10 植栽樹木等の生育に害のあるもの(害虫等)がなく、損傷はちくずれ等がないよう、適切に保護養生している <input type="checkbox"/> 11 植栽完了後、余刺枝の剪定・整形その他活着が促されるよう必要な手入れを行っている確認できる <input type="checkbox"/> 12 肥料を直接樹木の根にふれないよう均一に施肥し、添木も植栽木にぐらつきが無いように設置している <input type="checkbox"/> 13 植生する樹木等に応じて余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕している確認できる <input type="checkbox"/> 14 生コン打設は諸条件に適した運搬時間、打設投入高・締固・養生方法で施工している「※寒中・暑中コンクリート等含」 <input type="checkbox"/> 15 造形品や修景石などの保管・吊込・据付等に十分注意を払い、関係諸基準に基づく適切設置と確認できる <input type="checkbox"/> 16 鉄筋・鋼材は、規格をミルト等で、生コン打設迄の保管も適切(錆・泥・油等有害物付着が無)と確認できる <input type="checkbox"/> 17 各種設備類の取付・仕上が良好で、関係諸基準に基づく各種試験を行い、動作試験でも正常に作動した <input type="checkbox"/> 18 種子・植生等の施工時期が設計・仕様等で定められた条件を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 19 路面用混合物の品質が、配合設計・試験の結果又は事前審査証明書類で確認できる(路面舗装時) <input type="checkbox"/> 20 路面舗装が気象条件に配慮し適切と、出荷・現場到着・舗装時等の品質管理で確認できる(路面舗装など) <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:)			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行った。										
【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上			<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table>			評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c	① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。		
評価値	ばらつきで判断不可能															
90%以上	b															
75%以上90%未満	b'															
75%未満	c															

3	出来形及び出来ばえ	16 植栽工・構工・筋工・伏工などを主とする工事 ※種子吹付は10.法面吹付に含む	a	a'	b	b'	c	d	e							
<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。										
II 品質			【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 1 植栽樹木等が設計図書等で規定する規格・品質を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 2 植栽樹木等の活着が促されるよう、適切な管理が行われていると確認できる <input type="checkbox"/> 3 植栽樹木等に損傷はちくずれ等がないよう、保護養生が適切に行われていると確認できる <input type="checkbox"/> 4 樹木・地被類・つる性植物等に、樹幹の割れ・病害虫等がないと確認できる <input type="checkbox"/> 5 植栽完了後に余刺枝の剪定・整形その他必要な手入れを行っている確認できる <input type="checkbox"/> 6 施肥や土壌改良の使用量が適切で、肥料が直接樹木の根にふれないよう均一な施肥であると確認できる <input type="checkbox"/> 7 植生する樹木等に応じて余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕している確認できる <input type="checkbox"/> 8 支柱は指定の品質・法規格に適合し、根入深・樹木保護材・樹木結束(条数なども)適切と確認できる <input type="checkbox"/> 9 植栽樹木等の生育に害のあるものは除去されていると確認できる <input type="checkbox"/> 10 植栽樹木等について、品質・産地などの証明書類(生産地証明等)を整備している確認できる <input type="checkbox"/> 11 樹名板などの表示を視認しやすい場所に据付けられていると確認できる <input type="checkbox"/> 12 植栽客土の土質が、設計(土壌硬度試験・土壌試験PH)を実施し施工に反映等を満たしていると確認できる <input type="checkbox"/> 13 築山等の客土や柵・筋・伏等と地山との取合も適切で、背面土の流出防止への配慮も確認できる <input type="checkbox"/> 14 地盤が雨水による崩壊・滞水が起こらないよう、雨水対策を実施していると確認できる <input type="checkbox"/> 15 各工種の施工に適した法面整形・段切を行い、障害となる根株・転石等を除去していると確認できる <input type="checkbox"/> 16 設計書・仕様書等で定められている施工品質の管理を実施している確認できる <input type="checkbox"/> 17 使用材料の品質を証明する書類が整備されていると確認できる <input type="checkbox"/> 18 柵等の設置深・根入が十分で、支柱は鉛直に設置され柵等との結束が堅固で緩みがない <input type="checkbox"/> 19 各工種の特徴、要点を理解し、施工に創意工夫が見られる <input type="checkbox"/> 20 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:)			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行った。										
【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上			<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table>			評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c	① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。		
評価値	ばらつきで判断不可能															
90%以上	b															
75%以上90%未満	b'															
75%未満	c															

3 出来形及び出来ばえ	17 電線共同溝工(開削工)を主とする工事 ※通線のみを除く	品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。									
		<p>【評価対象項目】</p> <input type="checkbox"/> 1 指定材料(管路材等)の規格が、品質を証明する書類(工場管理資料など)で確認できる <input type="checkbox"/> 2 管路間隔、管路条数が設計図書及び電線共同溝設計施工指針などに適合していると確認できる <input type="checkbox"/> 3 管路の形状・外観を目視および打音によりの確に管理していると資料で確認できる <input type="checkbox"/> 4 管路部の通過試験を行っており、試験結果から所要の導通性を保持していると確認できる <input type="checkbox"/> 5 躯体および蓋の据付けが適切に行われていると確認できる <input type="checkbox"/> 6 特殊部の施工基面の支持力(地耐力)があることが管理記録から確認できる <input type="checkbox"/> 7 特殊部の施工基面が平坦に仕上げられていると管理記録から確認できる <input type="checkbox"/> 8 特殊部等の施工を、隣接各70gに目違いによる段差・蛇行などが無いように敷設していると確認できる <input type="checkbox"/> 9 生コン品質(強度、W/C、最大骨材径、塩化物量、単位水量等)確認に配合試験・試験練を実施(製造・施工共) <input type="checkbox"/> 10 埋戻しにおいて、材料・巻きだし厚・転圧状態などが設計図書の仕様を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 11 管枕及び埋設シートの設置及び埋設深さ(土被り)が、設計図書の仕様を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 12 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径の許容値を厳守していると確認できる <input type="checkbox"/> 13 舗装復旧等が適切に行われ、路面の沈下や不陸が無く、平坦性を確保していると確認できる <input type="checkbox"/> 14 路面舗設用混合物の品質が、配合設計・試験練の結果又は事前審査証明書類で確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 15 舗設作業は気象条件に配慮し、出荷・現場到着・舗設時等の品質管理が記録確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 16 その他道路構造物等の現況復旧が設計書・仕様書等を満足し適切と、品質管理記録で確認できる <input type="checkbox"/> 17 各種設備類の取付・仕上が良好で、関係基準に基づく各種試験を行い、動作試験での正常作動記録がある <input type="checkbox"/> 18 その他(理由:) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。									
II 品質		<p>【品質に関するばらつき等のチェック】</p> <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table> <p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c
評価値	ばらつきで判断不可能															
90%以上	b															
75%以上90%未満	b'															
75%未満	c															

3 出来形及び出来ばえ	18 上水道工(開削工)を主とする工事	品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。									
		<p>【評価対象項目】</p> <input type="checkbox"/> 1 配管材料の規格・品質がミルシートで確認できる <input type="checkbox"/> 2 弁等々の規格・品質が設計書を満たしているかミルシートで確認できる <input type="checkbox"/> 3 管類の取扱・運搬に際し、管内外面の塗装等を損傷しないよう適切な処理を講じていると確認できる <input type="checkbox"/> 4 配管の接続状況が良好と、継手チェック・写真等で確認できる ※メカニカル継手ではボルト締付トルクを含む <input type="checkbox"/> 5 仕切弁・消火栓が正しく設置されていると確認できる <input type="checkbox"/> 6 管明示テープ・管表示テープの設置状況が確認できる(ポリエチレンスリーブを含む) <input type="checkbox"/> 7 管保護工の施工が適切であると確認できる <input type="checkbox"/> 8 掘削時の湧水等に対して、適切な排水対策を実施していると確認できる <input type="checkbox"/> 9 管路床付面、地盤面、基盤面が良好な仕上げで不陸が生じていないと確認できる(開削) <input type="checkbox"/> 10 仮設土留工の設置・残置中の安定が確保できるよう適切に施工していたと確認できる(開削) <input type="checkbox"/> 11 管の両端や上部、土留矢板部での埋戻・締固を適切な方法で施工し、管周辺等に空隙が生じていない <input type="checkbox"/> 12 埋戻し・締固・舗装復旧が(占用条件等も満たす)適切な施工であると確認できる <input type="checkbox"/> 13 設計仕様・占用条件などに規定する管土被りが確保されていると確認できる <input type="checkbox"/> 14 施工時の試験結果及び記録が整備され、適切に行われていると確認できる <input type="checkbox"/> 15 溶接作業が適切に行われていると確認できる(鋼管・鑄鉄管などで該当時のみ) <input type="checkbox"/> 16 路面舗設用混合物の品質が、配合設計・試験練の結果又は事前審査証明書類で確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 17 舗設作業は気象条件に配慮し適切と、出荷・現場到着・舗設時等の品質管理で確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 18 舗装復旧等を適切に行い、路面の沈下・不陸が無く、平坦性を確保していると確認できる <input type="checkbox"/> 19 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 20 その他(理由:) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。									
II 品質		<p>【品質に関するばらつき等のチェック】</p> <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table> <p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c
評価値	ばらつきで判断不可能															
90%以上	b															
75%以上90%未満	b'															
75%未満	c															

3 出来形及び出来ばえ	19 下水道工(開削・推進)、その他類似管工(水路)を主とする工事	品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 ↑ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつき判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。									
		<p>【評価対象項目】</p> <input type="checkbox"/> 1 管・マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる <input type="checkbox"/> 2 管路埋設箇所などの埋戻し・締固めが、適切な方法で施工されていると確認できる <input type="checkbox"/> 3 生コン品質(強度、W/C、最大骨材径、塩化物量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)確認し、配合試験・試験練を実施 <input type="checkbox"/> 4 生コン打設時施工現場で、強度・スラフ・空気量等の確認と、供試体採取の適正頻度実施を確認できる <input type="checkbox"/> 5 生コン打設は諸条件に適した運搬時間、打設投入高・締固め・養生方法で施工している(※寒中・暑中コンクリート等) <input type="checkbox"/> 6 掘削時の湧水等に対して、適切な排水対策を実施していると確認できる <input type="checkbox"/> 7 管路床付面、基礎・基礎面の整形、清掃が良好に実施されていると確認できる(開削) <input type="checkbox"/> 8 仮設土留などが、設計書、仕様書等に基づき適切に施工管理していると確認できる(開削) <input type="checkbox"/> 9 マンホール・管など、二次製品の吊込・据付の際に常に充分注意を払っていると確認できる <input type="checkbox"/> 10 管架の接合状況や中心線の通りが良好など、適正な通水量が確保されていると確認できる <input type="checkbox"/> 11 管両端や上部、土留矢板・立坑の埋戻し・締固めを適切な方法で施工し、管周辺等に空隙が生じていない <input type="checkbox"/> 12 路面舗装用混合物の品質が、配合設計・試験練の結果又は事前審査証明書類で確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 13 舗設作業は気象条件に配慮し、出荷・現場到着・舗設時等の品質管理を記録確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 14 路面復旧等が適切に行われ、路面沈下や不陸が無く、平坦性を確保していると確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 15 その他道路構造物等の現況復旧が設計書・仕様書等を満足し適切と、品質管理記録で確認できる <input type="checkbox"/> 16 推進作業の施工管理は、測量や観測結果を毎日整理し、それに基づき施工していると確認できる(推進) <input type="checkbox"/> 17 立孔・鞘管内充填、裏込め注入状況などの不可視部施工状況がデータ等で確認できる(推進) <input type="checkbox"/> 18 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工していると、施工管理記録等から確認できる(推進) <input type="checkbox"/> 19 推進作業の実施状況等がデータで確認できる(推進のみ) <input type="checkbox"/> 20 地盤改良の施工管理状況が作業記録データで確認できる(推進のみ) <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:)					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。									
II 品質		<p>【品質に関するばらつき等のチェック】</p> <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table> <p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c
評価値	ばらつきで判断不可能															
90%以上	b															
75%以上90%未満	b'															
75%未満	c															

3 出来形及び出来ばえ	20 シールド工(下水道・共同溝など)を主とする工事	品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 ↑ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつき判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。									
		<p>【評価対象項目】</p> <input type="checkbox"/> 1 二次製品の規格・品質がミルシートで確認できる <input type="checkbox"/> 2 作業孔(立孔)周辺の埋戻し・締固めが、適切な方法で施工していると確認できる <input type="checkbox"/> 3 生コン品質(強度、W/C、最大骨材径、塩化物量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)確認し、配合試験・試験練を実施 <input type="checkbox"/> 4 生コン打設時施工現場で、強度・スラフ・空気量等の確認と、供試体採取の適正頻度実施を確認できる <input type="checkbox"/> 5 掘削時の湧水等に対して、適切な排水対策を実施していると確認できる <input type="checkbox"/> 6 シールド設備の設置・管理が的確にされている <input type="checkbox"/> 7 作業残土の処理が、資料により確実に実施されたと確認できる <input type="checkbox"/> 8 常に切羽や地表面の状態を観測して施工していることが、施工管理記録等から確認できる <input type="checkbox"/> 9 セグメントの規格・品質がミルシート(工場品質資料)で確認でき、損傷・補修痕等もないと確認できる <input type="checkbox"/> 10 セグメント組立を目途、異物挟込み等に注意し丁寧に行い、所定のトルクでボルトを締付と確認できる <input type="checkbox"/> 11 セグメント組立後、真円保持装置を使用し形状確保に努めていると確認できる <input type="checkbox"/> 12 セグメント継手面シール等の防水工を、仕様書に基づき適切に施工し、漏水がないと確認できる <input type="checkbox"/> 13 裏込め注入状況が適切であると、作業記録でデータ確認できる <input type="checkbox"/> 14 シールドの推進作業(時間・日数等含む)が、データで確認できる <input type="checkbox"/> 15 地盤改良工の施工管理状況が、データで確認できる <input type="checkbox"/> 16 二次コンクリート打設前に、付着物の除去に充分な水洗清掃を行っていると確認できる <input type="checkbox"/> 17 施工後のコンクリート系セグメントや二次覆コンクリートに有害なクラックなど無いと確認できる <input type="checkbox"/> 18 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工していると、施工管理記録等から確認できる <input type="checkbox"/> 19 溶接作業に当たり、作業員の技量が適切と確認を行ったことが記録等により確認できる <input type="checkbox"/> 20 ボルトの適切締付や、締付機や測定機器のキャリブレーション事前実施が記録で確認できる <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:)					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。									
II 品質		<p>【品質に関するばらつき等のチェック】</p> <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table> <p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c
評価値	ばらつきで判断不可能															
90%以上	b															
75%以上90%未満	b'															
75%未満	c															

3 出来形及び出来ばえ	21 管更生工(防食)工を主とする工事	品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。							
		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] <input type="checkbox"/> ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。							
II 品質	21 管更生工(防食)工を主とする工事	【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 1 仕様書等に定められている品質管理が実施されていると確認できる <input type="checkbox"/> 2 指定材料の規格・品質を証明する書類(品質証明)が整備されていると確認できる <input type="checkbox"/> 3 事前調査で、既設管の布設状況(管位置、障害物や浸入水等)を十分に把握し、施工していると確認できる <input type="checkbox"/> 4 施工時に支障がないよう、適切な措置(事前処理)を施していると確認できる <input type="checkbox"/> 5 更生管の仕上がり管体内面に、膨れ・扁平・破損等がなく、設計仕様を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 6 人孔部において更生管口の切断位置・摺付けなどが適切であり、仕上りも良いと確認できる <input type="checkbox"/> 7 本管の取付管口部は、穿孔の切断位置・更生取付管の摺付けが適切であり、仕上りも良いと確認できる <input type="checkbox"/> 8 取付管の管口部において、切断位置・摺付けが適切で、仕上りも良いと確認できる <input type="checkbox"/> 9 硬化作業時の時間及び温度管理等が、施工管理記録から適切に行っていると確認できる <input type="checkbox"/> 10 更生管の物性試験の結果が確認できる <input type="checkbox"/> 11 ライニング施工仕様書の施工制限を気温・湿度が満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 12 ライニング(防食)後の塗残し・気泡・むら・たれ等が無く、塗膜に有害な付着物もないと確認できる <input type="checkbox"/> 13 ガラスクロスを重ね代が適正に施工されていると確認できる <input type="checkbox"/> 14 ライニング各層での仕上げ状態が確認できる <input type="checkbox"/> 15 舗装復旧等が適切に行われ、路面の沈下・不陸が無く、平坦性を確保していると確認できる <input type="checkbox"/> 16 その他道路構造物等の現況復旧が設計書・仕様書等を満足し適切と、品質管理記録で確認できる <input type="checkbox"/> 17 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 18 その他(理由:) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。							
		【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'
評価値	ばらつきで判断不可能													
90%以上	b													
75%以上90%未満	b'													
75%未満	c													

3 出来形及び出来ばえ	22 重要構造物補強工(橋脚・耐震補強・落橋防止等)を主とする工事	品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。							
		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] <input type="checkbox"/> ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。							
II 品質	22 重要構造物補強工(橋脚・耐震補強・落橋防止等)を主とする工事	【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 1 使用材料の品質・形状等が適切(設計仕様を満足)で、かつ現場でも材料確認を適宜・的確に行っている <input type="checkbox"/> 2 仕様書で定められている品質管理が実施され、品質規格証明書を整備していると確認できる <input type="checkbox"/> 3 塗装厚、補強材の配置、ボルト締付けなどが適切であると確認できる <input type="checkbox"/> 4 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していると確認できる <input type="checkbox"/> 5 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造の提案など積極的に取組んでいる <input type="checkbox"/> 6 施工後のメンテナンスに対する提言・修繕サイクル等を勘案した提案等の実施が確認できる <input type="checkbox"/> 7 ボルトの締付機・測定機器のキャリブレーションを実施していると確認できる(架設時) <input type="checkbox"/> 8 二次製品の保管・吊込・据付等に十分注意を払い、適切深と関係諸基準に基づき設置している確認できる <input type="checkbox"/> 9 鉄筋や鋼材、落橋防止装置などの加工・組立が、設計図書の仕様を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 10 溶接作業に当たり、作業員の技量が適切に確認を行っている確認できる <input type="checkbox"/> 11 溶接作業に当たり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足し、品質検査で適切と確認している <input type="checkbox"/> 12 塗装作業は、天候の確認・気温や湿度等の測定・記録をし、塗装面が(重塗)が十分な乾燥状態で施工している <input type="checkbox"/> 13 塗料の品質(製造年月日・ロット番号・色彩・数量)が出荷証明・塗料成績表等で確認できる(工場製作時) <input type="checkbox"/> 14 生コン打設を諸条件に適した運搬時間、打設投入高・締固・養生方法で施工している「※寒中・暑中コンクリート等含」 <input type="checkbox"/> 15 生コン受入試験を施工現場にて必要適正な頻度実施し、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる <input type="checkbox"/> 16 強度試験に使用した供試体が、当該現場の採取・同一品であると確認できる <input type="checkbox"/> 17 生コン養生が設計仕様を満足し、又、コンクリート構造物の表面状態が良好(ヤカや気泡少・進行性や有害なクラックが無い) <input type="checkbox"/> 18 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 19 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 20 その他(理由:) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。							
		【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'
評価値	ばらつきで判断不可能													
90%以上	b													
75%以上90%未満	b'													
75%未満	c													

3 出来形及び出来ばえ	23 防護柵(網)工、落石防止構造物設置工などを主とする工事	II 品質	a	a'	b	b'	c	d	e										
			品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつき判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。							品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。									
【評価対象項目】			<input type="checkbox"/> 1 防護柵設置要綱・視線誘導標設置基準・道路標識ハットブック等の規定を遵守した適切な施工である <input type="checkbox"/> 2 防護柵基礎等の床掘り仕上り面が、地山の乱れや不陸が生じないように施工していること確認できる <input type="checkbox"/> 3 防護柵等の基礎工の施工にあたり、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していること確認できる <input type="checkbox"/> 4 支柱の施工(建込)は、既設舗装面や構造物へ影響が無いように行っていること確認できる <input type="checkbox"/> 5 防護柵基礎・アンカー等の設置箇所の地盤地耐力を把握し、設計仕様通り施工していること確認できる <input type="checkbox"/> 6 防護柵等支柱根入長やボルト締付状況などが設計仕様を満足し、十分な強度を確保していること確認できる <input type="checkbox"/> 7 ガードレールや落石防止網を支柱に取付ける場合、設計図書に定める所定張力を与えていること確認できる <input type="checkbox"/> 8 ガードレールや落石防止網の端部支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリート強度が設計書に定められた以上である <input type="checkbox"/> 9 鉄筋や鋼材、固定金具、各種設備装置等の加工・組立が、設計仕様を満足していること確認できる <input type="checkbox"/> 10 溶接作業に当たり作業員の技量確認を行い、材料の使用区分も設計仕様を満足し、品質検査を適切に行っている <input type="checkbox"/> 11 塗装作業は、天候確認・気温や湿度等の記録測定がされ、塗装面(重塗も含め)が十分な乾燥状態で施工している <input type="checkbox"/> 12 生コン打設において運搬時間、打設投入高・締固、養生方法が、諸条件(施工条件・気象条件)を満足している <input type="checkbox"/> 13 生コン現場養生が設計仕様を満足し、構造物と同様な養生条件の供試体で圧縮強度試験を行っている <input type="checkbox"/> 14 使用する材料の品質・形状等が適切で且つ現場でも材料確認を適宜・的確に行っている <input type="checkbox"/> 15 仕様書で定められている品質管理を実施し、品質規格証明書も整備していること確認できる <input type="checkbox"/> 16 アンカー位置・削孔径・長・方向は設計支持力を確保し、クラフト等充填(加圧値等)も適正と確認できる(法枠工) <input type="checkbox"/> 17 地山との取合は適切に行い、施工基面の仕上りもよく、地盤面・基礎面の平坦性を確保していること確認できる <input type="checkbox"/> 18 路面用混合物の品質が、配合設計・試験練の結果又は事前審査証明書類で確認できる(路面舗装時) <input type="checkbox"/> 19 路面舗装が気象条件に配慮し適切と、出荷・現場到着・舗設時等の品質管理で確認できる(路面舗装時) <input type="checkbox"/> 20 その他道路構造物等の現況復旧が設計書・仕様書等を満足し適切と、品質管理記録で確認できる <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:)							<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。									
【品質に関するばらつき等のチェック】			<input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上							<table border="1"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table> <p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c
評価値	ばらつきで判断不可能																		
90%以上	b																		
75%以上90%未満	b'																		
75%未満	c																		

3 出来形及び出来ばえ	24 道路案内標識板等(諸情報掲示物を含む)設置工を主とする工事	II 品質	a	a'	b	b'	c	d	e										
			品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつき判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。							品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。									
【評価対象項目】			<input type="checkbox"/> 1 道路標識ハットブック・視線誘導標設置基準・防護柵設置要綱等の規定を遵守した適切な施工である <input type="checkbox"/> 2 標識基礎等の床掘り仕上り面が、地山の乱れや不陸が生じないように施工していること確認できる <input type="checkbox"/> 3 標識等の基礎工の施工にあたり、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していること確認できる <input type="checkbox"/> 4 支柱の施工(建込)は、既設舗装面や構造物へ影響が無いように行っていること確認できる <input type="checkbox"/> 5 標識基礎等の設置箇所は、地盤地耐力を把握して施工していること確認できる <input type="checkbox"/> 6 標識等の支柱根入長が、設計図書の仕様を満足していること確認できる <input type="checkbox"/> 7 塗装厚、補強材や鉄筋・固定金具等の配置、ボルト締付などの適切な施工状態を書類で確認できる <input type="checkbox"/> 8 区画線の厚さ、屋間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していること確認できる <input type="checkbox"/> 9 区画線施工時に、設置路面の水分・泥・砂塵及び埃を除去し、プライマーの路面への均等な塗布を確認できる <input type="checkbox"/> 10 区画線消去の際に、表示材(塗料)のみ除去し、路面への影響が最小限であると確認できる <input type="checkbox"/> 11 ペイント式(常温式)区画線に用いるシンナー量が10%程度以下であると確認できる <input type="checkbox"/> 12 生コン打設において運搬時間、打設投入高・締固、養生方法が、諸条件(施工条件・気象条件)を満足している <input type="checkbox"/> 13 生コン現場養生が設計仕様を満足し、構造物と同様な養生条件の供試体で圧縮強度試験を行っている <input type="checkbox"/> 14 使用する材料の品質・形状等が適切で、且つ現場でも材料確認を適宜・的確に行っている <input type="checkbox"/> 15 材料の使用量が適切であると(塗料空缶管理などの写真等で)確実に確認できる <input type="checkbox"/> 16 仕様書で定めている品質管理が実施され、品質規格証明書も整備されていること確認できる <input type="checkbox"/> 17 路面材の品質が、配合設計・試験練の結果又は事前審査証明書類で確認できる(路面舗装時) <input type="checkbox"/> 18 路面舗装が気象条件に配慮し適切と、出荷・現場到着・舗設時等の品質管理で確認できる(路面舗装時) <input type="checkbox"/> 19 その他道路構造物等の現況復旧が設計書・仕様書等を満足し適切と、品質管理記録で確認できる <input type="checkbox"/> 20 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:)							<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。									
【品質に関するばらつき等のチェック】			<input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上							<table border="1"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table> <p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c
評価値	ばらつきで判断不可能																		
90%以上	b																		
75%以上90%未満	b'																		
75%未満	c																		

3 出来形及び出来ばえ	25 区間線等路面標示工・視線誘導工を主とする工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。									
		【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 1 区画線等路面標示の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 2 区画線等路面標示は、施工後の昼間及び夜間の視認性が設計図書の仕様を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 3 路面標示の施工にあたり、設置路面の水分・泥・砂塵及び埃を除去していると確認できる <input type="checkbox"/> 4 路面標示を消去する場合、標示材(塗料など)のみ除去し、路面への影響が最小限であると確認できる <input type="checkbox"/> 5 フライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していると確認できる <input type="checkbox"/> 6 区画線等路面標示の材料が、設計図書の仕様を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 7 ベイント式(常温式)区画線等の路面標示に使用するシナーの使用量が、10%以下であると確認できる <input type="checkbox"/> 8 材料の使用量(塗料の空缶管理など)が適切であると、写真等で確実に確認できる <input type="checkbox"/> 9 防護柵設置要綱・視線誘導設置基準・道路標識ハンドブック等の設置規定・仕様を満足した適切な施工と確認できる <input type="checkbox"/> 10 支柱の施工(建込)にあたり、地盤地耐力を把握し、既設舗装面へ影響が無いよう施工していると確認できる <input type="checkbox"/> 11 標識等の施工に当り、支柱根入長や標識板の高さなどが設計図書の仕様を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 12 設置作業前に天候状況(気温・湿度など)を確認し、塗装面など設置面に十分な接着が得られる状態で施工している <input type="checkbox"/> 13 材料の品質(製造年月日・ロット番号・色彩・数量)が出荷証明・成績表などで確認できる <input type="checkbox"/> 14 使用する材料の品質・形状等が適切で、且つ現場でも材料確認を適宜・的確に行っている <input type="checkbox"/> 15 材料の使用量が適切であると(塗料の空缶管理など)写真等で確実に確認できる <input type="checkbox"/> 16 設計書・仕様書等で定める品質管理を実施し、品質規格証明書も整備していると確認できる <input type="checkbox"/> 17 路面材の品質が、配合設計・試験練の結果又は事前審査証明書類で確認できる(路面舗装時) <input type="checkbox"/> 18 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 19 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 20 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:)					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。									
II 品質		【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c
評価値	ばらつきで判断不可能															
90%以上	b															
75%以上90%未満	b'															
75%未満	c															
		① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。														

3 出来形及び出来ばえ	26 維持工(清掃・除草・応急等)維持修繕工を主とする工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。									
		【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 1 使用材料の品質・形状等が適切で、かつ現場でも材料確認を適宜・的確に行っていると確認できる <input type="checkbox"/> 2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していると確認できる <input type="checkbox"/> 3 監督員の指示事項に対し、積極的な取組(現地状況を勘案し施工方法・構造を提案などが確認できる <input type="checkbox"/> 4 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる(維持工事のみ対象) <input type="checkbox"/> 5 施工後メンテナンスに対する提言・修繕リサイクル等を勘案した提案等の実施を確認できる(修繕工事のみ対象) <input type="checkbox"/> 6 舗装後の交通開放が、定められた条件を満足していると確認できる(舗装時を対象とする) <input type="checkbox"/> 7 混合物の運搬及び舗装にあたり、気象条件を配慮していると確認できる(舗装時を対象とする) <input type="checkbox"/> 8 寸法誤差が少なく、表面状況の良い製品が使用していると確認できる <input type="checkbox"/> 9 二次製品の保管・吊込・据付け等十分注意を払い、適切深と関係諸基準に基づき設置していると確認できる <input type="checkbox"/> 10 仕様書等で定められている品質管理を実施していることが確認できる(維持修繕工事のみ対象) <input type="checkbox"/> 11 材料の品質規定証明書類を整理していると確認できる(維持修繕工事のみ対象) <input type="checkbox"/> 12 JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 13 ショット打設時の供試体採取と、温度・スランプ・空気量等の測定が確認できる(維持修繕工事のみ対象) <input type="checkbox"/> 14 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の採取と確認できる(維持修繕工事のみ対象) <input type="checkbox"/> 15 ショット養生は仕様等を満足し、表面の状態も良(ジャンカや気泡少・進行性や有害なクラックが無い)(維持修繕工事) <input type="checkbox"/> 16 地山との取合や施工面仕上がよく、地盤面・基礎面の不陸が良いと確認できる(維持修繕工事のみ対象) <input type="checkbox"/> 17 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 18 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 19 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 21 <input type="checkbox"/> ※ 清掃・除草等は、規格値・バラツキ判断が困難であり、原則C評価とする。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。									
II 品質		【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c
評価値	ばらつきで判断不可能															
90%以上	b															
75%以上90%未満	b'															
75%未満	c															
		① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。														

3 出来形 及び 出来ばえ	29 仮設構 築物を主 とする工事	品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。											
		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 <input type="checkbox"/> 1 仮設構 造材に支障となるような反り、歪み、傷がないと確認できる <input type="checkbox"/> 2 仮設材の組立・設置が確実になされ、且つ点検も行われていると確認できる <input type="checkbox"/> 3 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法を検討し、実施していると確認できる <input type="checkbox"/> 4 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていると確認できる <input type="checkbox"/> 5 排水を考慮し、良好な床付け面を確保していると確認できる <input type="checkbox"/> 6 路面用混合物の品質が、配合設計・試験練の結果又は、事前審査証明書類で確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 7 舗設作業が適切と、気象条件への配慮、出荷・現場到着・舗設時等の品質管理記録で確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 8 舗装復旧等が適切に行われ、路面沈下や不陸が無く、平坦性を確保していると確認できる(舗装復旧時) <input type="checkbox"/> 9 その他(道路構造物等)現況復旧が設計図書・仕様書等を満足し、品質管理記録も適切であると確認できる <input type="checkbox"/> 10 仮設作業時に、ホルルの締付度を記録し、又、ホルル締付機・測定機器キャリブレーションの作業前の実施も確認できる <input type="checkbox"/> 11 溶接に係る施工計画提出と作業員技量確認を行い、材料も設計仕様を満足し、適切な品質確認検査をしている <input type="checkbox"/> 12 据付基準線・基準高を設計通り施工し、架設前に部材応力・変位等も十分検討し、架設用設備・機材は性能確保できる規模・強度と確認できる <input type="checkbox"/> 13 鋼矢板の打止等は、施工管理方法の整備と記録整理を行い、根入の支持地盤到達が打込深・施工記録等で確認できる <input type="checkbox"/> 14 鋼矢板等の水平・安全・鉛直度・噛合等が設計等を満足し、ライナーフレッド組立では偏心・歪の縮減に配慮していると確認できる <input type="checkbox"/> 15 伐開・除根・除草等の準備作業により発生した枝木・根株・ゴミ等の適切処理が確認できる <input type="checkbox"/> 16 雨水等での崩落・土砂流出等を防止する排水対策や、盛土の滑動防止(基礎地盤の適切な段切)に努めてると確認できる <input type="checkbox"/> 17 路面材の品質が、配合設計・試験練の結果又は事前審査証明書類で確認できる(路面舗装時) <input type="checkbox"/> 18 分別、再資源化を適切に実施していると確認できる <input type="checkbox"/> 19 その他(理由:) <input type="checkbox"/> 20 その他(理由:) <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。											
II 品質		<input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c	<p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>	
評価値	ばらつきで判断不可能																	
90%以上	b																	
75%以上90%未満	b'																	
75%未満	c																	

3 出来形 及び 出来ばえ	30 機械設 備工(用排 水ポンプ、 ケート・除塵 機等含む) で土木に分 類されるもの を主とする 工事	品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。											
		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 <input type="checkbox"/> 1 設計図書、仕様書で定められている品質管理の実施が記録で確認できる <input type="checkbox"/> 2 材料の品質及び形状は、品質照合書類等(現物照合を含む)を整理し、設計仕様との適合が確認できる <input type="checkbox"/> 3 部品の品質・形状は、品質照合書類等(現物照合を含む)が整理され、設計仕様との適合を確認できる <input type="checkbox"/> 4 単体品(組立後)の品質・形状は、品質書類等(現物照合を含む)が整理され確認できる(「JS-法施行令品は証明書省略」) <input type="checkbox"/> 5 設備の機能及び性能が、設計図書等との適切性確認ができ、証明書を整備している <input type="checkbox"/> 6 塗装・溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類が整理され、品質が確認できる <input type="checkbox"/> 7 設置工事、地中電線路などを適切な深さに関係基準に基づき施工していると確認できる。 <input type="checkbox"/> 8 盤内機器の取付・仕上が良好で、配電盤類の関係基準に基づく各種試験を行い、正常に作動と確認できる <input type="checkbox"/> 9 操作制御設備は、操作スイッチや表示灯が承諾図書の通りに配置され、操作性に優れていると確認できる <input type="checkbox"/> 10 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験は、試験書類を整理し適正品質の確認ができる <input type="checkbox"/> 11 配管・配線・地中線等は承諾図書通りに敷設・接続し、室内外等に札を取付て整然と配置していると確認できる <input type="checkbox"/> 12 完成図書に、部品等の点検・交換方法、設備・単体品の製造年月日・製造者資料などを整備していると確認できる <input type="checkbox"/> 13 設備の構造・機器の配置を、点検がし易く交換頻度の高い部品が容易に交換出来る工夫をしていると確認できる <input type="checkbox"/> 14 据付基準線及び基準高は図面通り施工していると確認できる <input type="checkbox"/> 15 基礎ホルルの締付が適切に行われていると確認できる <input type="checkbox"/> 16 シーケンスに従い正常に動作すると確認できる <input type="checkbox"/> 17 操作・設備に関する取扱説明書が工夫され、計器類の運転時の適用範囲なども、見易く表示している <input type="checkbox"/> 18 ハルプ類の平時状態を示すラベルなどが見易く、回転部や高温部等の危険箇所に表示や防護をしていると確認できる <input type="checkbox"/> 19 構造物の劣化状況をよく把握し、適切な対応をしていると確認できる <input type="checkbox"/> 20 現地状況を勘案した積極的取組(製作着手前に技術検討を充分実施して施工方法を提案など)が確認できる <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:) <input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。											
II 品質		<input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c	<p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>	
評価値	ばらつきで判断不可能																	
90%以上	b																	
75%以上90%未満	b'																	
75%未満	c																	

3 出来形及び出来ばえ II 品質	31 電気・照明・通信・受変電設備工、類似工で土木に分類されるものを主とする土木工事	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラつきと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきの判定が可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。</p> <p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</p>								
		<p>【評価対象項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 製作着手前に品質や性能の確保に係る技術検討を実施していると、実施記録で確認できる <input type="checkbox"/> 2 設計図書等で定められている品質管理が実施されていると確認できる <input type="checkbox"/> 3 材料及び構成部品の品質・形状に関し、証明書類の整備で設計図書等との適合を確認できる <input type="checkbox"/> 4 単体品(組立後)の品質・形状は、品質書類等(現物照合可)の整理で確認できる「JIS・法施行令品は証明書を省略」 <input type="checkbox"/> 5 設備・機器の品質・機能及び性能は、機能成績証明書等で設計仕様を満足していると確認できる <input type="checkbox"/> 6 現場条件によって製品(設備・機器)の品質・機能や性能が確認できない場合、工場試験等で確認している <input type="checkbox"/> 7 ケーブル及び配管の接続作業などが、施工計画に記載した手順に沿って行われ、不具合もないと確認できる <input type="checkbox"/> 8 設備全体として、運転性能(動作試験結果)が所定の能力を満足し、装置に必要な安全・保護機能を確認できている <input type="checkbox"/> 9 盤内機器の取付・仕上りが良好で、配電盤類の関係書基準に基づく各種試験が行われていると確認できる <input type="checkbox"/> 10 操作制御設備は、操作スイッチや表示灯が承諾図書の通りに配置され、操作性にも優れていると確認できる <input type="checkbox"/> 11 電線類は接続部処理も適切に行われ、ビット内等で名札が取付けられ、整然と配置していると確認できる <input type="checkbox"/> 12 単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料や、盤内機器等の性能試験表を整備している <input type="checkbox"/> 13 設備全体及び各機器の品質及び性能が、設計図書の規定や関係諸基準に基づく各種試験記録により確認できる <input type="checkbox"/> 14 設備全体の取扱説明書を判読・理解が容易なように工夫していると確認できる <input type="checkbox"/> 15 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していると確認できる <input type="checkbox"/> 16 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易に出来るような工夫が確認できる <input type="checkbox"/> 17 シーケンスに従い正常に動作することが確認できる <input type="checkbox"/> 18 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配備されている <input type="checkbox"/> 19 設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されていると確認できる <input type="checkbox"/> 20 溶接や塗装の管理が設計図書・仕様書の通りに実施されていると確認できる <input type="checkbox"/> 21 その他(理由:) 									
		<p>【品質に関するばらつき等のチェック】</p> <p><input type="checkbox"/> 0~50%程度以内</p> <p><input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内</p> <p><input type="checkbox"/> 80%程度以上</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">評価値</th> <th style="width:70%;">ばらつきで判断不可能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>	評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c
評価値	ばらつきで判断不可能										
90%以上	b										
75%以上90%未満	b'										
75%未満	c										
		<p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>									

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	1 コンクリート構造物(歩道・地 盤等)の工事・RO設置・掘削 打設等)を主とする工 事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅴ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 コンクリート構造物の肌(表面状態)が良い。 <input type="checkbox"/> 2 コンクリート構造物の通り、天端・端部の仕上げが良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 既設構造物とのすりつけ、舗装復旧等路面との取合いも適切である。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 基礎構造や土工仕上げ等の良さから、構造物の安定度の高さがうかがえる。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 構造物にクラックや漏水もない。 <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	2 二次製品構造物(壁・水 管等)を主とする工事、漆 喰土壁法留保線、水門 等を除く	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅴ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 二次製品構造物の通り、天端・端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 2 材料の連結、かみ合わせが良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 既設構造物とのすりつけ、舗装復旧等路面との取合いも適切である。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 基礎構造や土工仕上げ等の良さから、構造物の安定度の高さがうかがえる。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 構造物にクラックや漏水もない。 <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	3 鋼骨・鋼管・水制工、石 (コンクリート)の積・掘工、フ レックス継手工を主とする工 事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅴ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 2 構造物の天端・端部の仕上げが良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 材料のかみ合わせがよく、クラックもない。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 既設構造物とのすりつけ、舗装復旧等路面との取合いも適切である。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 基礎構造や土工仕上げ等の良さから、構造物の安定度の高さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	4 鋼構造物の製作/組立 (水管等を含む)を主とする 工事 炭RO取扱は1.0。 鋼造を含む	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅴ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 表面の補修箇所、部材表面の傷や錆がない。 <input type="checkbox"/> 2 天端・端部の仕上げや、接合・据付が良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 溶接に均一性がある。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 塗装に均一性がある。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 基礎構造や土工仕上げ等の良さから、構造物の安定度の高さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 コンクリート構造物の肌(表面状態)や通りが良い。 <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	5 舗装(アスファルト/コンクリート/骨組みなど)・路肩・側溝工事 を主とする工事 系グラウト工を含む	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 路面の平坦性、勾配が良く、有害な段差が無い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 舗装表面の肌や、端部処理、継ぎ処理が良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 構造物の通りが良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 構造物へのすりつけが良い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 構造物や路面勾配などによる排水処理の良さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、きめ細やかな施工がされ、美観に優れている。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	6 小型構造物(側溝工・用 排水工・造成に伴わない 生草型護岸など)を主とする 工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 構造物の通り、天端や端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 材料の連結、かみ合わせがよく、クラックもない。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 舗装の勾配が適切で、有害な段差が無く、平坦性が確保されている。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 既設構造物との摺りつけや、土工の仕上げが良い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 理由:[]			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	7 面整備・造成工(構造物 造成に伴わない区画整理・保 護型護岸など)を主とする工 事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 切土・盛土の勾配が確保され、法面の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 畦畔・溝畔等の仕上げが良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 路面や造成面の仕上がり(整地・均平)や、構造物への摺りつけが良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 構造物や路面勾配などによる排水処理の良さがうかがえる。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 コンクリート構造物の肌や通り、天端・端部の仕上げが良く、クラックや漏水もない。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	8 土工(切土、盛土、盛積 など比較的大断面の土工) を主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 規定された勾配が確保され、法勾配の変化部には干渉部を設けている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 切土法面の施工にあたって、浮き石除去等、表面が適切に施工されている。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 土工面の仕上がり(整地・均平)や通りが良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 構造物との取合い・摺りつけ等が設計図書を満足するよう施工されている。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 木根・滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう、処理が行われている。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 天端や端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 残土などは適切に処理されている。			

千円

(検査員)

審査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	9 土工(谷め割やかな土工 を伴う区画整理、土地改良、 林道開削など)を主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 切土・盛土の勾配が確保され、法面の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 畦畔・溝畔等の仕上げや排水路など構築物の通りが良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 路面や造成面の仕上げ(整地・均平)、構築物への摺付けが良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 植生・吹付け等の表面処理状態が均一である。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 木根・滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう、処理が行われている。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 道路の形状(線形・拡幅・縦横断勾配・土側溝など)が良い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、安定性に優れている。			

千円

(検査員)

審査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	10 法面保護・吹付(覆土・ 植生/吹付/コンクリート 仕込み)を主とする工事 兼 法種は3層岸を含む	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 法面施工部の通り・平坦性が良い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 植生、吹付等の施工状態に均一性が高く、補修痕も無く、安定感がある。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 天端仕上げ、端部処理等が良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 浮き石除去等、土工法面部の仕上げが良い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 全体的な仕上り状態が良く、安定性に優れている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 理由:[]			

千円

(検査員)

審査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	11 基礎工事(地盤改良・ 入管工等を含む)を主とする 工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 土工関係の仕上げ、基礎上面の平坦性が良い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 材料の配合状況、構築物のかみ合わせ等から均等性の高さがうかがえる。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 基礎構築物の通りが良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 基礎構築物の端部及び天端の仕上げが良い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 全体的な仕上り状態が良く、安定性に優れている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 理由:[]			

千円

(検査員)

審査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	12 コンクリート橋(PO及び RO)上部工製作/架設、及び 上下部一体架設工を主 とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 コンクリート構築物の肌(表面状態)が良く、クラックもない。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 桁や橋欄・橋台などの通りが良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 天端の仕上げ、端部処理等が良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 支承部に損傷・補修が無く、固定状況や仕上げも良い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 舗装仕上がり(平坦性・勾配、構築物へのすりつけなど)が良い。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。			

千円

(検査員)

審査項目	工種	a	b	c	d
9. 出来形及び出来ばえ	13. 補強土工を主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
10. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケ・補修痕がない。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 基礎上面の平坦性や、土工の仕上げ等の良さから、安定度の高さがうかがえる。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 構造物や路面などへのすりつけ、天端の仕上げ、端部処理等が良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 壁面材の目違い、段差が少なく、構造物の通りが良い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 理由:[]			

千円

(検査員)

審査項目	工種	a	b	c	d
9. 出来形及び出来ばえ	14. 土木構造物施工を主とする工事。架橋・橋脚・橋脚基礎(防水)塗装を含む	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
10. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 塗装層の均一性が良く、色彩の乱れなどが無い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 継手・角などの細部まで、きめ細かな施工がされている。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 補修箇所、タレや斑などの凹凸などが無い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 ケレンの施工状況など下地処理が良好である。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 全体的な仕上り状態が良く、きめ細やかな施工がされ、美観に優れている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 理由:[]			

千円

(検査員)

審査項目	工種	a	b	c	d
9. 出来形及び出来ばえ	15. 公園工を主とする工事。歩道・遊歩道・遊歩道・遊歩道・遊歩道・遊歩道を含む	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
10. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 広場・通路などの整地・均平具合から排水処理の良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 構造物間のすりつけ、構造物の通り・肌等が良く、全体のおさまりも良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 植栽・各種施設などの全体的な美観(形状・配置)が良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 維持管理や公共物としての安全・環境等への配慮がされている。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 全体的な仕上り状態が良く、きめ細やかな施工がされ、美観に優れている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 理由:[]			

千円

(検査員)

審査項目	工種	a	b	c	d
9. 出来形及び出来ばえ	16. 植栽工、掘工・掘工・伏工などを主とする工事。深層子吹付は10. 表面吹付を含む	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
10. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 樹木の樹勢(活着状況)が良い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 支柱・路面保護具など構造物の取付けが堅固である。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 支柱・路面保護具など構造物の取付けがきめ細かく施工されている。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 植栽の全体的な美観(樹形・配置)が良い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 築山・植樹帯などの仕上りが良く、きめ細やかな施工がされ、美観に優れている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 理由:[]			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	17 電線共同溝工(開削工)を主とする工事 兼 運搬のみを除く	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 舗装(含む仮復旧)の勾配・平坦性が適切で、有害な段差が無い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 管路の割れ・カケや、プレキャストコンクリートブロックのカケや不要な隙間等がない。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 管路やプレキャストコンクリートブロックの目違・段差が少ない。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 管路など継手部のホド締付け状態が良い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 接続部の隙間やガタキ(継手面のハッキン設置状況、蓋の安定)等が無い。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、きめ細やかな施工がされ、美観が良い。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	18 上水道工(開削工)を主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 配管の通りが良い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 配管や継手部等(仕切弁・消火栓)に傷・漏水等がない。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 埋戻し及び路面復旧の状態が良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 弁篋等の仕上げが良い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 理由:[]			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	19 下水道工(開削・搬送)、その他敷設工(水漏)を主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 管渠の通り、構内での管との接続が良い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 構内の目地・インパートの仕上げが良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 構造物・注入孔(推進)等の通りや、仕上げが良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 マンホール・樹等の天端と路面との摺付けや、舗装復旧等の状態が良い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 クラックや漏水が無い。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	20 シールド工(下水道・共同溝など)を主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 コンクリート構造物の肌が良く、またRCセグメント等の割れ・カケが無い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 継手の締付等が適切で、目違・段差等が少ない。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 接続部の防水処理が確実になされている。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 継手部・端部や既設構造物との接続部の仕上げが良い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 ホルトの締付状況など、確実な接続強度が確認できる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	21 管更生工/ラレンジ(防食)工を主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 きめ細やかな施工がなされ、傷または補修痕が無い。 <input type="checkbox"/> 2 管口等の端部処理が良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 更生管の通り、管内面の均一性が良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 更生管に、しわ・膨れ(形成・反転)、嵌合・融着(製管)、連結・噛合せ(継管)が無い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。 <input type="checkbox"/> 7 理由:[]			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	22 重量構造物補修工(梁・桁・脚部補修、基礎防止等)を主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 天端・端部の仕上り・接合・据付が良い。 <input type="checkbox"/> 2 支承部などの主要部材に損傷・補修が無く、固定状況や仕上げも良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 溶接に均一性がある。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 塗装に均一性がある。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 既設構造物との接続部等の仕上げや通りも良い。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 コンクリート構造物の肌(表面状態)や舗装復旧等の仕上げも良い。 <input type="checkbox"/> 7 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	23 防落柵(欄)工、落石防止構造物設置工などを主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 支柱やバネ・柵(網などの通り)が良く、ガタツキや隙間等がない。 <input type="checkbox"/> 2 継手部や端部処理が良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 部材表面に傷、錆がない。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 既設構造物との接続部の仕上げが良い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。 <input type="checkbox"/> 7 理由:[]			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	24 道路案内標識板等(道路標識標識板を含む)設置工を主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 設置位置に配慮(視認性・動線上の安全性・景観など)がある。 <input type="checkbox"/> 2 標識の向き・角度、支柱の通りが良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 標識板・支柱に傷・錆・変色がない。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。 <input type="checkbox"/> 7 理由:[]			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	25 区画線等路面標示・標識等工を主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅴ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 塗料の塗布(幅・厚み)が均一である。 <input type="checkbox"/> 2 視認性が良く、滑り止め効果なども高い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 接着状態が良く、路面から剥離の恐れが無い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 施工前の清掃が入念に実施されている。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 施工後の路面に塗料による汚れがない。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。 <input type="checkbox"/> 7 理由:[]			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	26 維持工(清掃・除草、応急等)/維持修繕工を主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅴ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 小構造物等にも細心の注意が払われている。 <input type="checkbox"/> 2 既設構造物とのすりつけが良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 土工の仕上げや、路面の平坦性等が良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 構造物の通り・雨水処理などを含め、きめ細かな施工がなされている。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 コンクリート構造物の肌(表面状態)や舗装復旧等の仕上げも良い。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> ※ 清掃・除草等は、原則C評価とする。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	27 木材・木製品工(木)・木・木製・木土質・木製等)を主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅴ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 金具類等が設計図書等の仕様にあったものが使用され、統一性が良い。 <input type="checkbox"/> 2 形状・寸法等が設計図書等の仕様を確保され、統一性がある。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 地山への密着性や構造物への摺付け等が良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 通りが良く、バランスが保たれ、色調・色むら等も無く、仕上り状態が良好である。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 使い勝手や公共物としての安全・環境・維持管理等の配慮が良い。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 コンクリート構造物への摺付けが良い。 <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、きめ細やかな施工がされ、美観が良い。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	28 土木構造物等取壊し工を主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅴ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 取壊し後の整地等仕上りの状態が良好である。 <input type="checkbox"/> 2 既存部分や関連設備との調整・単部処理が良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 全般的に、きめ細やかな施工がされている。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 取壊し対象(リサイクル材、産業廃棄物等)の散乱等が無く、処理が適切である。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 跡内について、雨水処理など、安全・環境・維持管理等の配慮が良い。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 理由:[] <input type="checkbox"/> ※ 特異な条件を有する場合を除き、原則C評価とする。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	29 仮設構築物工を主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 鋼矢板・親杭の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 2 鋼矢板のかみ合わせ等に不良部がない。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 覆工板のガタツキなどがなく、安定度がある。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 仮設状況に維持管理等の配慮(操作・保守点検が容易)がある。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 床付け面の仕上げや、構造物とのすりつけが良い。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 仮設設備の動作状態において、異常が無く、総合的な機能・運用性が良い。 <input type="checkbox"/> ※ 特異な条件を有する場合を除き、原則C評価とする。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	30 機械設備工(用排水ポンプ、ダート・除塵機等含む)で土木に分類されるものを主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 土木構造物や既設構造物との摺り合わせが良い。 <input type="checkbox"/> 2 主・関連及び操作制御設備が全体的に統制され、運転操作性が良い。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 異常な振動・騒音がなく、動きもスムーズで、総合的な機能・運転性能が優れている。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 公共物としての安全・環境・維持管理等の配慮がなされている。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 製作上の補修跡がなく、溶接・塗装・組立等に細部に渡る配慮がある。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備・照明設備・その他機械工事で土木に分類されるものを主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 製作上の補修跡が無く、溶接・塗装等に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 2 公共物として安全・環境・維持管理等の配慮がなされている。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 構造物とのすりつけが良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 動作状態において、電気的・機械的な異常が無く、総合的な機能・運用性が良い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 ケーブル等の接続方法・収納状況が適切である。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。			

千円

(検査員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	通信設備・受電設備・その他機械工事で土木に分類されるものを主とする工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ		<input type="checkbox"/> 1 主設備・関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 2 公共物として安全・環境・維持管理等の配慮がなされている。 該当3項目以上 …… a <input type="checkbox"/> 3 構造物とのすりつけが良い。 該当2項目以上 …… b <input type="checkbox"/> 4 動作状態で、電気的・機械的な異常が無く、総合的な機能・運用性が良い。 該当1項目以上 …… c <input type="checkbox"/> 5 当該及び関連設備が全体的に協調・統制され、総合的な性能向上への配慮がある。 該当0項目以下 …… d <input type="checkbox"/> 6 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 7 全体的な仕上り状態が良く、美観に優れている。			

静岡県建設工事成績評定要領の運用に関するばらつきについて

1 概要

土木工事成績評定のばらつき判定が可能となる測点数について、従来は 10 点以上の測定値を目安としていたが、5 点以上（出来形及び品質）に改めることとする。

これは、最少サンプル数を 5 点としても、ばらつきの傾向には、大きな差異が認められないことなどによる。

2 同一検査項目の評定の相違について

検査員の検査項目は、担当監督員の検査項目と類似又は同一の検査項目が多いので、評定にあたっては、事前に担当監督員の評定結果について説明を受けてから評定を行うこと。仮に担当監督員の評定と相違した場合には必要に応じ担当監督員等への確認を行うものとする。

担当監督員と総括監督員との同一検査項目（細目別）は、工程管理・安全対策がある。担当監督員と検査員との同一検査項目（細目別）は、施工管理・出来形・品質管理がある。評定者間で、2 段階以上の開きがある場合は、確認を行うものとする。

3 ばらつき判定の測点数、度数及び測定頻度等について

管理図や度数表等の資料があって、ばらつき管理が品質確保につながる場合は、5 点以上の出来形管理測点数あるいは、品質管理資料数があれば、ばらつき判定できることとする。

測定頻度は、施工管理基準の測定基準または試験基準を基本とするとともに、次の各号に留意すること。

- ① ばらつきの管理項目及びばらつきの程度は、評定者間の整合を図る。
- ② 測定数が 4 点以下の場合は、判断不可能を選択する。
- ③ 5 点以上の管理測点数とするため、必要以上に設けた管理測点は（例：測点間隔 20m の工事について、5m 間隔の管理測点数を追加する）ばらつき判定の対象としない。
- ④ 対象となる工種が数量精査により設計変更された場合（精算変更のため現場実測値がそのまま設計値となる。）は、ばらつき判定しない。
例：舗装補修の舗装幅、法面保護工の法長、面積などの出来形精算数値
- ⑤ メーカー型枠等を使用する製作工事並びに区画線工は、ばらつき判定しない。
例：既製品の型枠を使用するコンクリート等製品（異形ブロック製作工など）
例：区画線工（同一線種を 5 路線以上施工する場合は対象とすることができる。）
- ⑥ 河川工事について、左岸と右岸の堤防天端高さは、同一測点であっても個々の測点として取り扱うことができる。（例：測点間隔 20m、延長 60m の左右岸護岸工事の測点数は 8 点）
- ⑦ 道路工事も同様に、車道高さと歩道高さは、同一測点であっても個々の測点として取り扱うことができる。（例：測点間隔 20m、延長 60m の片側歩道と車道の改築工事の測点数は 8 点）同一測点の車道センター高さや左右路肩高さを、個々の測点とすることはできない。
- ⑧ レディーミクストコンクリートに関するスランプ試験、空気量測定、単位水量測定等の受入検査及び供試体の圧縮強度試験については、受注者の技術者（現場代理人、主任技術者等）が関与した 5 資料以上を確認できれば、ばらつき判定できる。（受注者の技術者が立会ただけでは、品質確保につながるとは言えないため、通常ばらつき判定しない。）
- ⑨ 舗装工事における、締固度、現場着荷温度、敷き均し温度、供用開始温度等については、品質確保に役立つ項目で、受発注者が協議し適正な規格値を定めた 5 資料以上であれば、ばらつき判定することができる。
- ⑩ 社内規格値を定めた工事のばらつき度合いは、社内規格値に対するものとする。
- ⑪ 平成 25 年 12 月 12 日付け建工第 53 号で通知した出来形管理のとおり、設計図書に明示している設計値、形状、寸法等は全て、測定項目を設定し適切に管理するものとする。

4 規格値が下限値のみ、あるいは上限値のみの取扱いについて

河川堤防天端高さ及び河川幅のように、マイナス側の規格値をゼロと定め、上限値のみの規格値を設定している工種は、図-3のとおりばらつき判定することができる。

また、表層厚さ等下限値のみの規格値が設定されている5資料の場合については、(コアー厚さの資料は、基層、中間層、表層の合計数)図-4のとおり、仮定上限値を設定したうえで、ばらつき判定することができる。

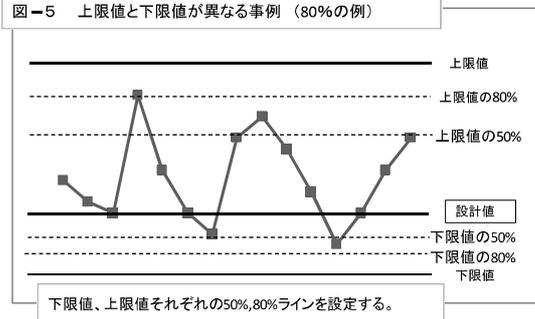
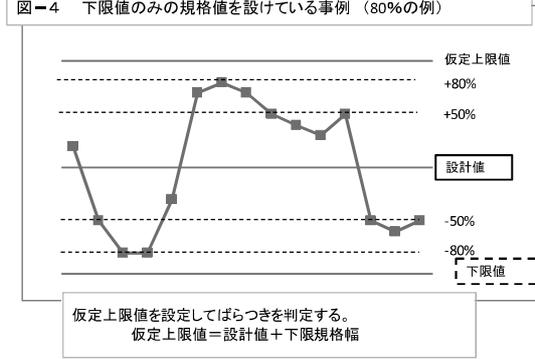
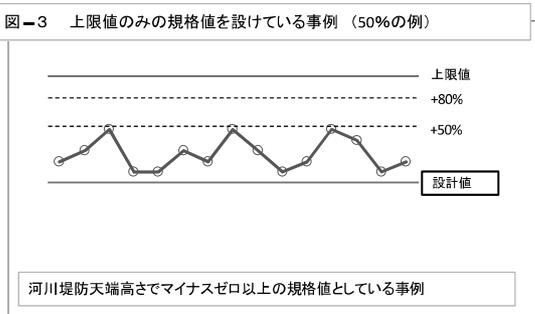
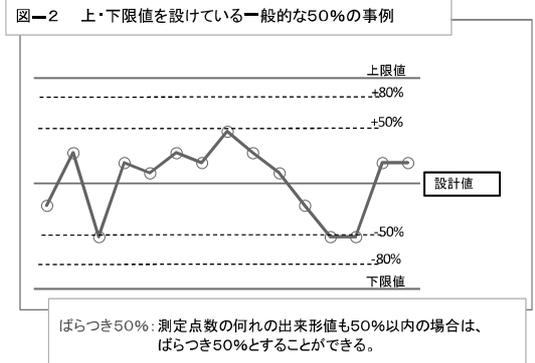
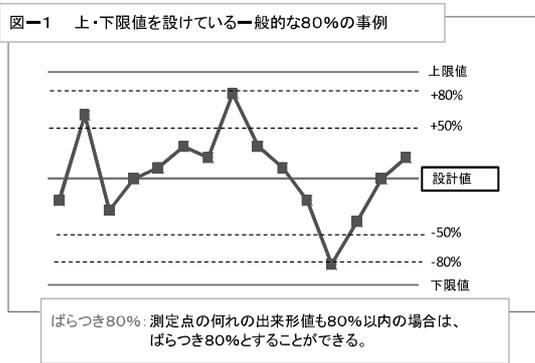
5 公正な評価について

工事成績評価は、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」の中で、公正な評価を行うことが求められています。

このため、検査員、総括監督員、担当監督員は、的確かつ公正な評価に努めてください。

なお、この内容及び成績評価に関する不明な点があった場合は、工事検査課に照会し回答を得たうえで、成績評価することとしてください。

ばらつき判定パターンの事例



工事特性・創意工夫・社会性等の実施状況（監督員説明資料）		
工 事 名	/	
項 目	評 価 内 容	
提 案 内 容		
(説明)		

(添付図)		
写真等添付欄	-----	

写真等添付欄	-----	

写真等添付欄	-----	

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（受注者用）

工 事 名		受 注 者 名
項 目	評 価 内 容	備 考
<input type="checkbox"/> 工事特性 【ポイント】 工事全体を通して当該工事特有の難度の高い条件に対して適切に対応したこと、または他の類似工事に比べて、特異な技術力を発揮したことを評価する。	<input type="checkbox"/> 構造物の特殊性への対応 （規模・技術含む）	構造物の高さ、延長等の規模が特殊な工事 複雑な形状の構造物であることから施工条件が特に変化する工事 その他、特筆すべき技術・固有構造等を伴う工事
	<input type="checkbox"/> 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	近接構造物等への影響に配慮する工事 周辺環境条件により作業条件等に大きな影響を受ける工事 周辺住民等に対し、騒音・振動等を特に配慮する工事 現道上での交通規制に大きく影響する工事 災害防止、災害復旧等の緊急対応が特に必要な工事 施工箇所が広範囲にわたる工事 その他、制約の厳しい工事用道路・作業スペース等、制約条件の極めて高い工事
	<input type="checkbox"/> 厳しい自然・地盤条件への対応	特殊な地盤条件への対応が必要な工事 雨・雪・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 急峻な地形及び土石流危険渓流内等での工事 動植物等の自然環境の保全に特に配慮が必要な工事
	<input type="checkbox"/> 長期工事における安全確保への対応	12ヶ月以上（全面一時中止期間は除く）の工期で事故が無く完成した工事
<input type="checkbox"/> 創意工夫 【ポイント】 「工事特性」で評価するほどでない軽微な工夫。または「工事特性」のような難度を伴わない工事において、工夫等が特筆すべきであった場合。	<input type="checkbox"/> 施工	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫・改善 施工環境の工夫・改善 仮設計画の工夫・改善
	<input type="checkbox"/> 新技術活用	新技術・新工法を活用し、現場で有用であったと認められる工夫
	<input type="checkbox"/> 品質	土工等に関する工夫 コンクリート等に関する工夫 二次製品等の使用材料に関する工夫
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業関係の改善 交通事故防止の工夫
	<input type="checkbox"/> その他	その他
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

- 1 該当する項目の□にレマーク記入
- 2 具体的内容の説明として、写真、略図等を説明資料に整理
- 3 計画資料として対応前に提出すること。
- 4 なお、この書式以外であっても本様式の所定の内容が確認できる文書であれば良い。

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(受注者説明)

工 事 名			
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

富士市土木工事技術的難易度評定基準

1 趣旨

この基準は、富士市建設工事成績評定実施要領（以下「評定要領」という。）第3条第2号の工事の技術的難易度の評定（以下「難易度評定」という。）に関する事項を定める。

2 評定の対象

難易度評定の対象とする工事は、土木工事のうち、請負代金額（変更があった場合は変更後の金額）が500万円以上の工事とする。ただし、工事成績の評定を行わない工事は除く。

3 評定者

評定要領第4条第2号に規定する監督員は、総括監督員とする。

4 評定の方法

- (1) 難易度評定は、富士市土木工事技術的難易度評定手順により行うものとする。
- (2) 難易度評定は、工事施工において確認した事項に基づき、的確かつ公平に実施し、工事技術的難易度評定表（土木）（以下「難易度評定表（土木）」という。）に記録するものとする。
- (3) 難易度評定は、担当監督員が原案を作成し、検査員の意見を踏まえて、総括監督員が行うものとする。

5 評定結果の提出

工事担当課長は、難易度評定表（土木）を、検査依頼書に添えて契約検査課長に提出するものとする。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

富士市土木工事技術的難易度評定手順

工事技術的難易度評定表（土木）（以下「難易度評定表（土木）」という。）の記入は、次の手順により行うものとする。

手順 1 工事の区分

工事区分は、評定対象工事に含まれる最も難易度の高い工事で評定する。

なお、技術的難易度に用いる区分は、「工事区分表」による。

手順 2 小項目の評価

各小項目の評価は、「小項目別評価の運用基準表」の「評価対象事項」欄を基に、各小項目の評価をA、B、Cで行い、難易度評定表（土木）に記入する。

なお、評価内容を記入する際は、「具体的内容」を参考に、評価理由が判るように記入する。

手順 3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順2の各小項目ごとの評価結果から表-1の大項目判定基準に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、難易度評定表（土木）に記入する。

表-1 大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目にA判定が1つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

手順 4 技術的難易度の判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表-2の「易、やや難、難」判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、難易度評定表（土木）に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因A、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が1つあり、かつ、B判定が3個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

「特別考慮要因」とは、小項目別運用表の付加価値として、新工法の採用、超大規模工作物、大規模地震災害後の緊急復興等、とりわけ難度の高い条件の場合をいう。

「特別考慮要因」の評価を行う場合は、下記による。

A：特に困難な、または、特に高度な技術を要する場合

B：困難な、または、高度な技術を要する場合

表－２ 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にB判定が1つあり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下である。
易	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

ただし、土木工事に係る電気通信設備工事等については、表－２（２）に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の評価を行うものとする。

表－２（２） 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が2個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定がなく、かつB判定が1個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が2個以下である。
易	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。 ・大項目の評価にA判定がなく、かつB判定が1個以上ある場合にも、工事特性により「易」と判定してよい。

手順 5 工事区分別の技術的難易度評価

工事の技術的難易度の評価は、手順 4 の「易、やや難、難」判定結果から、工事区分別の技術的難易度対応表における当該工事の工事区分に合致する工事難易値「Ⅰ～Ⅳ」を選定し、難易度評価表（土木）に記入する。

※ 小項目の評価を行う際は、小項目別評価の運用基準表を参考とする。

工 事 区 分 表

事業分類	工種・構造物分類	構造物形式・工法分類	区分番号	
1 河川・治水	1.1 河川築堤		1010	
	1.2 河川護岸		1020	
	1.3 堰・水門		1030	
	1.4 床止め・床固め		1040	
	1.5 樋門・樋管		1050	
	1.6 水路トンネル	1.6.1 山岳トンネル工法		1061
		1.6.2 シールド工法		1062
		1.6.3 推進工法		1063
		1.6.4 開削工法		1064
	1.7 伏せ越し		1070	
	1.8 揚排水機場		1080	
	1.9 雨水貯留池		1090	
	1.10 河川浚渫		1100	
1.11 河川維持管理	(補強・改築は含まない)	1110		
1.12 その他		1120		
2 海岸	2.1 海岸堤防・護岸		2010	
	2.2 突堤・離岸堤		2020	
	2.3 養浜・海岸浚渫		2030	
	2.4 海岸維持管理	(補強・改築は含まない)	2040	
	2.5 その他		2050	
3 砂防・地滑り・急傾斜	3.1 砂防堰堤		3010	
	3.2 流路工		3020	
	3.3 斜面对策	(地下水排除工・抑止杭工を含む)	3030	
	3.4 急傾斜地崩壊対策		3040	
	3.5 砂防維持管理	(補強・改築は含まない)	3050	
	3.6 その他		3060	
4 道路	4.1 トンネル	4.1.1 山岳トンネル工法	4011	
		4.1.2 シールド工法	4012	
		4.1.3 開削工法	4013	
		4.1.4 沈埋工法	4014	
	4.2 共同溝	4.2.1 シールド工法	4021	
		4.2.2 推進工法	4022	
		4.2.3 開削工法	4023	
	4.3 橋梁上部工	4.3.1 RC橋(製作・架設)	4031	
		4.3.2 PC橋(桁・箱桁製作・架設)	4032	
		4.3.3 鋼橋(桁製作・架設)	4033	
		4.3.4 床版工(鋼橋)	4034	
	4.4 橋梁下部工	4.4.1 RC橋台・橋脚	4041	
		4.4.2 鋼製橋台・橋脚	4042	
		4.4.3 合成構造橋台・橋脚	4043	
	4.5 舗装	4.5.1 セメントコンクリート舗装	4051	
		4.5.2 アスファルト舗装	4052	
		4.5.3 ブロック舗装	4053	
	4.6 道路附属施設	4.6.1 防護柵・防止柵・遮音壁	4061	
		4.6.2 標識	4062	
		4.6.3 区画線・視線誘導	4063	
4.7 橋梁附属施設	4.7.1 高欄・橋梁用防護柵	4071		
	4.7.2 伸縮継手・落橋防止装置	4072		
4.8 切土・盛土工		4080		
4.9 斜面安定・法面工	(ブロック積・ブロック張・吹付・植生・覆土・羽口等)	4090		

事業分類	工種・構造物分類	構造物形式・工法分類	区分番号
4 道路	4.10 カルバート工	(現場打ち・プレキャスト)	4100
	4.11 擁壁工	(現場打ち・プレキャスト)	4110
	4.12 排水工	(側溝・管渠・集水柵・地下排水・水路)	4120
	4.13 電線共同溝・CAB	(管路部・特殊部・ハンドホール)	4130
	4.14 情報ボックス	(管路部・ハンドホール)	4140
	4.15 シェッド		4150
	4.16 道路維持管理	(補強・改築は含まない)	4160
	4.17 その他		4170
5 港湾・漁港	5.1 航路泊地	浚渫揚土工	5010
	5.2 防波堤、離岸堤・突堤	防波堤工事(ケーソン式)・(ブロック式)	5020
	5.3 護岸、岸壁	岸壁工事(杭式棧橋を除く)・(杭式棧橋)	5030
	5.4 その他	地盤改良・基礎・ブロック類・ケーソン製作・その他	5040
6 公園・緑地	6.1 基盤施設		6010
	6.2 植栽		6020
	6.3 施設整備	(修景・休養・遊戯・管理施設など)	6030
	6.4 グランド・コート整備		6040
	6.5 自然育成		6050
	6.6 公園維持管理	(補強・改築は含まない)	6060
	6.7 その他		6070
7 下水道	7.1 管渠工	7.1.1 開削工法	7011
		7.1.2 推進工法	7012
		7.1.3 シールド工法	7013
		7.1.4 トンネル工法	7014
		7.1.5 管更生・防食(ライニング)・蓋取替工法	7015
	7.2 ポンプ場・処理場	土木構造物(躯体工事、防食工事)	7020
	7.3 その他		7030
8 上水道	8.1 管渠工	8.1.1 開削工法	8011
		8.1.2 推進工法	8012
		8.1.3 シールド工法	8013
		8.1.4 トンネル工法	8014
	8.2 ポンプ場・浄水場	土木構造物	8020
8.3 その他		8030	
9 治山	9.1 治山	9.1.1 治山ダム	9011
		9.1.2 護岸工・流路・水制工	9012
		9.1.3 斜面对策	9013
	9.2 森林整備	9.2.1 地拵え・植栽	9021
		9.2.2 除伐	9022
	9.3 用地造成	施設用地造成	9030
9.4 維持管理		9040	
9.5 その他		9050	
10 農地・林地整備	10.1 農道・林道	10.1.1 排水工	10011
		10.1.2 擁壁工	10012
		10.1.3 舗装工	10013
		10.1.3 開設工(土工)	10014
	10.2 水路工		10020
	10.3 農林用地造成	10.3.1 ほ場整備	10031
		10.3.2 農用地造成	10032
	10.4 水路トンネル	10.4.1 推進工法	10041
		10.4.2 シールド工法	10042
10.5 畑かん施設工		10050	
10.6 その他		10060	

事業分類	工種・構造物分類	構造物形式・工法分類	区分番号
11 土木工事に係る電気通信・機械設備	11.1 河川電気通信設備	11.1.1 河川本川・河川堤防・その他	11011
		11.1.2 樋門・樋管・揚排水機場・堰	11012
	11.2 砂防・地滑り電気通信設備	11.2.1 砂防・一般	11020
	11.3 道路電気通信設備	11.3.1 道路附属施設・情報BOX シェッド・維持管理・その他	11031
		11.3.2 トンネル・電線共同溝・CAB 地下駐車場・アンダーパス・地下道	11032
		11.3.3 橋梁・共同溝	11033
	11.4 公園電気通信設備	公園一般	11040
	11.5 下水道電気・機械設備	11.5.1 電気設備	11051
		11.5.2 機械設備	11052
	11.6 上水道電気・機械設備	11.6.1 電気設備	11061
		11.6.2 機械設備	11062
11.7 治山電気通信設備		11070	
11.8 農地整備電気通信設備		11080	
11.9 その他		11090	
12 その他	12.1 その他		12010

※ 工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的内容	
			評価 A	評価 B
1 構造物条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工（断面）面積、施工深度等の規模	B評価の事例以外で、特に規模の大きいと思われるもの ・・・工事特性相当	: 構造物の高さ、延長、施工（断面）面積、施工深度等の規模が、やや大きいと判断されるもの ・・・工事特性の1/2程度以上の規模のもの
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む。）	B評価の事例以外で、特に形状の大きいと思われるもの ・・・工事特性相当	: 構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む。）形状等が、やや大きいと判断されるもの ・・・工事特性の1/2程度以上の形状のもの
	③その他	既存構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	B評価の事例以外で、特にその他が困難と思われるもの	: 既存構造物の補強、撤去等特殊な工事等が、やや困難と判断されるもの
2 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料	B評価の事例以外で、特に工法の選定及び使用機械の選定、使用材料に困難をきわめるもの	: 工法の選定及び使用機械の選定、使用材料にやや困難と判断されるもの
3 自然条件	②その他	施工方法に関する技術提案等	B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの	: 施工方法に関する技術提案等が、やや困難と思われるもの
	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水水位の影響等	B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの	「湧水・地下水により工事随行への影響を事前予測」 : 既存の沢を分断する井戸枯れ及び防災対策に配慮 : 地下水水位が高く、湧き水が大量に発生したが、施工段階でアイデアを取り入れるなど苦心した : 地下水水位が高く、地下水水位対策が必要 「湧水・地下水の影響が発生」 : 法面から湧水や床堀時に近接河川より流入多い : 河川内工事のため湧水が多い : 積雪期であり常に湧水が生じている : 切土部に湧水及び盛土期に湧水があり、地下排水で対応 : 切土面に湧水が発生し、対策工法により施工 : 破圧水による堀下げ、安全施工（破圧観測） : 地下水が高く、止水薬注を実施 「湧水・地下水の影響により、対策を実施」 : 河道からの湧水を、大型土のうで法面安全対策し水潜工で対応 : 地下水水位が高く、締切工・水潜工・簡易ウエルで対応 : 工事用道路設置場所は湧水が多く、地下水配水管、既設水路の暗渠配水管の設置が必要 : 周辺井戸の地下水低下により、仮設による水道を設置 : 河床堀削で湧水・洪水対策・湧水による岩盤崩落対策

※A・B評価以外はC評価とする。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具 体 的 内 容	
			評 価 A	評 価 B
3 自然条件	②軟弱地盤	支持地盤の状況、土質条件	軟弱地盤処理（ヘドロ等）	「軟弱地盤により工事随行への影響を事前予測」 : 軟弱地盤上での重機械施工のため対策が必要 : 盤ブクレの検討及び計測管理による施工 : N値10以下、軟弱層15m程度 : 一帯は干拓地内であり、盛土施工に注意を要する : ゆるい砂層の上に泥土が堆積 : 水田跡で表層に腐食土層が介在。不良（泥土=2Kg/cm ² 以下） : 軟弱地盤箇所、ボックス等の動きを細く監視し施工 : 周辺部への影響が懸念されるため堀削勾配変更 : モニタリング施工、盛土に際し沈殿観測をし施工
				「軟弱地盤の影響により、何らかの対策実施」 : 転石層があり杭打ち施工が困難 : 軟弱地盤地区で激しく、計画高・排水計画の見直し : 切土法面に及ぼす節理面对策 : 盛土部の地盤に軟弱層があり、地盤改良を追加施工 : 軟弱地盤箇所、緩速施工 : 重機施工の対策が必要 : CBRが1以下で路床改良し、施工時は鉄板を使用 : 地山含水比が70%、設計CBRも1以下でバッキシ盛土施工 : 薬液注入工法による地盤改良を実施 : 径が1m以上の転石が多く基礎工（PCウェル）に苦慮 : 仮設物の変位観測
			B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの	

※A・B評価以外はC評価とする。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具 体 的 内 容	
			評 価 A	評 価 B
3 自然条件	③作業用道路・ヤード	河川内・海域・急峻な地形条件下等、工用道路・作業スペース等の制約	急峻な地形条件（高低差30m、地山斜面勾配45度）、かつ土運搬及び資材運搬はすべて特装運搬車	「河川内施工」
				「地形的な制約下での施工（足場・作業スペース）」
				<ul style="list-style-type: none"> : 狭隘な施工ヤードで、工用搬入道路の制約が大 : 支保工の支柱を設置 : 作業が台船からの水中作業及び仮橋、築島での作業 : 仮橋設置、作業スペースの制約。池の中に仮橋設置 : ダムサイト下流の急傾斜地帯、ダム湖内作業
				<ul style="list-style-type: none"> : 急峻な地形かつ狭隘な施工ヤード、狭隘な作業場 : 擁壁と斜面に囲まれた狭隘な作業場 : 崩壊土上での作業となり、作業スペースの確保が必要 : 急峻山地のため片押し施工 : 現道と急峻な山斜面の間での作業でありスペースに制約 : 施工上部がスキー場、下が現道で施工ヤードが狭小 : 路面高20mの傾斜地での施工 : 急斜面での作業足場の設置及び施工 : 急峻な地形での作業高台の製作 : 急峻な地形で施工ヤードが少ない中、鉄塔設備及びケーブルエレクション設備を設置して施工 : 最大勾配50度での抑止杭施工 : 現道工事のため車上プラントで施工。また重機の日々の回送実施 : 高所における法面対策 : 急峻かつ狭隘な作業ヤードでの露出岩撤去 : 山岳部の作業道路（1車線）で急勾配で平面線形も悪い : 現道を規制して基礎杭施工で、機械スペースがなく困難な作業 : 急峻な地形上への支保工設置
		B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの		

※A・B評価以外はC評価とする。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的内容	
			評価 A	評価 B
3 自然条件	③作業用道路・ヤード	(河川内・海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約)		「資材運搬、仮置場の地形的制約」 : 急斜面人力運搬 : 材料・機械搬入がモノラックや特装車での運搬 : 桁ヤードが狭く仮置きできない
	④気象・海象	雨・雷・風・気温・波浪等の影響	厳冬期夜間施工	「降雨・出水の影響予測、対応」 : 出水及び河川の増水による工事の影響が懸念 : 小雨でも出水の可能性があり、出水時対応に配慮 : 雨天のため工事区間が長く、盛土法面管理に苦労 : 出水時に河川付工事の制約 : 大雨や台風による異常出水に対応
			B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの	「雪・気温の影響予測、対応」 : 暑中コンクリートの上、川風が強く収縮クラック影響大 : 工積雪期、日々除雪、厳冬期に施工 : 厳冬期に施工 : 降雪の影響を受けるため、一時早期完成が望まれた : 交通開放温度に苦慮
			「風の影響予測、対応」 : クレーン作業に風の影響を受ける : 強風、降灰、日照時間が短く、作業への影響	

※A・B評価以外はC評価とする。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的内容	
			評価 A	評価 B
3 自然条件	⑤その他	地滑り等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等	工事用道路改築で山斜面に転石が多く除去が困難 酸欠・硫化水素に対する防護・対策 トンネル抗口直上斜面で特に落石に注意を検討	「その他事前条件の影響」 : 本川の為出水時の流量は多い : 急流河川内で水流の影響を受ける : 大雨でトンネル坑口でゆるみ法崩が発生、早急な対応策の検討 : 風化が著しく不安定な法面、浮岩多数ある : 起点側が地滑り地形 : 岩盤崩落危険箇所での工事 : 施工個所が数箇所に分散 : 地山条件により弱巻施工 : 排水流域が工区内で分水嶺となり、工事中・完成後の排水系統に配慮 : 自然法面で凹凸が激しく、岩盤がオーバーハング : 法面が起伏に富み施工困難
			B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの	「動植物への配慮」 : 天然記念物、貴重動植物への配慮 : 希少ワシタカ類や、水性植物アサザが周辺に生息
4 社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	不発弾調査、処理の実施	: 不発弾処理の調査を実施
			占有物件(水道、ガス、下水、NTT、電気)の吊り防護及び日々の計測 占有物件(水道、ガス、下水、NTT、電気)の埋設物があり、移設に苦慮。 B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの	: 水道管、NTT管が埋設され、それを確認しながら施工 : 埋設されているJR信号ケーブルがある : 施工個所に水道管等があり、保護を行い施工 : 占有物件、横断構造等、事前調査と対応した工法が重要 : 地下駐車場がある : コンクリート殻や、路盤に鉋滓があり堀削に苦慮 : 矢板施工中に流木と緩衝 : 既設水道管を通水しながらサイフォンボックスの施工

※A・B評価以外はC評価とする。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具 体 的 内 容	
			評 価 A	評 価 B
4 社会条件	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物	B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの	「鉄道営業線との近接施工」 : JR近接施工 : 橋梁下に営業鉄道線や供用中道路 : 法面工において高架下の工事 「供用中道路との近接施工」 : 高速道路直下の工事 : 工事区間に高速道のインターがある 「架空線との近接施工」 : 現道脇で電柱・架空線の移設を伴う工事 : 斜面上に高圧線鉄塔があり、法面対策に慎重を要した 「建築物との近接施工」 : 民家など建築物連担地区での側溝工事 : 会社・住宅が近接し工事施工中数回の調査をした : 病院に隣接した工事 「他工事との近接施工」 : 他工事と競合する部分の多い工事 : 一部区間で他工事と重複 「その他との近接施工」 : マンション・ホテル・旅館に近接 : 橋と橋との間に構造物を作る作業、重機等の作業に苦心 : DID区域内の施工 : 住宅商業地で施工 : 病院に隣接した工事で、極力騒音振動を配慮 : 周辺住民に対する騒音・振動の配慮 : 養鶏場、周辺精密機器工場隣接 : 騒音振動対策のため、特殊工法の採用が必要 : 低騒音・低振動機種での施工 : 夜間工事が主のため、低騒音機械を多用する
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮		B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの

※A・B評価以外はC評価とする。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的内容	
			評価 A	評価 B
4 社会条件	④水質・汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの	「漁協との調整」 : 内水面漁協から濁水処理について注文 : 河川内工事であり、鮎等に対して配慮必要
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用して資機材搬入等工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等、作業スペースの制約港湾施設の供用による規制		「水利施設との調整」 : 下流に浄水場があり、濁水防止対策に配慮必要 : 施工区域周辺に多数井戸があるため、事前及び事後調査を行った : 河床堀削による井戸枯れのため、仮設上水道設置 : 下流にため池があり、濁水対策が必要 : 公共下水の水質基準を守るため水質管理を実施 「その他汚濁防止」 : ホタルの生息する河の水質保全に配慮し濁水処理 : 地盤改良 (CDM) 施工に伴う周辺地下水への処理 : 改良材 (セメント系固化材) による河川の水質汚濁の配慮 : 薬剤を使用した止水工法のため排水の水質管理が必要 : 出水時の盛土工事に濁水対策に配慮 : 場所うち杭の施工でPH調整の濁水処理を行った : 水質汚濁対策として、河川の付替えを実施 : シルトフェンス設置 : 水質汚濁、防塵処理を重ねた洗車設備を設置
			B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの	「生活道路等利用の制約」 : 生活道を通行止めにしての工事で、資材搬入に車両制約 : 生活道を利用しての工事用資機材搬入 : 通学路など生活道路の一時通行止め : 幹線道路を遮断し進入を確保 : 資材置場等に民地借地が必要 : 家屋近接のため資機材搬入等の工事用道路、作業スペースに制約 : 民地と出入り口供用 : 堤防天端は兼用道路、交通量も多く工事施工に制約

※A・B評価以外はC評価とする。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具 体 的 内 容	
			評 価 A	評 価 B
4 社会条件	④水質・汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの	「現道・路面覆工下・高架下等の作業スペース制約」 : 現道を利用しての狭隘な作業ヤード内での作業 : 中央分離帯内の狭隘な作業ヤード内での作業 : 路面覆工下で作業スペースに制約 : JR高架下・橋梁下・踏切付近で作業スペースに制約 : 橋梁上の作業スペースに制約 : 高圧線下の仮締切矢板作業 : 水管橋が上空にある : トンネル内での作業で作業ヤードの確保が困難 : 交差点内での施工
				「近接工事との制約」 : 同一堀削範囲内で4社の近接施工で作業スペースに制約 : 他工区との共同作業スペースのため制約 : 他工事と出入り口供用 : 他工事区間の中での施工
				「その他、社会的条件による制約」 : ルートがゴルフ場内を通過するため対策工や協議が必要 : 搬入路がなく工事用道路を借地で対応
				(その他、社会的条件による制約) : 農道を工事用道路として利用 : 耕地(私有)を借地し、拡幅及び仮橋等で対応 : 作業ヤードが狭く民地を借り上げた : 土留工の設置にあたり施工順序を考慮したヤードの確保 : 資機材搬入が大型車進入禁止部分しかなく、9時以降の制約で許可を受け施工 : 堀削機等の日々回送が必要

※A・B評価以外はC評価とする。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具 体 的 内 容	
			評 価 A	評 価 B
4 社会条件	⑥現道作業	<p>交通量の多い現道上で交通規制を伴う夜間作業</p> <p>交通量の極めて多い現道上で、交通規制しながら作業（日交通量3万台以上）</p> <p>自動車専用道路における24時間規制作業</p> <p>全て夜間（一部DID内及び市街地部）の片側通行規制</p> <p>現道上での交通規制を伴う作業、供用中の港湾施設等の利用の規制を伴う作業</p>	<p>「道路切替・切り回し」</p> <ul style="list-style-type: none"> : 多数の切り回し : 公道上での大規模な交通の切り回し : 定期バスの路線確保と一般交通の安全確保のルート切替 : 主要地方道が横断しており、迂回路（2回切替）を設置して対応 <p>「交通規制」</p> <ul style="list-style-type: none"> : 交通量の多い現道上で、交通規制しながら作業（日交通量1万台以上） : 自動車専用道路における交通規制作業 : 交通規制を伴う現道上での夜間作業 : 公道上で交通整理員を24時間配置し、片側交互通行規制での工事 : 工事区域内に公道等があり、作業中は交通止め、作業以外は復旧し供用 : 急カーブ、トンネル隣接区域での交通規制 : トンネル内での現道通行での作業や交通規制での作業 : 全面通行止めでの架設 : 施工延長が長く、日々規制箇所を移動しながら作業が必要 : 山間部の現道、見通しの悪いなか交通整理人を配置し通行規制 : 施工延長5Kmの現道作業、昼間は片側交通規制 	
	⑦その他	<p>騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等</p>	<p>B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> : 路床改良時の粉体の近接商店への飛散防止対策 : 削孔時の粉塵飛散防止 : 工区内がみかん畑で防塵対策に苦慮 : 作業用照明の照射角度等に配慮 : 地盤改良、支持杭セメントミルク、ドリルでの散配防護 : 産業廃棄物（コンクリート片等）の再利用実施 : 産廃混入土からの産廃分離及び高含水比土の改良 : 汚泥等の処理を実施 : 家屋、田畑への土砂流入に対して適切な対策必要 : PCB含有塗膜処理に時間を要し苦慮 : 産業廃棄物処理に時間を要した

※A・B評価以外はC評価とする。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具 体 的 内 容	
			評 価 A	評 価 B
5 マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整	B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの	<ul style="list-style-type: none"> : 作業用道路が隣接工区と共用するため調整困難 : 工事範囲が他工事作業道路となるため他工事と調整 : 搬入路を複数工事で利用 : 搬入土仮置きヤードが他工事と同一箇所、運転台数の調整
				<p>「残土等を他工事と相互調整」</p> <ul style="list-style-type: none"> : 十数社の残土を受入れ調整 : 他工事（残土搬入者）との調整が必要 : 盛土工区との土砂搬出調整 : JR工区工事との土砂搬出調整 : 情報BOXの残土を盛土に利用、複数の業者と協議・調整
				<p>「その他、関連工事との工程調整」</p> <ul style="list-style-type: none"> : 災害復旧工事が錯綜しており、施工調整が難しい : 他工区と作業帯離隔に伴う工程調整 : 工事区間内に他工事が発注され調整必要 : 橋梁上部、床版工事等との平行作業で、供用目標にあわせ工程調整 : 工期が短く橋梁工事と平行作業、調整必要 : 標識、照明工事等5社との工区が複数し調整 : 下水道管布設、防護柵、標識、河川維持、隣接光ファイバー、ケーブル通線工事との工程調整 : 床版工、地下BOX、道路照明、既供用歩道整備、植栽工事と多数の工程調整必要 : 情報BOX、交差点改良工事、改良工事、治山工事、JR架設工事との調整 : JR委託工事等との複数工事 : 道路公団の他工事同時施工による調整 : 自治体工事、他機関（ガス）の隣接工事との工程調整 : 県発注の樋門工事等との調整

※A・B評価以外はC評価とする。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具 体 的 内 容	
			評 価 A	評 価 B
5 マネジメント特性	②住民対応	近接住民等との対応	<p>困難な住民対応が予測されるが、住民へのコミュニケーション対応がよく工事の随行</p> <p>B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの</p>	<p>「漁港・農協等との調整」</p> <ul style="list-style-type: none"> : 沿道住民（漁業関係者）との対応を頻繁に実施 : 湧水を利用した耕作者が多いため調整が困難 : 周辺が水田地であり沈下等による田・耕地の確保に配慮 : 耕作地への取付道路及び集落内の採取土運搬で対応
				<p>「近隣住民との調整」</p> <ul style="list-style-type: none"> : 地元へのビラや回覧 : 道路利用者への情報提供などの地元調整実施 : 現場見学会、意見箱を設置し住民対策に取組みの必要 : 住民への工事現場報告会を実施、沿道への月間工程表の配布、対話 : 市街地での沿道住民への対応 : 井戸枯れ、排水処理及び振動騒音等の対応において地元調整 : 地元から非常に激しい要望のあるなかで工事、対応 : 災害時における緊急工事に関する沿道周辺住民への配慮 : 振動騒音に対する内容確認との対応 : 夜間工事での振動騒音対策
				<p>「道路使用者との調整」</p> <ul style="list-style-type: none"> : 通行規制を伴うためチラシ、看板を作成して道路利用者に周知 : 通学路にあたり自治体、学校自治会などと協議 : 民地・田んぼへの出入り口の調整 : 店舗が多く出入り口の調整が非常に多い : 迂回路設定時における要望等への対応 : 人家連担部の歩道部施工 : 生活道路を利用して資機材搬入のための住民対応 : 歩道切回し及び出入りに関わる周辺住民対応 : 通行止めに伴う自治会の承諾

※A・B評価以外はC評価とする。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具 体 的 内 容	
			評 価 A	評 価 B
5 マネジメント特性	②住民対応	近接住民等との対応	<p>困難な住民対応が予測されるが、住民へのコミュニケーション対応がよく工事の随行</p> <p>B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの</p>	<p>「その他市民、民間事業者・団体等の調整」</p> <ul style="list-style-type: none"> ：学識経験者及び自然の会などの意見調整 ：会社施設（工場・事業所）との調整 ：当該施工個所がゴルフ場として利用されているため調整 ：隣接の小学校・神社及び樹木の取扱いの調整 ：病院隣接施工による配慮 ：用地買収等での住民対応が必要 ：借地等での住民対応が必要 ：店舗関係者との調整 ：水利組合等との調整 ：地元町内会、マンション自治会、深夜営業店との対応 ：多数の切り回し地権者との境界調整を伴う工事 ：官民境界付近の工事で調整必要 ：不法工作物への対応条件が厳しい
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者との調整	<p>B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの</p>	<p>「ライフライン協議」</p> <ul style="list-style-type: none"> ：JR、JH、NTT、電力、ガス、水道、下水道、有線放送、市道等の管理者との協議 ：県下水道との工程調整 <p>「関連行政機関との協議」</p> <ul style="list-style-type: none"> ：警察、公安委員会、教育委員会との調整 ：国立公園、国有林、県有林、民有保安林が絡み協議が必要 ：環境庁（自然公園法）、文化庁（文化財保護法）との調整 ：林野庁、森林管理署との調整 ：バス、歩行者等が集中し関係機関との綿密な打合せが必要 ：自衛隊演習場内のため協議 ：消防署との協議

※A・B評価以外はC評価とする。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具 体 的 内 容	
			評 価 A	評 価 B
5 マネジメント特性	④ 工程管理	工期・工程の制約・変更への対応 (工法変更等に伴うのを含む)	B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの	「工期・工程の社会的制約・要求への対応」 : 集中期間内での工事のため工期・工程に制約 : 5月連休前供用を図るため、工期を1ヶ月短縮要請 : 国策等の工程に合わせ昼夜等の連続施工の実施 : 契約当初から工期・工程条件が厳しい工事条件に付し対応 : 内水面漁協からの制約を受け工程厳しい : 鮎釣り解禁を控え、工期短縮の要請 : 7月末までの工期であるが、田植期前までに既成要請 : 用地問題及び変更への対応 : 観光地であることから早期完成の要請 : 早期交通開放のため夜間管理への対応
				「生態系配慮による工期の制約」 : 猛禽類配慮等による工期の制約
				「厳しい自然条件での工程管理への対応」 : 出水期までの早期完成 : 出水対応による工程管理 : 冬期間における施工のため工程管理上の制約 : 施工個所が山間部で時間的にも気象条件に左右されない
				「災害への対応」 : 緊急災害復旧工事における早期完成 : 工事搬入路である国道の災害及び交通止めによる工程影響
				「工法変更等への対応」 : 工法変更に伴う工程調整に困難を要した : 増工、新規工種発生による工程変更が生じた : 変更、一時中止で工程管理への影響に対応 : 想定外の地中障害物への対応により工程管理に苦慮 : 地質変化等、条件変更に伴う工程の対応 : 道路計画等、排水計画変更に伴う調整

※A・B評価以外はC評価とする。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具 体 的 内 容	
			評 価 A	評 価 B
5 マネジメント特性	④ 工程管理	工期・工程の制約・変更への対応 (工法変更等に伴うのを含む)	B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの	<p>「契約の制約上への対応」</p> <ul style="list-style-type: none"> : 標準断面契約で工期に制約があるなかに対応 : 概略発注に伴う設計変更、工程管理 : 地質調査、検討、測量、設計が工事に含まれ工程管理上の制約 : 週休2日制モデル工事 <p>「他工事等との工程影響への対応」</p> <ul style="list-style-type: none"> : 先行工事の遅れにより工期延長及び施工順序の見直しが必要 : 他工事（機械、電気、上屋建築工事、国、市発注改修工事等）との工程調整（他工事への影響） : 隣接工事との工程調整 : 用地買収進捗等の規制 : 点在している工区の工程調整 <p>「その他工程影響への対応」</p> <ul style="list-style-type: none"> : 文化財発掘調査のために数日を要し、工程管理対応
	⑤ 品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ (高い品質管理精度の要求等含む)	B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの	<ul style="list-style-type: none"> : 暑中・寒中コンクリートの施工の箇所があり、養生・品質管理重要 : 施工試験・配合試験の実施による品質確保の検証 : 品質管理法の工夫が必要 : マシンの発進制度の確保、セグメント組立管理 : 排水性舗装の温度・転圧管理が重要 : 生石灰を混合した盛土材のため日々の施工管理煩雑 : 他工事から搬入建設副産物（粘性土・砂質土）、購入土（砂質土）につき各品質管理が必要 : 流動化コンクリートの品質確保に苦慮 : 張出架設に伴う、高い精度の品質管理が必要 : 軽量盛土、テールアルメ等に厳しい品質の要求 : モノレール橋であり出来形の規格値が厳しく、高い精度を要求

※A・B評価以外はC評価とする。

小項目別評価の運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具 体 的 内 容	
			評 価 A	評 価 B
5 マネジメント特性	⑥安全管理	<p>自動車専用道路における昼夜間連続作業に対する安全確保</p> <p>強風化層斜面での作業で安全管理に特に配慮が必要</p> <p>高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業</p>	<p>「高所作業・危険箇所に対する管理」</p> <ul style="list-style-type: none"> ：切土高が高く、作業箇所が狭小であるため、上下作業にならない機械及び作業員の配置 ：高さ30mの法面で命綱による危険作業 ：切土高が高く地山の崩壊などの安全管理 ：狭所作業における重機に狭まれに対する安全管理 ：緊急災害復旧工事での安全管理 	<p>「夜間作業に関する安全管理」</p> <ul style="list-style-type: none"> ：交通量が多い現道上での夜間作業の安全対策
	⑦その他	<p>災害時の応急復旧等</p>	<p>B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの</p>	<p>「潜水・潜函作業等に関する安全管理」</p> <ul style="list-style-type: none"> ：潜水作業の危険作業 ：ニューマチックケーソン工法、圧気工法等で作業員の安全・健康管理 <p>「厳しい自然条件下での安全管理」</p> <ul style="list-style-type: none"> ：降雨のなかでの作業、作業に対して安全管理が特に必要 ：崩壊箇所のため、法面の挙動観察等厳しい管理が必要 <p>「現道作業に関する安全管理・第三者への安全管理」</p> <ul style="list-style-type: none"> ：急勾配、急カーブ区間における車線切回し施工、安全管理重要 <p>「近接施工・他工区調整に対する安全管理」</p> <ul style="list-style-type: none"> ：3工区隣接しているため安全協議会を作り事故防止が必要 <p>「有害物質処理に関する安全対策」</p> <ul style="list-style-type: none"> ：有害特定化学物質の除去作業における安全対策、特別産業廃棄物に準じた安全対策
		<p>災害・事故緊急復旧工事24時間体制</p> <p>B評価の事例等もしくはそれ以外において、特に困難と思われるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ：災害応急復旧工事 ：集中豪雨の復旧工事に迅速に対応 ：台風後の応急的工事 ：施工内容、ICカード試験フィールド ：リサイクルモデル工事の一般公開工事 ：建設CALSへの取り組み ：地元住民の自然型護岸に対する理解を深めるためイベントを開催 ：見学者対応に積極的に協力 	

※A・B評価以外はC評価とする。

工事難易度評価の小項目別運用表(土木工事)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)
1 構造物条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む)
	③その他	既設構造物の補強・撤去など、特殊な工事対象
2 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料などに技術的な特性があるもの
	②その他	施工方法に関する技術提案など
3 自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響など
	②軟弱地盤	支持地盤の状況
	③作業用道路・ヤード	河川内・急峻な地形条件下など、工事用道路・作業スペースなどの制約
	④気象・海象	雨・雪・風・気温などの影響
	⑤その他	地すべり等の地質条件、急流河川における水流、動植物等に対する配慮など
4 社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物などの近接物
	③騒音・振動	周辺住民などに対する騒音・振動の配慮
	④水質・汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下などの作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理など
5 マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者などとの調整
	④工程管理	工期・工程の制約、変更への対応(工法変更等に伴うもの)
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(高い品質管理精度の要求などを含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業などの危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧など

【評価方法】 上記の「評価対象事項」が有れば、該当事項への対応に重大な不備が無い限り、原則としてB以上の評価とする。
A・Bの判断および評価理由については、「小項目別評価の運用基準表の具体的内容」を参考とする。

工事区分別技術的難易度対応表（土木）

手順4の「易、やや難、難」判定結果から、工事区分に応じ、以下の工事難易度Ⅰ～Ⅵとして評価する。

なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各工事区分の「難」より上に評価する。

事業分類	工事区分（構造物分類、構造形式、工法分類）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1 河川・治水	河川築堤、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、河川維持管理（補強・改築は含まない）	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル（推進工法）、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰、水門、水路トンネル（山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法）			易	やや難	難	
2 海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、海岸維持管理（補強・改築は含まない）	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
3 砂防・地滑り・急傾斜	流路工、砂防維持管理（補強・改築は含まない）	易	やや難	難			
	砂防堰堤、斜面対策、急傾斜地崩壊対策		易	やや難	難		
4 道路	舗装、道路付属施設、切土・盛土工、斜面安定、法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報ボックス、シェッド、道路維持管理（補強・改築は含まない）	易	やや難	難			
	共同溝（推進工法、開削工法）、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝、CAB		易	やや難	難		
	トンネル（山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法）、共同溝（シールド工法）			易	やや難	難	
	トンネル（沈埋工法）				易	やや難	難
5 港湾・漁港	ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	浚渫揚土、防波堤（ブロック式）、岸壁（杭式栈橋を除く）など		易	やや難	難		
	防波堤（ケーソン式）、岸壁（杭式栈橋）			易	やや難	難	
6 公園・緑地	基盤施設、植栽、施設整備（公認施設を除く）、グランド・コート整備（公認施設を除く）、自然育成（高度技術該当を除く）、公園維持管理（補強・改築は含まない）	易	やや難	難			
	施設整備（公認施設）、グランド・コート整備（公認施設）、自然育成（高度技術該当）		易	やや難	難		
7 下水道	管渠工（開削工法、推進工法）、処理場・ポンプ場（躯体工事）		易	やや難	難		
	管渠工（シールド工法、トンネル工法）			易	やや難	難	
	管更生工事、防食（ライニング）工事、蓋取替工事	易	やや難	難			
8 上水道	管渠工（開削工法、推進工法）	易	やや難	難			
	管渠工（シールド工法、トンネル工法）		易	やや難	難		
9 治山	流路・水制工、護岸工、地拵え・植栽、除伐、施設用地造成、維持管理	易	やや難	難			
	斜面对策		易	やや難	難		
	治山ダム			易	やや難	難	
10 農地・林地整備	排水工、擁壁工、舗装工、水路工、ほ場整備（暗渠）、農林用地造成、畑かん施設、ため池等維持、林道開設	易	やや難	難			
	ほ場整備（区画整理）、水路トンネル		易	やや難	難		
11 土木工事に係る電気通信・機械設備	河川電気通信設備（河川本川、河川堤防、その他）	易	やや難	難			
	河川電気通信・機械設備（樋門、樋管、揚排水機場、堰）		易	やや難	難		
	砂防、地すべり電気通信設備（砂防一般）		易	やや難	難		
	道路電気通信設備（道路付属施設、情報BOX、シェット、維持管理、その他）	易	やや難	難			
	道路電気通信設備（トンネル、電線共同溝、CAB、地下駐車場、アンダーパス、地下道）		易	やや難	難		
	道路電気通信設備（橋梁、共同溝）			易	やや難	難	
	公園電気通信設備（公園一般）	易	やや難	難			
	上水道電気・機械設備、下水道電気・機械設備		易	やや難	難		
治山電気通信設備、農地整備電気通信設備	易	やや難	難				

※ 工事区分表における〔工種・構造物分類〕が「その他」に該当する工事については、事業分類にとらわれず、類似の工事区分との関係等から類推し、難易度評定表内の「易、やや難、難」評定欄に類似する工事区分を併記する。

工事技術的難易度評定表（土木工事）

令和 年 月 日 作成				評定者:	
入札契約方式				課 名	
工 事 名					
工事(契約)番号		CORINS登録番号			
契 約 金 額		工 期		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
受 注 業 者 名					
評 定 項 目			評 価 内 容		
大 項 目	評 定	小 項 目	評 価	(A・B評価する場合には、該当内容をこの欄に記載する)	
1 構造物条件		①規模			
		②形状			
		③その他			
2 技術特性		①工法等			
		②その他			
3 自然条件		①湧水・地下水			
		②軟弱地盤			
		③作業用道路・ヤード			
		④気象・海象			
		⑤その他			
4 社会条件		①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質・汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
5 マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6 特別考慮要因					
工事区分	事業別区分No			「易、やや難、難」の評定	
	構造工法等の細区分No			工事難易度評定(I~IV)	

注) 評定内容は、規模等の具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

【最初に】評価欄より上の枠内(工事概要など)を記入する。

記入例

工事技術的難易度評定表 (土木工事)

令和〇年〇月〇日 作成				評定者: 富士 太郎	
入札契約方式	総合評価		課名	〇〇〇〇 課	
工事名	令和〇年度 〇〇〇〇〇〇〇工事				
工事(契約)番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		CORINS登録番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
契約金額	〇〇,〇〇〇千円		工期	令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日	
受注業者名	株式会社 〇〇建設				
評定項目				評価内容	
大項目	評定	小項目	評価	(A・B評価する場合には、該当内容をこの欄に記載する)	
1 構造物条件	B	①規模	B	護岸平均高7.3m、護岸面3,560m ² 、L=240m	
		②形状	C		
		③その他	C		
2 技術特性	C	①工法等	C	手順3: 小項目にB評価が1つでもあればB評定にする。	
		②その他	C		
3 自然条件	B	①湧水・地下水	B	掘削地盤が玉石混り土であり、伏流水が多い	
		②軟弱地盤	C		
		③作業用道路・ヤード	C		
		④気象・海象	C		
		⑤その他	C		
4 社会条件	B	①地中障害物	C	手順2: 評価内容は、小項目の具体的評価内容などを参考に、記入する。	
		②近接施工	B		
		③騒音・振動	C		
		④水質・汚濁	C		
		⑤作業用道路・ヤード	C		
		⑥現道作業	C		
		⑦その他	C		
5 マネジメント特性	B	①他工区調整	C	手順1: 工事区分表で、工種・区分番号を確認し、記入する。 手順4: 難易度判定 手順5: 工事別難易値を確認、記入する。	
		②住民対応	C		
		③関係機関対応	C		
		④工程管理	B		
		⑤品質管理	C		
		⑥安全管理	C		
		⑦その他	C		
6 特別考慮要因					
工事区分	事業別区分No	1 河川・治水		「易、やや難、難」の評定	やや難
	構造工法等の細区分No	1010	河川築堤	工事難易度評定(I~IV)	II

注) 評定内容は、規模等の具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

富士市少額建設工事成績評定の運用

(運用の対象)

- 1 請負代金額（変更があった場合は変更後の金額）が 200 万円超 500 万円未満の工事（以下「少額工事」という。）については、下記により運用するものとする。

(評定の内容)

- 2 少額工事の評定は、工事成績について行うものとする。

(評定者)

- 3 少額工事の評定者は、工事担当課長が命ずる検査員（統括主幹又は相当職）及び担当監督員並びに主任監督員とする。

(評定の方法)

- 4 別に定める富士市土木工事成績評定基準（令和 4 年 4 月 1 日施行）又は富士市建築・設備工事成績評定基準（令和 4 年 4 月 1 日施行）によるものとする。

(評定結果の報告)

- 5 最終評定者は、評定を行ったときは速やかに上司に報告するとともに、遅滞なく完成検査復命書により評定の結果を市長に報告するものとする。

(評定結果の通知等)

- 6 市長は、前項の規定による報告があったときは、遅滞なく報告に係る工事の受注者に対して、評定の結果を完成検査合格通知書及び項目別評定表にて通知するものとする。

また、工事担当課長は完成検査合格通知書及び項目別評定表の写しを契約検査課長に送付するものとする。

附 則

この運用は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

工 事 成 績 採 点 表 (完 成)

令和 年 月 日作成

工事名		工事場所					契約金額（最終）											
受注者名		現場代理人		主任・監理技術者			契約工期		完成年月日									
考 査 項 目		担当監督員（40%）					主任監督員（20%）					検 査 員（40%）						
		氏名					氏名					氏名						
項目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制	<input type="checkbox"/> 1.0	<input type="checkbox"/> 0.5	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	<input type="checkbox"/> -10.0												
	II 配 置 技 術 者	<input type="checkbox"/> 3.0	<input type="checkbox"/> 1.5	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	<input type="checkbox"/> -10.0												
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	<input type="checkbox"/> 4.0	<input type="checkbox"/> 2.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	<input type="checkbox"/> -10.0						<input type="checkbox"/> 5.0		<input type="checkbox"/> 2.5		<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -7.5	<input type="checkbox"/> -15.0
	II 工 程 管 理	<input type="checkbox"/> 4.0	<input type="checkbox"/> 2.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	<input type="checkbox"/> -10.0	<input type="checkbox"/> 2.0	<input type="checkbox"/> 1.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -7.5	<input type="checkbox"/> -15.0							
	III 安 全 対 策	<input type="checkbox"/> 5.0	<input type="checkbox"/> 2.5	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	<input type="checkbox"/> -10.0	<input type="checkbox"/> 3.0	<input type="checkbox"/> 1.5	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -7.5	<input type="checkbox"/> -15.0							
	IV 対 外 関 係	<input type="checkbox"/> 2.0	<input type="checkbox"/> 1.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -2.5	<input type="checkbox"/> -5.0												
3 出 来 形 及 び 出 来 ば え	I 出 来 形	<input type="checkbox"/> 4.0	<input type="checkbox"/> 2.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -2.5	<input type="checkbox"/> -5.0						<input type="checkbox"/> 10.0	<input type="checkbox"/> 7.5	<input type="checkbox"/> 5.0	<input type="checkbox"/> 2.5	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -10.0	<input type="checkbox"/> -20.0
	II 品 質	<input type="checkbox"/> 5.0	<input type="checkbox"/> 2.5	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -2.5	<input type="checkbox"/> -5.0						<input type="checkbox"/> 15.0	<input type="checkbox"/> 12.0	<input type="checkbox"/> 7.5	<input type="checkbox"/> 4.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -12.5	<input type="checkbox"/> -25.0
	III 出 来 ば え											<input type="checkbox"/> 5.0		<input type="checkbox"/> 2.5		<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	
4 工 事 特 性	I 施 工 条 件 等 へ の 対 応 ※2						+ (20)	0										
5 創 意 工 夫	I 創 意 工 夫 ※2	+ (7)	0				a	a'	b	b'	c							
6 社 会 性 等	I 地 域 へ の 貢 献 等 ※3						<input type="checkbox"/> 10.0	<input type="checkbox"/> 7.5	<input type="checkbox"/> 5.0	<input type="checkbox"/> 2.5	<input type="checkbox"/> 0.0							
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		① 点					② 点					③ 点						
評定点（65点±加減点合計）※1		点					点					点						
7 評 定 点 計 ※7		(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4) = 点 ※5																
8 法 令 遵 守 等 ※6		0 点																
9 評 定 点 合 計 ※8		点 7. 評定点計（点） + 8. 法令遵守等（点） = 点																
特 記 事 項 ※4		主任監督員					総括監督員					検 査 員 地域へ貢献の加点評価（有・無） 若手技術者の加点評価（有・無）						

※1 ①+②+③の評定（加減点合計） + 65点（加点合計） = 評定点。各評定点（①～③）は小数第1位まで記入する。（四捨五入）

※2 工事特性及び創意工夫の評定は、工事全般を通して特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方法とし、加点評価のみとする。

※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。

※4 特記事項は、必要に応じ記載するものとする。

※5 各考査項目毎の採点は、主任監督員は別紙-1、総括監督員は別紙-2、検査員は別紙-3によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任監督員、総括監督員が記入。

※6 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。

※7 評定点計は、検査員が少数第1位まで記入する。（四捨五入）

※8 評定点合計は、検査員が整数で記入する。（四捨五入）

細 目 別 評 定 点 採 点 表

項 目	細 別	① 担 当 監 督 員	② 主 任 監 督 員	③ 検 査 員	細目別評定点	得点割合
1 施工体制	I 施工体制一般	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点			3.3 点	
	II 配置技術者	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点			4.1 点	
2 施工状況	I 施工管理	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	13.0 点	
	II 工程管理	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点	$\times 0.2 + 3.2 =$ 点		8.1 点	
	III 安全対策	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点	$\times 0.2 + 3.3 =$ 点		8.8 点	
	IV 対外関係	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点			3.7 点	
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	$\times 0.4 + 2.8 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	14.9 点	
	II 品質	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	17.4 点	
	III 出来ばえ			$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	8.5 点	
4 工事特性	I 施工条件等への対応		$0 \times 0.2 + 3.3 =$ 点		7.3 点	
5 創意工夫	I 創意工夫	$0.0 \times 0.4 + 2.9 =$ 2.9 点			5.7 点	
6 社会性等	I 地域への貢献等		$0.0 \times 0.2 + 3.2 =$ 点		5.2 点	
8 法令遵守等			$0 \times 1.0 =$ 点			
評 定 点 合 計					100.0 点	

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

項目別評定表

工事名		
評定項目	細 別	評定点/満点
1 施工体制	I 施工体制一般	3.3 点
	II 配置技術者	4.1 点
2 施工状況	I 施工管理	13.0 点
	II 工程管理	8.1 点
	III 安全対策	8.8 点
	IV 対外関係	3.7 点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	14.9 点
	II 品質	17.4 点
	III 出来ばえ	8.5 点
4 工事特性（加点のみ）	I 施工条件等への対応	7.3 点
5 創意工夫（加点のみ）	I 創意工夫	5.7 点
6 社会性等（加点のみ）	I 地域への貢献等	5.2 点
8 法令遵守等		
評定点合計		100.0 点

工事成績採点の考査項目別チェック表(担当監督員)

工事名 0

1 施工体制	I 施工体制一般 別紙-1①	評定 (該当割合)	a 90%以上	b 80%以上	c 80%未満	d やや不適切	e 不適切																																																																														
	評価: 点	対象項目 該当項目	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	<input type="checkbox"/>																																																																					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																																																												
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																												
2 施工状況	II 配置技術者 (現場代理人等) 別紙-1①	評定 (該当割合)	a 90%以上	b 80%以上	c 80%未満	d やや不適切	e 不適切																																																																														
	評価: 点	対象項目 該当項目	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	<input type="checkbox"/>																																																																				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																																																																											
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																											
3 出来形 及び 出来ばえ	I 施工管理 別紙-1②	評定 (該当割合)	a 90%以上	b 80%以上	c 80%未満	d やや不適切	e 不適切																																																																														
	評価: 点	対象項目 該当項目	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	<input type="checkbox"/>																																																																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																									
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																									
II 工程管理 別紙-1②	評定 (該当割合)	a 90%以上	b 80%以上	c 80%未満	d やや不適切	e 不適切																																																																															
評価: 点	対象項目 該当項目	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	<input type="checkbox"/>																																																																						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																																																												
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																												
5 創意工夫 【軽微なもの】	III 安全対策 別紙-1③	評定 (該当割合)	a 90%以上	b 80%以上	c 80%未満	d やや不適切	e 不適切																																																																														
	評価: 点	対象項目 該当項目	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	<input type="checkbox"/>																																																																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																																																																							
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																							
IV 対外関係 別紙-1③	評定 (該当割合)	a 90%以上	b 80%以上	c 80%未満	d やや不適切	e 不適切																																																																															
評価: 点	対象項目 該当項目	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>			1	2	3	4	5	6	7	<input type="checkbox"/>																																																																									
1	2	3	4	5	6	7																																																																															
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																															
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形 別紙-1④	評定 (該当割合)	a ばらつき50%以内	b ばらつき80%以内	c a, bに該当しない	d 改善指示	e 改善請求																																																																														
	評価: 点	該当項目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																														
3 出来形 及び 出来ばえ	II 品質 別紙-1⑤	評定 (該当割合)	a ばらつき50%以内	b ばらつき80%以内	c a, bに該当しない	d 改善指示	e 改善請求																																																																														
	評価: 点	該当項目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																														
5 創意工夫 【軽微なもの】	キーワード評価	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td><td>33</td><td>34</td><td>35</td><td>36</td><td>37</td><td>38</td><td>39</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	<input type="checkbox"/>	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	<input type="checkbox"/>																																					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25																																																												
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																													
26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39																																																																								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																								
評価: 0点 (+7~0点)	【創意工夫の詳細評価】	<p>.....</p> <p>.....</p>																																																																																			
評定点: 点 (加減点合計 点)																																																																																					

工事成績採点の審査項目別チェック表(主任監督員)

2 施工体制	Ⅱ 工程管理	評定	a	b	c	d	e	
		対象項目	1 2 3 4 5 6 7					
		該当項目	<input type="checkbox"/>					
4 工事特性	Ⅲ 安全対策	評定	a	b	c	d	e	
		対象項目	1 2 3 4 5 6 7					
		該当項目	<input type="checkbox"/>					
	1 施工条件等への対応	工事特性の評価については、担当・主任監督員の合意の基、決定すること！						
	キーワード評価	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17						
		<input type="checkbox"/>						
	評価：点 (-20～0点)	【工事特性のキーワードの詳細】						
							
							
6 社会性等	Ⅰ 地域への貢献等	評定	a	a'	b	b'	c	
		対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9					
		該当項目	<input type="checkbox"/>					
8 法令遵守等	<input type="checkbox"/> 該当項目なし		措置内容					適応事例番号
	<input type="checkbox"/> 該当あり(点)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12					
			<input type="checkbox"/>					
			-20 -15 -13 -10 -8 -5 -3 -5					

[記入方法] 該当項目の□内レおよび評定欄 a～eの○表示は、別紙-②の入力内容がリンクされる。

工事成績採点の審査項目別チェック表(検査員)

2 施工状況	I 施工管理	(総合割合)	a	b	c	d	e																	
		対象項目 該当項目	90%以上	80%以上	60~80%未満	やや劣っている	劣っている																	
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	(総合割合)	a	a'	h	b'	c	d	e															
		対象項目 該当項目	4項目以上	3項目以上	3項目以上	2項目以上	<input type="checkbox"/> 規格値を 満足し、a-b 以外	改善された	修補指示															
	II 品質	土木工事(共通)工事	(総合割合)	a	a'	b	b'	c	d	e														
			対象項目 該当項目 単独評価	品質試験結果のバラツキと品質管理利用状況による	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	<input type="checkbox"/>	改善された	修補指示		
		III 出来ばえ	土木工事(共通)工事	(総合割合)	a	b	c	d																
				対象項目 該当項目	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																
			土木工事(共通)工事	対象項目 該当項目	(総合割合)	a	b	c	d															
					対象項目 該当項目	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている															
					対象項目 該当項目	1	2	3	4	5	6	7												
					対象項目 該当項目	1	2	3	4	5	6	7												

工事成績採点の考慮項目の審査項目別運用表

[記入方法]対象項目にまずチェックを入れ、さらに該当する項目にチェックをする

(担当監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e	
1 施工体制	I 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【評価対象項目】</p> <p>1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工計画書の当初と変更を、工事着手前に提出している。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 品質証明員が関係書類出来形品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 元請が下請の作業成果を検査している。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度の主旨を作業員に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われている。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 〔理由: _____ 〕</p> <p style="text-align: center;">評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上a 該当項目が80%以上90%未満b 該当項目が80%未満c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数</p> <p>④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p> </div> </div>					不適切である
	II 配置技術者(現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【評価対象項目】</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p>1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p>3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体を把握している。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 監督員への報告を適時及び的確に行っている。</p> <p>【監理(主任)技術者を評価する項目】</p> <p>6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</p> <p>11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 〔理由: _____ 〕</p> <p style="text-align: center;">評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上a 該当項目が80%以上90%未満b 該当項目が80%未満c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数</p> <p>④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p> </div> </div>					不適切である

2 施工状況	I 施工管理	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
		<p>[評価対象項目]</p> <p>1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を定期的に行っている。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事記録簿を適切に整備している。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。</p> <p>11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</p> <p>12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 [理由:]</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上a 該当項目が80%以上90%未満b 該当項目が80%未満c</p>			<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
<p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>						
	II 工程管理	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
		<p>[評価対象項目]</p> <p>1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 地元調整を積極的に行い施工の停滞が見られない。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 [理由:]</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上a 該当項目が80%以上90%未満b 該当項目が80%未満c</p>			<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
<p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>						

(担当監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形 ※土木工事の時は、当該欄で評価	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。 ① 出来形の評価は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木(農林土木)工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は(C)評価とする。 ※ ばらつきの判断は別紙「静岡県建設工事成績評定要領の運用に関するばらつき」を参照 【出来形及び品質のばらつきの考え方】 ・ 出来形及び品質の測点数が5点以上の場合、ばらつき判定の対象とすることができる。 ・ 複数の工種がある場合は、当該工事の主要な工種又は代表する工種について、ばらつき判定する。 ・ 社内規格値に基づき管理する場合、ばらつきの判定割合(50%又は80%)は、社内規格値の割合とする。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a・bに該当しない	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

【この適用】 当面、土木工事関連の「機械・電気設備工事」は、建築営繕評定による

注意点：以下の判断基準により、採用する建設工事成績評定を選定する事とする。

土木工事として評定できる例

主な工事概要	出来形工種等	理由
水源井戸の削井	基礎工事	鋼管基礎の施工管理に類似
道路照明灯の設置	電気照明工事	簡易な操作設備費(照明灯設置費)に類似
用排水門設置	機械設備工事	簡易な操作設備費(鋼製構造物設置費)に類似

機械電気設備工事評定の例

主な工事概要	理由
水源井戸の整備	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為
道路案内表示の設置	施設用途の主たる機能(通信・電光施設など)を含む為
用排水ポンプの設置	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為

(担当監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e																										
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a・bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。																										
	※土木工事の時は、当該欄で評価	<p>品質の評価は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。</p> <p>③ 品質管理とは、「土木(農林土木)工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。</p> <p>④ 品質管理項目を設定していない工事は(C)評価とする。</p> <p>※ ばらつきの判断は別紙「静岡県建設工事成績評定要領の運用に関するばらつき」を参照 【出来形及び品質のばらつきの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形及び品質の測点数が5点以上の場合は、ばらつき判定の対象とすることができる。 複数の工種がある場合は、当該工事の主要な工種又は代表する工種について、ばらつき判定する。 社内規格値に基づき管理する場合、ばらつきの判定割合(50%又は80%)は、社内規格値の割合とする。 																														
<p>【この適用】 当面、土木工事における機械・電気設備は、営繕評定基準で評価する(土木工事評定を使用しない)こと。</p> <p>注意点: 以下の判断基準により、採用する建設工事成績評定を選定する事とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">土木工事として評定できる例</td> <td style="text-align: center;">主な工事概要</td> <td style="text-align: center;">出来形工種等</td> <td style="text-align: center;">理由</td> </tr> <tr> <td>水源井戸の削井</td> <td>基礎工事</td> <td>鋼管基礎の施工管理に類似</td> </tr> <tr> <td>道路照明灯の設置</td> <td>電気照明工事</td> <td>簡易な操作設備費(照明灯設置費)に類似</td> </tr> <tr> <td>用排水門設置</td> <td>機械設備工事</td> <td>簡易な操作設備費(鋼製構造物設置費)に類似</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">機械電気設備工事評定の例</td> <td style="text-align: center;">主な工事概要</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">理由</td> </tr> <tr> <td>水源井戸の整備</td> <td colspan="2">施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為</td> </tr> <tr> <td>道路案内表示の設置</td> <td colspan="2">施設用途の主たる機能(通信・電光施設など)を含む為</td> </tr> <tr> <td>用排水ポンプの設置</td> <td colspan="2">施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為</td> </tr> </table>							土木工事として評定できる例	主な工事概要	出来形工種等	理由	水源井戸の削井	基礎工事	鋼管基礎の施工管理に類似	道路照明灯の設置	電気照明工事	簡易な操作設備費(照明灯設置費)に類似	用排水門設置	機械設備工事	簡易な操作設備費(鋼製構造物設置費)に類似	機械電気設備工事評定の例	主な工事概要	理由		水源井戸の整備	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為		道路案内表示の設置	施設用途の主たる機能(通信・電光施設など)を含む為		用排水ポンプの設置	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為	
土木工事として評定できる例	主な工事概要	出来形工種等	理由																													
	水源井戸の削井	基礎工事	鋼管基礎の施工管理に類似																													
	道路照明灯の設置	電気照明工事	簡易な操作設備費(照明灯設置費)に類似																													
	用排水門設置	機械設備工事	簡易な操作設備費(鋼製構造物設置費)に類似																													
機械電気設備工事評定の例	主な工事概要	理由																														
	水源井戸の整備	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為																														
	道路案内表示の設置	施設用途の主たる機能(通信・電光施設など)を含む為																														
	用排水ポンプの設置	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為																														

工事成績採点の考慮項目の審査項目別運用表

(担当監督員)

[記入方法]該当する項目の□にレ、を記入する

審査項目	細別	工夫事項		
5 創意工夫	I 創意工夫	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>■ 施工</p> <p>□ 1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫</p> <p>□ 2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫</p> <p>□ 3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫</p> <p>□ 4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫</p> <p>□ 5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫</p> <p>□ 6 給排水工事や衛生設備工事における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫</p> <p>□ 7 照明などの視界の確保に関する工夫</p> <p>□ 8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫</p> <p>□ 9 運搬車両、施工機械等に関する工夫</p> <p>□ 10 支保工、型枠工、足場工、仮浅橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫</p> <p>□ 11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫</p> <p>□ 12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫</p> <p>□ 13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫</p> <p>□ 14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫</p> <p>□ 15 ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事【※本項目は2点の加点とする】</p> <p>□ 16 特殊な工法や材料を用いた工事</p> <p>□ 17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事</p> <p>□ 18 建設現場の生産性向上に効果が認められる遠隔現場を実施した工事</p> <p>□ 19 その他 理由[]</p> </div> <div style="width: 75%;"> <p>■ 新技術活用</p> <p>□ 20 受注者からの提案によるNETISまたは静岡県登録技術の活用【※本項目は2点の加点とする】</p> <p>□ 21 その他 理由[]</p> </div> </div>		
	キーワード評価		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>■ 品質</p> <p>□ 22 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫</p> <p>□ 23 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫</p> <p>□ 24 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫</p> <p>□ 25 配筋、溶接作業等に関する工夫</p> <p>□ 26 その他 理由[]</p> </div> <div style="width: 75%;"> <p>■ 安全衛生</p> <p>□ 27 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している【※本項目は2点の加点とする】</p> <p>□ 28 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p> <p>□ 29 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫</p> <p>□ 30 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫</p> <p>□ 31 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫</p> <p>□ 32 一般車両追突時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫</p> <p>□ 33 厳しい作業環境の改善に関する工夫</p> <p>□ 34 環境保全に関する工夫</p> <p>□ 35 快適トイレに関する工夫(設計計上されていないが快適トイレを設置した)</p> <p>□ 36 その他 理由[]</p> </div> </div>	
			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>■ その他</p> <p>□ 37 若手技術者の登用など、担い手育成に向けた取組みが図られた</p> <p>□ 38 理由[]</p> <p>□ 39 理由[]</p> </div> <div style="width: 75%;"> </div> </div>	
			<p>記述評価 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】</p>	<p style="text-align: center;">=0.0点 【基本評価】</p> <p style="text-align: center;">=0.0点 【加点評価】</p>
				<p>【工夫事項の詳細】(選択項目No.を付けること)</p>

※1 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 ※2 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点・2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3 上記の審査項目の他に評価に値する受注者の工夫があれば、その他に具体内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

工事成績採点の考慮項目の審査項目別運用表(土木工事)

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する

(主任監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	II 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>1 <input type="checkbox"/>隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>2 <input type="checkbox"/>地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>3 <input type="checkbox"/>工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</p> <p>4 <input type="checkbox"/>工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</p> <p>5 <input type="checkbox"/>災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p>6 <input type="checkbox"/>工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p>7 <input type="checkbox"/>その他(理由: _____)</p> <p>評価理由 _____</p> <p style="text-align: right;"> 該当項目が5項目以上……a 該当項目が3項目以上……b 該当項目が2項目以下……c やや劣っている……d 劣っている……e </p> <p> <input type="checkbox"/> ※ 上記該当項目を総合的に判断して、左記枠内において、直接a、b、c、d、e評価を行うこともできる。 ※ 該当項目数で評価決定する場合、枠内は未設定(空白 □)のままとする。 ※ 主任監督員の評価との評定差は1ランク以下とすること。 </p>					
	III 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>1 <input type="checkbox"/>建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</p> <p>2 <input type="checkbox"/>安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</p> <p>3 <input type="checkbox"/>安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</p> <p>4 <input type="checkbox"/>安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</p> <p>5 <input type="checkbox"/>災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。</p> <p>6 <input type="checkbox"/>安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p>7 <input type="checkbox"/>その他(理由: _____)</p> <p>評価理由 _____</p> <p style="text-align: right;"> 該当項目が5項目以上……a 該当項目が3項目以上……b 該当項目が2項目以下……c やや劣っている……d 劣っている……e </p> <p> <input type="checkbox"/> ※ 上記該当項目を総合的に判断して、左記枠内において、直接a、b、c、d、e評価を行うこともできる。 ※ 該当項目数で評価決定する場合、枠内は未設定(空白 □)のままとする。 ※ 主任監督員の評価との評定差は1ランク以下とすること。 </p>					

工事成績採点の考慮項目の考査項目別運用表

※担当監督員と協議の上、主任監督員の評価項目とする。

(主任監督員)

[記入方法]該当する項目の□にレを記入する

考査項目	細別	技術キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4 工事特性	I 施工条件等への対応	<p>■ I 構造物の特殊性への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから施工条件が特に変化する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 3 その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>1 施工規模が大規模の事例は、以下の通り 1) 切土の土工量V=20万㎡以上又は盛土の土工量V=15万㎡以上、2) 護岸・築堤の平均高さH=10m以上、3) トンネル(シールド)の直径8m以上、4) ダム用水門で設計水深H=25m以上、5) 樋門又は樋管内空断面A=15㎡以上、6) 揚排水機場の吐出管径2,000mm以上、7) 堰又は水門の最大径間長L=25m以上又は径間数3径間以上又は扉体断面A=50㎡/門以上、8) トンネル(開削工法)の開削深さH=20m以上、9) トンネル(NATM)の内空平均断面A=100㎡以上、10) トンネル(沈埋工法)の内空平均断面A=300㎡以上、11) 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深H=10m以上、12) 地滑り防止工の幅W=100m以上かつ法長L=150m以上、13) 浚渫工の浚渫土量V=100万㎡以上、14) 流路工の計画高水流量Q=500㎡/s以上、15) 砂防ダムの堤高H=15m以上、16) ダムの堤高H=150m以上、17) 転流トンネルの流下能力Q=400㎡/s以上、18) 橋梁下部工の高さH=30m以上、19) 橋梁上部工の最大支間長L=100m以上</p> <p>2 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事</p> <p>2 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事</p> <p>2 供用中の道路トンネルの拡幅工事</p> <p>3 その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事</p> <p>3 その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事</p> <p>3 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事</p>
		<p>■ II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 4 地盤の変化、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p><input type="checkbox"/> 6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 7 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 8 緊急時に対応が特に必要となる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 9 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 10 その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>4 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事</p> <p>4 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事</p> <p>4 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事</p> <p>5 ガス管・水道管・電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事</p> <p>5 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事</p> <p>5 そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事</p> <p>6 市街地での夜間工事</p> <p>6 DID地区での工事</p> <p>7 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事</p> <p>7 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事</p> <p>7 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事</p> <p>8 事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事</p> <p>9 作業現場が広範囲に分布している工事</p> <p>10 施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事</p> <p>10 その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事</p>
		<p>■ III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p><input type="checkbox"/> 13 被災箇所の措置や急峻な地形および土石流危険渓流内での工事</p> <p><input type="checkbox"/> 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p><input type="checkbox"/> 15 その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>11 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事</p> <p>11 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事</p> <p>11 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事</p> <p>12 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事</p> <p>12 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事</p> <p>13 被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事</p> <p>13 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)</p> <p>13 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事</p> <p>13 土石流危険渓流に指定された区域内における工事</p> <p>14 イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事</p> <p>15 その他、自然条件又は地形条件への対応が必要であった工事</p> <p>15 その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</p>
		<p>■ IV 長期工事における安全確保への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 16 当初契約から12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く</p> <p><input type="checkbox"/> 17 その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	
	記述評価【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	=0点 [評点] 上記のI・II・III・IVの合計 =0点	【技術力のキーワードの詳細】(選択項目Noを付けること)

※1 工事特性は、最大20点の加点評価とする

※2 主任監督員が評価する「5 創意工夫」との二重評価は行わない

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する

(主任監督員)

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c
6 社会性等	I 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		1 <input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 2 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 3 <input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 4 <input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 5 <input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 6 <input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 7 <input type="checkbox"/> 快適トイレを地域住民が利用できるよう整備し、案内看板等で周知した。 8 <input type="checkbox"/> その他(理由:) 9 <input type="checkbox"/> その他(理由:)				
		※ 上記該当項目を総合的に判断して、左記枠内において直接a、a'、b、b'、o、評価を行うこともできる。 ※ 地域(工事区域近隣)への貢献等とは工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献を実施するものである。 ※ 日時が限定されている防災訓練等に参加した場合は、2項目で評価できる。 ※ ただし、工事区域内の防災訓練等に会社で参加し、主任技術者等が参加した事がわかる写真を添付すること。 ※ 該当項目数で評価決定する場合、枠内は未設定(空白)のままとする。				
		該当項目が6項目以上・・・a 該当項目が4項目以上・・・a' 該当項目が3項目以上・・・b 該当項目が2項目以上・・・b' 該当項目が1項目以下・・・c				

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する

(主任監督員)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																										
8 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1 指名停止3ヶ月以上</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5 文書注意</td> <td>- 8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6 口頭注意</td> <td>- 5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切 な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)</td> <td>- 3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8 総合評価落札方式技術提案等確認</td> <td>- 5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9 その他 []</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 10 その他 []</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 11 その他 []</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 12 その他 []</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/> 項目該当なし </div> <p>① 本評価項目(8 法令遵守等)で評価する事例は、施工に当たって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により不履行の項目ごとに5点減点する。 注:総合技術提案は、標準型と簡易型Ⅰのみ評価対象とする。(簡易型Ⅱは対象外とする。) 【上記で評価する場合の適応事例】 <input type="checkbox"/> 1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 <input type="checkbox"/> 3 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 <input type="checkbox"/> 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 5 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 <input type="checkbox"/> 6 一括下請けや技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 <input type="checkbox"/> 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 <input type="checkbox"/> 9 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 <input type="checkbox"/> 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 <input type="checkbox"/> 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 <input type="checkbox"/> 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 <input type="checkbox"/> 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報を怠った。 <input type="checkbox"/> 15 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 <input type="checkbox"/> 16 発注者が富士市建設工事請負契約約款第7条の規定により、受注者に対して必要な事項の通知を請求したにもかかわらず、受注者が書類を提出しなかった。 <input type="checkbox"/> 17 その他(理由:) </p>	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1 指名停止3ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 4 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 5 文書注意	- 8点	<input type="checkbox"/> 6 口頭注意	- 5点	<input type="checkbox"/> 7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切 な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)	- 3点	<input type="checkbox"/> 8 総合評価落札方式技術提案等確認	- 5点	<input type="checkbox"/> 9 その他 []		<input type="checkbox"/> 10 その他 []		<input type="checkbox"/> 11 その他 []		<input type="checkbox"/> 12 その他 []	
措置内容	点数																										
<input type="checkbox"/> 1 指名停止3ヶ月以上	-20点																										
<input type="checkbox"/> 2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																										
<input type="checkbox"/> 3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																										
<input type="checkbox"/> 4 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																										
<input type="checkbox"/> 5 文書注意	- 8点																										
<input type="checkbox"/> 6 口頭注意	- 5点																										
<input type="checkbox"/> 7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切 な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)	- 3点																										
<input type="checkbox"/> 8 総合評価落札方式技術提案等確認	- 5点																										
<input type="checkbox"/> 9 その他 []																											
<input type="checkbox"/> 10 その他 []																											
<input type="checkbox"/> 11 その他 []																											
<input type="checkbox"/> 12 その他 []																											

(検査員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e	
2 施工状況	I 施工管理	適正である	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
		<p>【評価対象項目/評価項目】</p> <p>1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 契約約款第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものであることが確認できる。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 立会確認等の手続きを事前に行っていることが確認できる。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> リサイクル、建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</p> <p>10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</p> <p>11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 ()</p>			<input type="checkbox"/> 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		<p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上a 該当項目が80%以上90%未満b 該当項目が80%未満c</p>			<p>① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>		

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b'に該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
I 出来形	<p>【評価対象項目中、評価できる項目に[し]】</p> <input type="checkbox"/> 1 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 2 社内の管理基準に基づき管理していることが判断出来る。 <input type="checkbox"/> 3 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 4 写真管理基準の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> 5 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 6 その他 (_____) <p>※ ばらつきの判断は別紙「静岡県建設工事成績評定要領の運用に関するばらつき」を参照 【出来形及び品質のばらつきの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形及び品質の測点数が5点以上の場合、ばらつき判定の対象とすることができる。 複数の工種がある場合は、当該工事の主要な工種又は代表する工種について、ばらつき判定する。 社内規格値に基づき管理する場合、ばらつきの判定割合(50%又は80%)は、社内規格値の割合とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 出来形は、工事全般を通じて設定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう ③ 出来形管理とは、「土木(農林土木)工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。</p> </div>							

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e											
3 出来形及び出来ばえ	土木工事(共通)工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のバラツキと、評価対象項目の履行状況(評価値)から判断される。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] <input type="checkbox"/> ばらつきが可能な場合はチェックを入れ、評価対象項目、ばらつきをチェックする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。												
II 品質		[評価対象項目] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 伐開・除根・除草等により発生した伐開木・ゴミ等、コンクリート殻・アスファルト殻などの再資源化処理が適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 掘削・床掘面の仕上り面が、地山の乱れや不陸が生じないように施工し、適切な場所に搬出していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 主要使用材料について、品質・形状等が品質を証明する書類または現物により照合ができていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 仮設構造物(道路・水路等)や仮設材(矢板・覆工等)は設計図書により施工・管理され、その出来形も適切に管理され設計以上である。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 コンクリートの強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等の配合試験と試験練りを行っている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 生コン等の打設までに錆・泥・油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理し、施工時に実施した温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な現場強度に達した後型枠及び支保工の取外しを行っている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 8 裏込材・胴込材の充てん、盛土や埋戻し材の締固めなどが適切条件(人力機械別・巻出厚・敷均転圧作業等)で施工されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 9 構造物周辺の締め固め等の処理を、設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 10 基礎地盤の整形、清掃、地表水及び地下水処理(排除シドライの状態)等が適切に実施された状態で施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 11 基礎等の設置箇所の地盤地耐力把握や、路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 12 コンクリート二次製品等の保管・吊込み・据付け等に十分注意を払い、連結などが適切で、脱落・沈下などの恐れがないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 13 擁壁・法面保護工などの端部や曲線部の処理が適切であり、強度の確保など、設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 14 アスファルト混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等において整理・記録されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 15 独立基礎・鉄蓋嵩上げ等の後施工にあたり、既設舗装面や構造物の状況をよく把握して、影響が無いように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 16 鉄筋・鋼材の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 17 部材接合・塗装・溶接作業などに当たり、材料の使用区分が設計図書の仕様を満足し、品質確認のための適切な検査がされている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 18 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)や、崩壊・湧水等の事前調査確認による適切な対策・配慮を行い、施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 19 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造の提案を行うなど、積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 20 施工状況全般で、施工条件や気象条件に適した材料の運搬時間、厚さ、締固め、養生方法などの諸条件を満足している。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 21 その他、仕様書や施工計画書で定められている品質管理が適切に実施され、証明書類なども整備されていることが確認できる。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。		<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。										
		【品質に関するばらつき等のチェック】 <input type="checkbox"/> 0~50%程度以内 <input type="checkbox"/> 50%程度以上80%程度以内 <input type="checkbox"/> 80%程度以上					<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価値</th> <th>ばらつきで判断不可能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%未満</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断不可能	90%以上	b	75%以上90%未満	b'	75%未満	c	① 「評価対象項目」欄にチェックがある場合は、評価すべき項目の場合はチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 対象評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。		
評価値	ばらつきで判断不可能																		
90%以上	b																		
75%以上90%未満	b'																		
75%未満	c																		

審査項目	工種	a	b	c	d
3 出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	土木工事(共通)工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1 構造物の肌(表面状態)や通りが良く、クラック・欠損や錆・漏水等もない。 </div> <div style="width: 35%;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 60%;"> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2 継部・天端・端部などの接合・据付や、塗装・溶接・吹付等の表面仕上げが良い。 </div> <div style="width: 35%;"> 該当3項目以上 …… a </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 60%;"> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3 造成面や路面などの形状・寸法(線形・拡幅・縦横断勾配・側溝・法面など)等が設計図書等の仕様を確保され、統一性・平坦性などが良い。 </div> <div style="width: 35%;"> 該当2項目以上 …… b </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 60%;"> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 4 既設構造物との接続や地山との取合い、舗装復旧等の仕上げ、雨水処理などが良い。 </div> <div style="width: 35%;"> 該当1項目以上 …… c </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 60%;"> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 </div> <div style="width: 35%;"> 該当0項目以下 …… d </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 60%;"> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 全体的な仕上り状態が良く、きめ細やかな施工がされ、美観が良い。 </div> <div style="width: 35%;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 60%;"> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 使い勝手や公共物としての安全・環境・維持管理等の配慮を踏まえたきめ細やかな施工がなされている。 </div> <div style="width: 35%;"></div> </div>					

2 土木工事書類確認資料編

品質証明実施基準

この品質証明実施基準は、静岡県土木工事共通仕様書第3編第1章1-1-9「品質証明」及び静岡県農林土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-24「品質証明」に規定する品質証明の実施手順を定めたものである。

1. 目的

この基準は、土木工事及び農林土木工事の施工にあたり、受注者が「契約図書が要求する工事目的物の品質」を証明することにより、施工管理技術及び品質の信頼性確保を目的とする。

2. 適用

この基準は、当初契約金額が1億円以上の工事及び低入札価格調査対象工事に適用する。

3. 品質証明員に関する手続き等

受注者は、静岡県土木工事共通仕様書及び静岡県農林土木工事共通仕様書の規定により品質証明員を定め、監督員に品質証明員通知書を提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

提出は「主任技術者等通知書」と同時とする。

4. 実施方法

品質証明員は、下記の方法による品質確認を実施するものとする。

(1) 「施工計画書」

- ① 施工計画書の提出前に、全ての記載事項が「契約図書及び関係図書」と整合し、「現場条件」を反映していることを確認する。
- ② 変更施工計画書も同様とする。

(2) 「材料仕様」、「施工方法」、「品質等管理方法」

- ① 契約工事のうち、主たる工種(指定仮設を含む)の工程について、「施工計画書」に記載した材料仕様、施工方法及び管理方法と整合していることを確認する。
- ② 臨場により確認する工程及び時期は以下とする。
臨場は、代表箇所1回程度とする。

(事例)

- ・コンクリート工：打設・養生施工時
- ・表層工：敷均・転圧施工時
- ・盛土工：敷均・転圧施工時
- ・組立工：鋼製部材現場組立施工時

(3) 「データ確認及び実測」

- ① 検査(完成・一部完成・出来形・中間)前に、出来形、品質に係る管理データ(写真を含む)の精査、実測により施工精度、能力を確認し、施工方法及び管理方法の妥当性を評価する。
- ② 管理データの確認頻度は「静岡県建設工事検査要領」に準ずるものとする。

(4) 「管理書類の確認」

- ① 検査(完成・一部完成・出来形・中間)前に、契約、工程、安全等に係る管理書類を精査し、施工に必要なプロセスの「契約図書及び関係図書」に基づく適性を確認する。

5. 品質証明書の内容及び実施時期

受注者は、品質証明の内容及び実施時期を静岡県土木工事共通仕様書第1編 1-1-4 及び静岡県農林土木工事共通仕様書第1編 1-1-6 の「施工計画書（16）その他」に品質証明書（様式27-1）を記載しなければならない。

6. 実施結果の提出等

- （1）品質証明員は、実施結果を品質証明書により提出しなければならない。
- （2）提出時期は、一部完成検査・出来形検査・中間検査・完成検査時とする。

7. 品質証明員の立会

品質証明員は原則として当該検査に立会わなければならない。

土木工事における設計図書の照査ガイドライン

令和4年4月

富士市

1 はじめに

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

このような場合には、富士市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という）第18条（条件変更等）に基づき受注者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

つまり、

- ① 「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合。」
- ② 「発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合」について、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

このため、受注者に「土木工事における設計図書の照査」が義務付けられているが、この「設計図書の照査」について、発注者と受注者の責任範囲が具体的に明示されてなかった為、解釈の違いにより受注者側に過度な要求がされるとの苦情が数多く寄せられている。

このため、富士市において「設計図書の照査」についての基本的考え方、範囲を出来る限り明示し、円滑な請負契約の執行に資するため、「土木工事における設計図書の照査ガイドライン」を作成したものである。

本ガイドラインは、富士市発注の工事について、前半に「設計図書の照査」の基本的考え方を明示し、後半に具体的な照査項目・内容を「設計図書の照査要領」として、当面 ①土木工事共通、②樋門・樋管工事、③築堤護岸工事、④道路改良（舗装）工事、⑤橋梁下部工事、⑥橋梁上部工事、⑦共同溝工事、⑧上水道工事、⑨下水道工事について作成した。今後、その他の工種についても必要に応じ追加していくものとする。

また、その他の工種についても、本ガイドラインに準拠出来るものがあれば、発注者と受注者において協議し、運用出来るものとする。

2 契約約款及び静岡県土木工事共通仕様書、静岡県農林土木工事共通仕様書（以下「土木工事共通仕様書」という）における「設計図書の照査」の規定について

- (1) 契約約款第18条（条件変更等）受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。
ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを受けずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

(2) 土木工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 第1節総則

1-1-3 設計図書の照査等

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(参 考) 第3編土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則

1-1-8 数量の算出及び完成図

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

3 受注者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

受注者は、工事請負契約書及び共通仕様書に基づいて設計照査を行うこととする。具体的には、別添「設計図書の照査要領」の照査の項目を実施する。設計計算を伴う構造物がある場合、設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかを確認する。

ただし、「設計図書の照査」の範囲を越えるものについては、以下が考えられる。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるものただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。

- ⑤ 軟弱地盤における盛土の載荷高さが変更となり、地盤の安定計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。）
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 試験杭を施工した結果、基礎杭の杭長、杭径等が変更となり、構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑨ 土留め等の構造計算で現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪ 設計根拠まで遡る見直し、必要となる工費の算出。
- ⑫ 舗装修繕工事の縦横断設計。（当初設計において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず、土木工事共通仕様書「路面切削工」「オーバーレイ工」等に該当し、縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。）
（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の負担によるものとする。

4 設計図書の訂正又は変更に必要な期間の通知

契約約款において、第18条第3項に定める調査の結果の通知については、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

5 「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に必要な費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

6 改正経過

平成23年9月制定

令和4年4月改定

設計図書の照査要領

令和4年4月

富士市

【目次】

土木工事共通

樋門・樋管工事

築堤護岸工事

道路改良（舗装）工事

橋梁下部工事

橋梁上部工事

共同溝工事

上水道工事

下水道工事

照 査 項 目 一 覧 表

土木工事共通-1

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	施工上の基本条件	1) スペース、ヤード、工法等の制約条件はあるか 2) 運搬路、迂回路、ヤード確保の見通しはあるか 3) 工期を制約する現場条件はあるか 4) 近接構造物の有無に対する確認はおこなったか 5) その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	関連機関との調整	1) 警察との調整は済んでいるか 2) バス路線となるかどうか 3) 道路管理者との調整は済んでいるか(工事用道路含む) 4) 河川管理者との調整は済んでいるか 5) 鉄道との調整は済んでいるか 6) 港湾管理者との調整は済んでいるか 7) 公益企業者(埋設占有物件、架空占有物件)との調整は済んでいるか 8) 地元及び地権者との調整が済んでいるか 9) 県公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか 10) 保安林及び埋蔵文化財等との調整が済んでいるか 11) 近隣工事事業者との調整は済んでいるか 12) 土砂等の処理は明確になっているか 13) 都市計画及び土地利用が明確になっているか 14) 上位計画、開発行為及び電線類地中化の計画が明確になっているか 15) その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	貸与資料の確認	1) 測量成果(平面、横断、縦断)は整理されているか 2) 地質調査報告書があるか。又、内容は充分か 3) 埋設物調査資料があるか 4) 用地境界が明確であるか 5) 貸与資料の不足点、追加事項があるか 6) その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

照 査 項 目 一 覧 表

土木工事共通-2

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	施工条件	1) 施工上の制約条件を確認したか(スペース、交通条件等) 2) 工事時期を確認したか 3) 仮設(仮道・土留・仮締切など)の工法が明確であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	地形条件	1) 施工ヤードスペースは確認したか 2) 資機材運搬路は確保できるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	現地踏査	1) 環境状況(振動、騒音等の配慮)は把握したか 2) 支障物件の状況は把握したか 3) 施工時の注意事項は把握したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	設計図	1) 一般図に必要な項目(設計条件、地質条件等)を記載しているか 2) 形状寸法、使用材料の規格及び配置は計算書と一致しているか 3) 図面が明瞭に描かれ、水位等、設計条件が図面に明示されているか (構造物と寸法線の使い分けがなされているか) 4) 構造物の基本寸法、高さ関係は照合されているか 5) 各設計図が相互に整合されているか ・一般平面図と縦横断図 ・構造図と仮設図 6) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか (特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含め整合しているか)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	数量計算	1) 数量計算は、土木工事数量算出要領(案)と整合しているか (有効数字、位取り、単位、区分等) 2) 数量計算に用いた寸法は図面と一致するか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	仮設計画	1) 工事用道路計画(迂回路・通行止め・交通誘導員)を实地確認したか 2) 施工中の降雨・洪水対策は必要か 3) 仮設土留工法(鋼矢板等の規格、打込み長さ、支保構造等)を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

照 査 項 目 一 覧 表

樋門・樋管工事-1

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	設計基本条件	1) ゲートの設計水位、操作水位を確認したか 2) 仮締め切り等の条件を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	施工上の基本条件	1) 水路切廻し、搬入路等の借地の見通しはあるか 2) 工事時期は決定しているか 3) 旧施設の撤去条件及び撤去時期は明確になっているか 4) スペース、ヤード、工法等の制約条件はあるか 5) 環境上特に配慮すべき事項があるか 6) 樋門・樋管設置のための用地は確保されているか 7) 近接構造物、地下構造物の有無を確認したか 8) 工期を制約する現場条件はあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	関連機関との調整	1) 他の河川管理者との調整は済んでいるか 2) 道路管理者との調整は済んでいるか 3) 地元及び地権者との調整は済んでいるか 4) 関連する工作物管理者との調整は済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	資料の確認	1) 地質調査報告書があるか 2) 追加ボーリングは必要ないか 3) 軟弱地盤の判断に必要な資料はあるか (圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方移動等) 4) 測量成果(平面、縦断、横断)が整備されているか 5) 用地境界が明確であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	地盤条件	1) 追加調査の必要性はないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	地形条件	1) 用地境界を確認したか 2) 施工ヤード、スペースは確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

照 査 項 目 一 覧 表

樋門・樋管工事-2

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	施工条件	1) 施工上の制約条件を確認したか (スペース、交通条件、水の切廻し) 2) 工事時期を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	現地踏査	1) 環境状況(工事における振動、騒音等の配慮面)を把握したか 2) 支障物件(地下埋設物、既設樋管との離れ等)の状況を把握したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	設計図	1) 全体一般図に必要な項目を記載しているか (水位、地質条件等) 2) 使用材料は計算書と一致しているか 3) 水位等、設計条件が図面に明示されているか 4) 図面が明瞭に描かれているか 5) 各設計図が相互に整合しているか ・一般平面図と縦断図 ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 6) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか (特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか) ・壁厚 ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、 段落し位置、ガス圧接位置) ・鋼材形状、寸法 ・使用材料 ・その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	数量計算	1) 数量計算は、土木工事数量算出要領(案)と整合しているか (有効数字、位取り、単位、区分等) 2) 数量計算に用いた寸法は図面と一致するか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

照 査 項 目 一 覧 表

築堤護岸工事-1

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	設計基本条件	1) 締切水位は決定しているか、又は水文資料はあるか 2) 瀬替、水替時流量決定のための、水文資料等はあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	施工上の基本条件	1) 運搬路、切廻し河道、ヤード確保の見通しはあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	関連機関との調整	1) 他の工作物管理者との調整は済んでいるか 2) 地権者及び地元等との調整は済んでいるか 3) 占有者との調整は済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	資料の確認	1) 測量成果(平面、横断、縦断)は整理されているか 2) 地質調査報告書は整理されているか 3) 追加ボーリングは必要ないか 4) 軟弱地盤の判定に必要な資料はあるか (圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方移動等) 5) 用排水路系統図は整理されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	地盤条件	1) 追加調査の必要はないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	地形条件	1) 用地境界を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	施工条件	1) 施工上の制約条件を確認したか (スペース、交通条件、水の切廻し) 2) 工事時期を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	現地踏査	1) 支障物件の状況を把握したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	資料の確認	1) 貸与資料の不足点、追加事項があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

照 査 項 目 一 覧 表

道路改良(舗装)工事-1

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	施工上の留意点	1) 施工上の留意点があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	関連機関との調整及び協議関連資料の整理	1) 交差協議の調整が済んでいるか (道路、河川、鉄道、公安委員会、等) 2) 地元及び地権者との調整が済んでいるか 3) バス路線となるかどうか 4) 水路管理者との協議は済んでいるか 5) 地下占有企業者との調整が済んでいるか 6) 保安林及び埋蔵文化財等との調整が済んでいるか 7) 各都道府県公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか 8) 都市計画及び土地利用が明確になっているか 9) 上位計画、開発行為及び電線類地中化の計画が明確になっているか 10) 土砂の処理場または土取場の位置、規模は明確になっているか 11) 休憩施設、チェーン着脱場等の計画が明確になっているか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	貸与資料の確認	1) 地質調査報告書があるか。又、内容は充分か 2) 測量成果(平面、縦断、横断)があるか 3) 埋設物台帳があるか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	計画条件の確認	1) 排水工の計画条件は確認しているか ・排水系統(用水か排水か)及び断面の調査は明確になっているか ・水路管理者と協議してあるか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	付帯施設の必要性	1) 標識計画はあるか。 2) 照明・信号機(電気設備)は計画されているか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	設計図	1) 図面には必要な項目が記載されているか 2) 使用材料は明記されているか 3) 各設計図がお互いに整合されているか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

照 査 項 目 一 覧 表

道路改良(舗装)工事-2

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ・一般平面図と縦断図 ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<平面交差点設計>	4) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	施工上の留意点	1) 施工上の留意点があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	関連機関との調整及び協議関連資料の整理	1) 交差協議の調整が済んでいるか (道路、河川、鉄道、公安委員会等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		2) 地元及び地権者との調整が済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		3) バス路線となるかどうか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		4) 地下占有企業者との調整が済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		5) 保安林及び埋蔵文化財等との調整が済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		6) 各都道府県公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		7) 都市計画及び土地利用が明確になっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		8) 上位計画、開発行為及び電線類地中化の計画が明確になっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		9) 電線類等の地下埋設計画があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	貸与資料の確認	1) 測量成果(平面、縦断、横断)があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		2) 地質調査報告書があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		3) 埋設物調査資料があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	計画条件の確認	1) 用、排水工の計画は明確になっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	用地条件	1) 用地上の巾杭表はあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	数量計算	1) 数量計算は、土木工事数量算出要領(案)と整合しているか (有効数字、位取り、単位、区分等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		2) 数量計算に用いた記号、寸法は図面と一致するか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

照 査 項 目 一 覧 表

橋梁下部工事-1

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	施工上の基本条件	1) 架設条件は決定しているか 2) 環境対策は決定しているか 3) 運搬路、迂回路、ヤード確保の見通しはあるか 4) 近接構造物の有無に対する確認はおこなったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	関連機関との調整	1) 河川管理者との調整は済んでいるか 2) 道路管理者との調整は済んでいるか(工事用道路含む) 3) 港湾管理者との調整は済んでいるか 4) 鉄道との調整は済んでいるか 5) 警察との調整は済んでいるか 6) 地元及び地権者との調整は済んでいるか 7) 添架企業者との調整は済んでいるか 8) 公益企業者(埋設占用物件)との調整は済んでいるか 9) 漁業利権者との調整は済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	貸与資料の確認	1) 地質調査報告書(必要な本数、調査項目)はあるか 2) 測量成果報告書(平面、横断、縦断)はあるか 3) 軟弱地盤の判定に必要な資料(側方移動、液状化、圧密沈下等)あるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	現地踏査	1) 環境状況(振動、騒音等の配慮)は把握したか 2) 支障物件の状況は把握したか 3) 施工時の注意事項は把握したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	地形条件	1) 用地境界は確認したか 2) 施工ヤードスペースは確認したか 3) 資機材運搬路は確保できるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	その他	1) 埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

照 査 項 目 一 覧 表

橋梁上部工事-2

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	施工上の基本条件	4) 橋台の後打ちコンクリートを分離して計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		1) 架設条件は決定しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		2) 環境対策は決定しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		3) 運搬路、迂回路、ヤード確保の見通しはあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	関連機関との調整	4) 近接構造物の有無に対する確認はおこなったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		1) 河川管理者との調整は済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		2) 道路管理者との調整は済んでいるか(工事用道路含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		3) 港湾管理者との調整は済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		4) 鉄道との調整は済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		5) 警察との調整は済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		6) 地元及び地権者との調整は済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		7) 添架企業者との調整は済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		8) 公益企業者(埋設占用物件、架空占用物件)との調整は済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	9) 漁業利権者との調整は済んでいるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	貸与資料の確認	1) 地質調査報告書(必要な本数、調査項目)はあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		2) 測量成果報告書(平面、横断、縦断)はあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		3) 設計計算書等(下部工、隣接工区等含む)はあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	現地踏査	1) 環境状況(振動、騒音等の配慮)は把握したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		2) 支障物件の状況は把握したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		3) 施工時の注意事項は把握したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	地形条件	1) 用地境界は確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		2) 施工ヤードスペースは確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		3) 資機材運搬路は確保できるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

照 査 項 目 一 覧 表

橋梁上部工事-3

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	その他	埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているか	□	□		

照 査 項 目 一 覧 表

共同溝工事-1

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	施工上の基本条件	1) 工事時期と工程が明確になっているか 2) 標準的交通処理計画が明確になっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	関連機関との調整	1) 河川管理者との調整は済んでいるか 2) 鉄道管理者との調整は済んでいるか 3) 高架橋管理者との調整は済んでいるか 4) 道路管理者との調整は済んでいるか 5) 地下施設(地下鉄、水路、横断地下道、危険物貯蔵タンクその他大型施設等)との調整は済んでいるか 6) 溝内排水の流末処理に関する関連部所との調整はとれているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	関連資料の確認	1) 地質調査報告書との整合はとれているか。また地質調査は設計目的に対し十分な内容か 2) 環境状況(振動、騒音、井戸使用等の配慮面及び有毒ガス、酸欠空気等の調査)の調査は設計目的に対し十分な内容か	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	貸与資料の確認	1) 地質調査報告書はあるか 2) 測量報告書(平面、縦断、横断等)はあるか 3) 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるか 4) その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	設計図	1) 各設計図がお互いに整合されているか ・ 一般平面図と縦断図 ・ 構造図と配筋図 ・ 構造図と仮設図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

照 査 項 目 一 覧 表

上水道工事-1

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	施工上の基本条件	1) スペース、ヤード、工法等の制約条件はあるか 2) 運搬路、迂回路、ヤード確保の見通しはあるか 3) 工期を制約する現場条件はあるか 4) 近接構造物の有無に対する確認はおこなったか 5) その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	関連機関との調整	1) 警察との調整は済んでいるか 2) バス路線となるかどうか 3) 道路管理者との調整は済んでいるか(工事用道路含む) 4) 河川管理者との調整は済んでいるか 5) 鉄道との調整は済んでいるか 6) 港湾管理者との調整は済んでいるか 7) 公益企業者(埋設占有物件、架空占有物件)との調整は済んでいるか 8) 地元及び地権者との調整が済んでいるか 9) 県公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか 10) 保安林及び埋蔵文化財等との調整が済んでいるか 11) 近隣工事事業者との調整は済んでいるか 12) 土砂等の処理は明確になっているか 13) その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	貸与資料の確認	1) 測量成果(平面、横断、縦断)は整理されているか 2) 地質調査報告書があるか。又、内容は充分か 3) 埋設物調査資料があるか 4) その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	施工条件	1) 施工上の制約条件を確認したか(スペース、交通条件等) 2) 工事時期を確認したか 3) 仮設(仮道・土留・仮締切など)の工法が明確であるか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

照 査 項 目 一 覧 表

上水道工事-2

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	地形条件	1) 施工ヤードスペースは確認したか 2) 資機材運搬路は確保できるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	現地踏査	1) 環境状況(振動、騒音等の配慮)は把握したか 2) 支障物件の状況は把握したか 3) 施工時の注意事項は把握したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	設計図	1) 一般図に必要な項目(設計条件、地質条件等)を記載しているか 2) 平面図には必要な工事内容が明示されているか 3) 使用材料は計算書と一致しているか 4) 土被り等、設計条件が図面に明示されているか 5) 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているか 6) 形状寸法、使用材料の規格及び配置は計算書と一致しているか 7) 明瞭に図面が(構造物と寸法線の使い分け等)描かれているか 8) 各設計図が相互に整合しているか 9) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	数量計算	1) 数量計算は、土木工事数量算出要領(案)と整合しているか (有効数字、位取り、単位、区分等) 2) 数量計算に用いた寸法は図面と一致するか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	仮設計画	1) 工事用道路計画(迂回路・通行止め・交通誘導員)を実地確認したか 2) 施工中の降雨・洪水対策は必要か 3) 仮設土留工法(鋼矢板等の規格、打込み長さ、支保構造等)を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

照 査 項 目 一 覧 表

下水道工事-1

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	施工上の基本条件	1) スペース、ヤード、工法等の制約条件はあるか 2) 運搬路、迂回路、ヤード確保の見通しはあるか 3) 工期を制約する現場条件はあるか 4) 近接構造物の有無に対する確認はおこなったか 5) その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	関連機関との調整	1) 警察との調整は済んでいるか 2) バス路線となるかどうか 3) 道路管理者との調整は済んでいるか(工事用道路含む) 4) 河川管理者との調整は済んでいるか 5) 鉄道との調整は済んでいるか 6) 港湾管理者との調整は済んでいるか 7) 公益企業者(埋設占用物件、架空占用物件)との調整は済んでいるか 8) 地元及び地権者との調整が済んでいるか 9) 県公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか 10) 保安林及び埋蔵文化財等との調整が済んでいるか 11) 近隣工事事業者との調整は済んでいるか 12) 土砂等の処理は明確になっているか 13) その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	資料の確認	1) 測量成果(平面、横断、縦断)は整理されているか 2) 地質調査報告書があるか。又、内容は充分か 3) 埋設物調査資料があるか 4) 用地境界が明確であるか 5) 特記仕様書に示される資料はあるか 6) その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	施工条件	1) 施工上の制約条件を確認したか(スペース、交通条件等) 2) 工事時期を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

照 査 項 目 一 覧 表

下水道工事-2

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	地形条件	3) 仮設(仮道・土留・仮締切など)の工法が明確であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		4) 別途工事がある場合はの関連条件などは明確であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	現地踏査	1) 施工ヤードスペースは確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		2) 資機材運搬路は確保できるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	設計図	1) 環境状況(振動、騒音等の配慮)は把握したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		2) 支障物件の状況は把握したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		3) 施工時の注意事項は把握したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		4) 設計図書と現場の形状は整合するか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		5) 使用者に確認済みの取付管の予定位置に支障はないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	設計図	1) 平面図には必要な工事内容が明示されているか (法線、既設管路、取付位置、道路・河川等の名称ほか)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		2) 一般図に必要な項目(設計条件、地質条件等)を記載しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		3) 土被り等、設計条件が図面に明示されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		4) 構造物の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		5) 形状寸法、使用材料の規格及び配置は計算書と一致しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		6) 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		7) 構造図に地質条件(推定岩盤線、柱状図、地下水位等)を明記してあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		8) 図面が明瞭に描かれているか、解り易い注記が付いているか (構造物と寸法線の使い分け、使用材料の明記がなされているか)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		9) 各設計図が相互に整合しているか				
		・一般平面図と縦横断面図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・構造図と仮設図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	10) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか (特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含め整合しているか)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

照 査 項 目 一 覧 表

下水道工事-3

No	項 目	主 な 内 容	対 象	照 査	確 認 資 料	備 考
	数量計算	1) 数量計算は、土木工事数量算出要領(案)と整合しているか (有効数字、位取り、単位、区分等) 2) 数量計算に用いた寸法は図面と一致するか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	仮設計画	1) 工事用道路計画(迂回路・通行止め・交通誘導員)を実地確認したか 2) 施工中の降雨・洪水対策は必要か 3) 仮設土留工法(鋼矢板等の規格、打込み長さ、支保構造等)を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【推進工の追加事項】 貸与資料の確認	1) 地質調査報告書(必要な本数、調査項目)はあるか 2) 工法選定に必要な資料(礫径、水位、圧密沈下等)はあるか 3) 選定工法の施工管理に関する提出様式等はあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	施工上の基本条件	1) 埋設物、支障物件、周辺施設との近接等の条件が反映されてるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【更生工の追加事項】 貸与資料の確認	1) 管路調査報告書(必要な区間、調査項目)はあるか 2) 工法選定に必要な資料、施工管理様式はあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

【参 考 資 料】

建設工事請負契約約款と土木工事共通仕様書について本文及び逐条解説を掲載した。
本ガイドラインに記載されていない内容については、以下の建設工事請負契約約款と土木工事共通仕様書及びそれぞれの逐条解説により発注者と受注者との協議し決定するものとする

I 工事請負契約約款

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを受けずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の規定によりとりまとめられた調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者との協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【逐条解説】 公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）一部抜粋

1 概要

本条は、設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等においては、受注者はその旨を発注者に通知しなければならず、通知を受けた発注者は、調査を行い、必要があるときは、設計図書を変更又は訂正し、工期又は請負代金額の変更等を行うべきことを規定したものである。

2 趣旨

建設工事の施工に当たって、受注者は、設計図書に従って工事を施工する義務を負うが、設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合、すなわち、契約当初と事情の変更があった場合には、発注者から当初に渡された設計図書に従って工事を続ければよいのか否か、どのような工事を施工すべきなのかはわからなくなる。どのような工事目的物を作るかは設計図書の内容そのものであり（発注者が指定した場合には、どのように作るかも設計図書の内容である。）、最終的には、発注者の判断事項であることから、このような場合には、発注者が現場の状況、受注者の意見等を踏まえて、設計図書の変更又は訂正を行うか否かを決めない限り、工事を先に進めることはできない。また、このような場合に設計図書が変更又は訂正されたときには、当初の契約で定められている工期又は請負代金額は、入札、契約に先立って発注者から示された設計図書を前提に発注者と受注者の双方が合意したものであるので、事情変更により設計図書が変更又は訂正されれば、当初の工期又は請負代金額は不適當になったということができ、公平の観点から適正な工期又は請負代金額に変更する必要がある。

本条は、このような問題に対応するために、契約当初と事情が変わり、当初の設計図書のまま工事を続行することが適当でないと思われる場合を列挙し、そのような場合には、受注者に通知を義務付けるとともに、通知を受けた発注者が一定の手続きに従って、必要と認められるときは、設計図書の変更又は訂正を行い、これに伴う工期又は請負代金額の変更等について規定し、契約関係の適正化を図ったものである。言うまでもなく、この規定は、単に受注者の立場を保護するものではなく、同時に、発注者が必要とする工事目的物を的確に、効率的に確保するためのものでもあり、今後十分な活用が望まれるものである。

なお、言うまでもなく、発注者は、設計図書について疑義が生じないように、できる限り綿密に工事現場を調査し、十分な内容を持つ設計図書を作成すべきであり、それこそが円滑な工事の施工に不可欠なものであることに留意すべきである。

また、第1項各号に掲げる事実が発見された場合において、当初の設計図書に従って工事を施工することが不適當と発注者が認めるときには、発注者は、第20条第2項の規定により工事を中止させるべきであるし、発見された事実が重大であるときには、「受注者が工事を施工できないと認められるとき」に該当するので、第20条第1項の規定により工事を中止させなければならない。

3 受注者の通知義務

第1項は、設計図書と工事現場の不一致の場合など列挙された事実が発見された場合には、受注者は、監督員に書面により（第1条第5項）通知して、発注者による確認を求めなければならないことを規定している。第1項各号に掲げられた事項をめぐっては紛争が生じ

やすいだけでなく、契約の根幹となる事項であることから、書面によって明白な証拠を残しておくことが重要である。受注者が発注者に通知しなければならない事実は、次のとおりである。

ア) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(第1号)

図面、共通仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位については、あらかじめ、設計図書の中で規定しておくべきであるが、優先順位の規定がない場合には、もし、図面と仕様書が一致しないときには、受注者としては、どちらに従って施工すべきかわからないことになる。このような場合に、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不適當なので、第1号が掲げられているわけである。

なお、第1号、第2号、第3号の2つ以上にあてはまるような事例もあろうが(例えば、設計図書に誤謬があるために、設計図書の構成文書が一致しない場合等)、いずれに該当するとしても、その効果(第3項における取扱い)に差はないので、どの号に該当すべきか論じる益はない。

イ) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。(第2号)

設計図書に誤謬又は脱漏があることとは、受注者としては設計図書に誤りがあると思われる場合又は設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。設計図書に誤りがあると思われる場合において、受注者が誤っていると思われる設計図書に従って工事を施工し続けると、本当に設計図書が誤っていた場合には、受注者は、形式上契約を履行したことになるが、発注者としては本来望んでいた工事目的物を入手することができなくなる。このため、受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っていた場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。第2号は、このような趣旨で掲げられているものである。

ウ) 設計図書の表示が明確でないこと。(第3号)

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不適當なので、第3号として掲げられている。

エ) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約その他設計書で示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと(第4号)

公共工事の請負契約に当たっては、通常、発注者は、工事現場の自然的又は人為的な施工条件について十分な調査を行い、調査に基づいて設計図書で施工条件を明示し、なお不足するものは現場説明書及び現場説明における質問回答書で補って、施工条件の明示を期している。受注者も、これらに基づいて施工条件を判断し、契約を締結し、工事を施工しているものであり、その条件が設計図書の定めと異なるときは、施工方法の変更、工事目的物の変更を必要とするので掲げられているものである。

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約その他設計図書で示された自然的な施工条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無があげられる。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土

取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられよう。

オ) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと（第5号）

設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合については、第4号（上記エ）によって担保されるが、当初は、予期することができなかつたために設計図書に施工条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合については、第4号は適用されない。しかしながら、この場合も、契約締結や工事施工の前提を大きく変えるものであり、受注者が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適當な場合であるので、第5号が設けられている。なお、既に存在していたのに、あるいは、予期することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第1号の適用を受けることになる。

本号の対象となる自然的な施工条件の例としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかつたもの、例えば、一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、さらに特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。また、本号の対象となる人為的な施工条件の例としては、予想し得なかつた騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害などが挙げられよう。

4 調査

監督員は、受注者から第1項各号に掲げる事実について確認を求められたとき又は自ら第1項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。第1項各号に掲げる事実の調査については、施工条件の変更、工事目的物の変更が行われるか否か、ひいては、工期又は請負代金額の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり、受注者としても、重大な利害関係を有することであるため、受注者の立場の保護を図るために、受注者の立会いの上行うこととしている。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、自ら権利を放棄するのであるから、監督員は、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

5 調査結果のとりまとめ

発注者は、受注者の意見を聴いて、調査結果に基づいて必要と考えられる指示を含めて、調査結果をとりまとめて、調査の終了後一定期間内に、指示を含めた調査結果を受注者に書面により（第1条第5項）通知しなければならない。この場合の指示は、規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認に関するもの、あるいは、とりあえずの工事の中止、応急措置等の当面の措置に関するものと解される。調査終了から調査結果通知までの期間は、契約約款では14日とされている。

6 設計図書の変更又は訂正

第3項は、第1項各号に掲げる事実が発注者のとりまとめた調査結果で確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の変更又は訂正を行うべきことを規定している。

従前は、工事内容の変更と規定されていたが、平成7年の改正によって、設計図書の変更

に改められている。これは、工事の施工に必要な工事目的物の構造、仕様等の事項は、全て設計図書に定められているはずであり、逆に、設計図書に定められていない施工方法等の事項については、自主施工の原則により、受注者の判断で決められるものであり、工事内容というに当たらないものであることから、工事内容の変更は、すなわち、設計図書の変更であるからである。

「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものである。したがって、調査の結果、第1項各号に掲げられた事実が確認されたが、それがあまりに軽微であり、設計図書の変更又は訂正をしないで、当初の設計図書に従って施工を続けても支障がない場合等を除き、設計図書の変更又は訂正が行われるべきである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の変更又は訂正が行われない場合、あるいは、受注者が通知したにもかかわらず、発注者が調査をしない又は調査結果のとりまとめを行わない場合は、第46条の規定により相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができるものと解すべきである。

設計図書の変更又は訂正の手続きは、次のとおりである。

ア) 第1項第1号から第3号までに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの(第1号)
発注者がその訂正を行う。設計図書は発注者が作成するものであり、したがって、その訂正も当然に発注者が行うべきものである。

イ) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの(第2号)

発注者が単独で設計図書の変更を行う。これは、工事目的物については、発注者がその必要性に基づいて構造、規模等を定めるのが当然であることから、変更についても自らの意思において決定すべきこととしたものである。

なお、工事目的物の変更を伴うものには、設計図書に定められた地質等の自然的又は人為的な施工条件が実際と異なった場合又は設計図書に明示されていないこれらの実際の施工条件が予期することのできないものであった場合に、基礎杭の深さを延ばすこと、工事材料の品質を高めることなども含まれる。

ウ) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの(第3号)

発注者及び受注者が協議して発注者が行う。工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更については、受注者の意見をも十分考慮して定める必要があるが、最終的には設計図書の変更となるので、協議して発注者が行うとされたものである。また、第4項第1号(上記ア)の場合)と第2号(上記イ)の場合)が重複する場合、すなわち、工事目的物についての設計図書の変更とともに工事目的物以外の設計図書の変更が行われる場合には、それぞれの部分について第1号の規定と第2号の規定に従って設計図書の変更が行われるべきである。なお、実際には、設計図書の主要部分は、工事材料の品質を含め工事目的物についての規定であり、施工方法等の工事目的物に含まれない事項については、自主施工の原則から、基本的には規定していないことから、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更はまれであると思われる。

7 工期又は請負代金額の変更等

(1) 工期又は請負代金額の変更

第4項は、設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を発注者が負担するとした規定である。

事情の変更により設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、受注者が施工する工事が変わることとなるため、発注者と受注者の権利義務のバランスをとるとの要請から、工期又は請負代金額の変更を行うのが当然であり、また、設計図書の変更又は訂正に伴い受注者が被った損失を発注者が負担しなければならないことはいうまでもない。

第5項の「必要があると認められるとき」は、「工期若しくは請負代金額金を変更」のみにかかるが、「必要があると認められるとき」か否かは、客観的な判断に基づくものであり、発注者又は受注者が認めるときを意味するものではない。したがって、設計図書の変更が行われても全く工期、請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更が行われなければならない。なお、工期又は請負代金額の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいとの意味ではなく、工期と請負代金額の双方又はその一方を変更すべきことを意味している。

工期の変更方法については、第23条の規定に、請負代金額の変更方法については、第24条の規定によることとなる。

(2) 費用の負担

設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、設計図書の変更又は訂正によって受注者に損害を与えたときは、発注者は、工期又は請負代金額の変更に加えて、必要な費用を負担しなければならない。必要な費用の中には、例えば、受注者が発注者から中止命令がかからなかったために当初の設計図書に従って工事を続行し、最終的に設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、その時までの施工部分で無用になったものに係る手戻費用又は改造費用が含まれよう。また、設計図書の変更又は訂正によって不要となった工事材料の売却損、労働者の帰郷費用、不要となった建設機械器具の損料及び回送費、不要となった仮設物に係る損失なども必要な費用に含まれる。なお、ここで「費用の負担」という用語を用いているのは、設計図書の誤謬による場合のように発注者の過失による損害賠償の性格を持つものと、予期することができない特別な施工条件の発生等の事情変更に伴って生じる受注者の費用の填補（負担）の性格を持つものが混在しているからである。

また、「必要な」としているのは、通常合理的な範囲内で相当因果関係があるものについて負担するという意味であり、それ以上の限定をつけるためのものではない。

負担すべき費用の算定方法については、第24条第3項に規定があり、発注者と請負者が協議して定めることとなっている。

1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。
また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。
ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

【逐条解説】

設計図書は、正確、明瞭かつ疑義を生じることなく、また設計図書相互において矛盾や不整合がないように作成されるべきであるが、多種多様な設計図書が作成されることや幾多にもわたる変更や追加等が行われることから、これら設計図書の不備や設計図書間で食い違いが生じることがある。

また土木工事は、現地屋外における単品生産であり、工事現場の地形・地質及び地下水等の自然的条件、騒音・振動や交通及び地下埋設物等の社会的条件など数々の制約条件（施工条件）を受けて実施される。このようなことから発注者は、事前にこれらの施工条件を十分調査し、それに対応した設計図書を作成するとともに、施工上影響を与える条件については設計図書に明示することとしている。

しかし、発注者による事前の調査には限界があり、実際に工事現場に入ってみると設計図書に示す施工条件と現場が相違する場合や予期していない制約条件が生じることが、避けられない事実である。

このようなことから、本条では設計図書の不備や設計条件の相違等が発生した場合における手続きについて規定している。

1 第1項は、設計図書の準備に関する規定である。

設計図書としての図面は「設計図」として入札に際して受注者に交付されているが、工事の実施にあたっては設計図のほかに施工上有効な「参考図」があり、これらは発注者が所有している。また受注者は、工事施工に際して多種多様な図面を作成するとともに、下請等に対してこれらの図面を交付することとなる。

そこで、幾多にもわたる複製は図面の鮮明・明瞭を低下させることから、受注者にはこれらの図面の原図を借用する必要があるが生じた場合、発注者にこれらの貸与を要求できるもの

である。また、監督員は受注者に対して「設計図」はもとより必要な「参考図」についても必要と認めた場合に限り貸与することができることを明確にしている。

また、その他の設計図書のうち、共通仕様書等定型的に作成されたものは市販されているのが一般的であり、これら市販されているものは受注者の責任において準備することを明確にしている。

- 2 第2項は、本条の主目的である設計図書の不備や設計条件の相違等が発生した場合における受注者と監督員との間の手続きを示している。

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず、設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

このような場合には、契約書第18条（条件変更等）に基づき受注者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。それは、①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合には、請負者のみでは判断できない（この場合は発注者の判断事項）」、②「当初契約で定められた工期・請負代金額等は、発注者から示された設計図書に基づいているものであることから、事情変更により設計図書が変更又は訂正されれば、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある」からである。

以下、契約書第18条第1項について概略的に述べる。

- (1) 契約書第18条第1項第1号から第3号は、設計図書の不備である。このような不備は、まず契約締結以前（現場説明時等）に解決しておく必要があるが、契約締結後の受注者施工計画立案の段階で判明する場合、実際の工事施工に入ってから判明する場合、設計図書の変更や追加等に伴って判明する場合がある。
- (2) 契約書第18条第1項第4号は、設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかった場合である。これらの要因として、自然的な施工条件では、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の形状、地質、支持地盤の位置、地下水の水位、湧水の有無等がある。人為的な施工条件では、地下埋設物、土取（捨）場、建設副産物の搬出場所、工事用道路等がある。
- (3) 契約書第18条第1項第5号は、設計図書では予期していない制約条件が発生した場合である。これらの要因としては、自然的な施工条件では軟弱な地盤の出現、転石の出現、異常な湧水の発生、酸欠空気や有毒ガスの噴出等がある、人為的な施工条件では、交通規制、埋蔵文化財の発見や住民運動等がある。

このような事実がある場合は、受注者は速やかにその事実を確認できる資料を監督員に提出し、監督員の確認を求めなければならない。この場合、監督員は直ちに調査を行いその結果を受注者に通知することとなる。

また本項において「確認できる資料」の具体例を示している。なお、受注者は、書面の作成に時間を費やすあまりに、監督員がその事実の確認に遅れをとることがないよう、請負者と監督員は十分な連絡調整を心がけなければならない。

- 3 第3項は、設計図書の秘密の保持について規定している。

受注者は、設計図書の取扱いにあたっては、「契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」という契約書第1条第4項の規定に基づくことはもちろん、工事施工のため以外に使用してはならないことは言うまでもない。

1-1-8 数量の算出及び完成図

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

【逐条解説】

本条は、請負者が行う出来形数量の算出方法及び処理方法について規定している。

- 1 第1項については、受注者は設計図書に従って、設計数量をもとに出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならないと規定している。これは、出来高数量確認の為に数量計算を行うもので、出来形寸法によって計算するものである。

なお、数量の算出は「数量算出要領」によるものとする。また、この場合の測量及び数量の算出等は請負者の費用により行うものとしている。これは、測量および数量の算出は設計図書で定められるものであり、受注者が契約の前提条件としてとらえるべきものであるからである。

- 2 第2項については、出来形測量の結果が設計図書の寸法に対し、「土木工事施工管理基準及び規格値」に定める規格値を満足している場合においては、出来形数量は設計図書に基づいて算出された設計数量とすることを規定しているものである。

土木工事における設計変更ガイドライン

改定版

富 士 市

初版運用開始日	平成 23 年 9 月 1 日
初版の改定日	平成 24 年 5 月 11 日
第 2 版の改定日	平成 29 年 4 月 1 日
第 3 版の改定日	令和 4 年 4 月 1 日

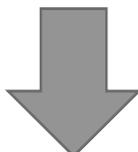
目 次

1	策定の背景	1
2	用語の定義	3
3	設計変更が適切に実施されるためには	4
4	設計変更の手続き(全般)	5
5	設計変更の手続き(約款第18条関係)	6
6	設計変更が不可能なケース	7
7	設計変更が可能なケース	8
	(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	
	(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き	
	(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場が一致しない場合の手続き	
	(4) 工事中止の場合の手続き	
	(5) 受注者からの請求による工期の延長	
	(6) 発注者の請求による工期の短縮	
	(7) 「設計照査の範囲」を超えるもの	
8	設計変更に関わる資料の作成	14
	(1) 設計照査に必要な資料	
	(2) 設計変更に必要な資料	
9	関連事項	16
10	条件明示について	18
11	設計図書の照査について	20

1 策定の背景

◆土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



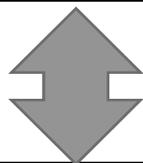
当初積算時に予見できない事態、例えば土質、湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を図る必要がある。

※ 本ガイドラインにおける「土木工事」には、「農林土木工事」を含む

◆発注者・受注者の留意事項

発注者は

設計積算にあたって、平成14年3月28日付け（国管技第369号）通達「条件明示について」に記載されている工事内容に関する項目については、「10 建設工事における施工条件明示について」を参考に条件明示するよう努めること。



受注者は

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要である。

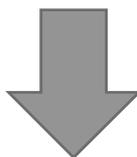
◆適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合については、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限り、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

◆ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。



「土木工事における設計変更ガイドライン」の策定

2 用語の定義

用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりである。

(1) 設計図書

設計図書とは、仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含む。なお、契約図書は、契約書及び設計図書をいう。（富士市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条、静岡県土木工事共通仕様書及び静岡県農林土木工事共通仕様書（以下「土木工事共通仕様書」という。））

(2) 設計変更

設計変更とは、約款に基づき、原設計（設計図書）を変更又は訂正することで契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含む。

(3) 書面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、指示、承諾、協議、提出、報告、通知については記名したものを有効とする。

(4) 通知

通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
（土木工事共通仕様書）

(5) 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。（土木工事共通仕様書）

(6) 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
（土木工事共通仕様書）

なお、土木工事共通仕様書により、口頭による指示等が行われた場合には、後日、書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認することと規定されている。

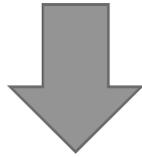
(7) 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
（土木工事共通仕様書）

3 設計変更が適切に実施されるためには

【発注者】

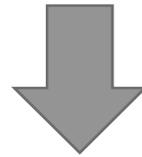
工事発注段階では、条件明示を徹底する。
施工段階では指示・協議は書面にて約款第 18 条第 3 項により調査の終了後 14 日以内に回答する。



- ・積算前の現地調査
- ・ワンデーレスポンスの活用
- ・一時中止の適正な運用
- ・工事監理連絡会等の開催要請

【受注者】

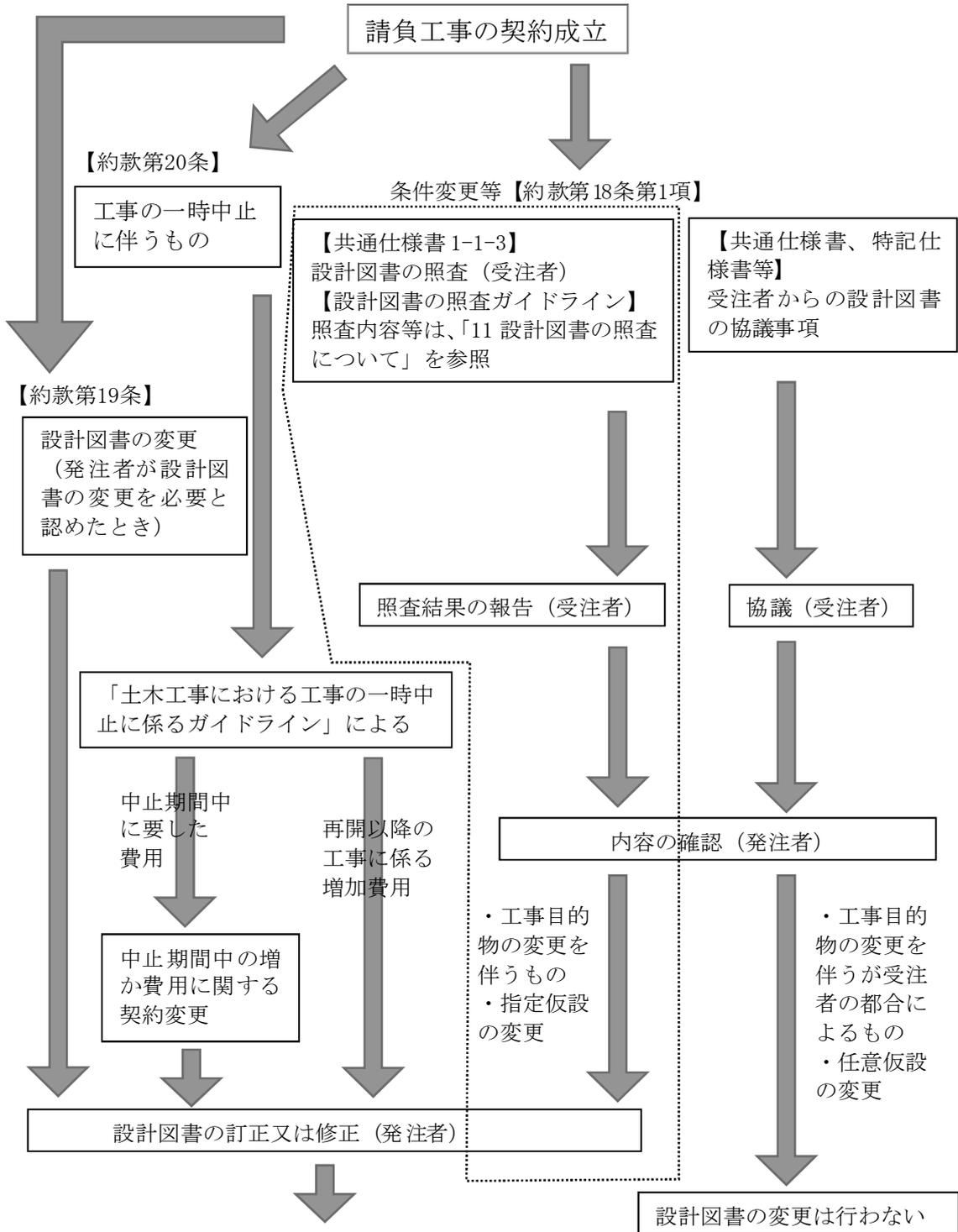
工事着手に当たって設計図書を照査し、疑義が生じた場合は、速やかに約款第 18 条第 1 項により監督員に確認を請求し、書面にて回答を得てから施工を行う。施工途中も同様。



- ・設計図書の照査要領の活用
- ・工程を考慮した早い段階での確認の請求
- ・工事監理連絡会等の開催要請

4 設計変更の手続き（全般）

〔 〕内は、5 設計変更の手続き（約款第18条関係）を参照

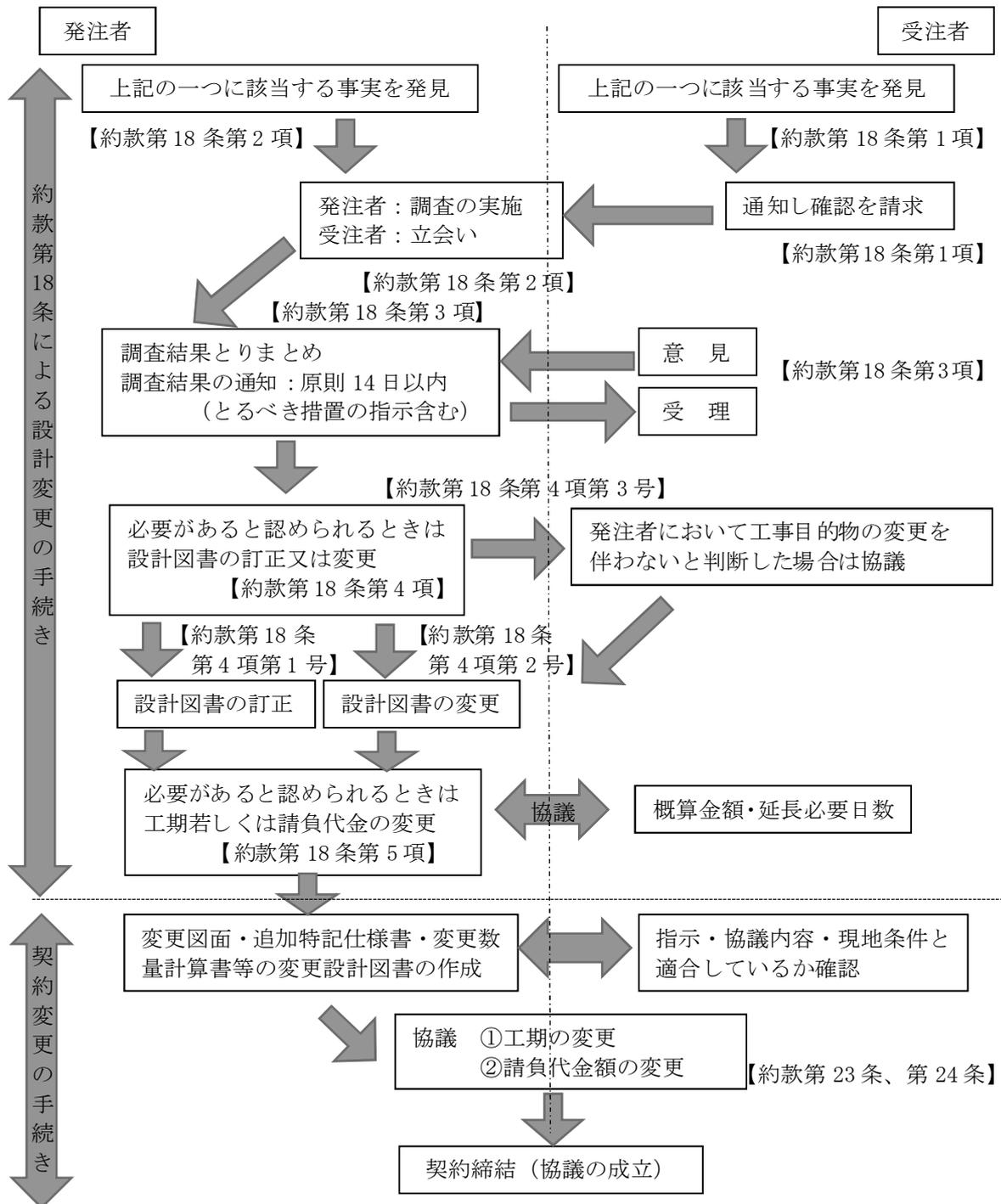


・発注者は設計変更内容を指示し、概算金額及び延長必要日数を受注者と協議し、軽微な設計変更（※）である場合は、工事完了までに契約変更を行う。
 ・それ以外は、契約変更の手続きをその都度行う。

※軽微な設計変更とは、構造、工法、位置、断面等の変更で重要ではないもの

5 設計変更の手続き（約款第 18 条関係）

- ① 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
 ② 設計図書に誤謬、脱漏があること。
 ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
 ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。
 【第18条第1項】



6 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

下記のような場合は、原則として設計変更ができない。（ただし、約款第26条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない。）

1 契約図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工した場合

対応例) 受注者は約款第18条第1項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し、確認を求める。

2 発注者と「協議」をしているが、協議の回答のない時点で施工を実施した場合

対応例) 協議の回答は、契約書により発注者が約款第18条第3項により調査の終了後14日以内にすることとなり、速やかな回答は発注者の責務である。
しかしながら、協議内容によっては、各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず受注者の意見を聴いた上で回答までの期間を延長する場合もある。そのため、受注者はその事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

3 「承諾」で施工した場合

対応例) 承諾とは、受注者が、自らの都合による施工方法等について、監督員に同意を得るものである。設計図書と現場の不一致や条件明示のない事項等については、約款第18条による協議をすることが必要であり、安易に承諾による施工を認めることは避けるべきである。

4 約款及び土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合（約款第18条～第24条、共通仕様書1-1-13～1-1-15）

対応例) 発注者及び受注者は、協議指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など、所定の手続きを行う。

5 正式な（指示・協議等）書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

対応例) 発注者は、速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は、書面による指示・協議等の回答を得るまで施工しない。

6 総合評価落札方式により契約された業務において、技術提案により追加作業が生じた場合

対応例) 総合評価落札方式における技術提案は、契約の前提として示され評価されたものであるため、受注者の責により必ず施工されるべきものである。このため、提案内容を反映させるための設計変更は行わない。（ただし、技術提案に係る施工の範囲内において、設計図書等に示す条件が実際と一致しないなど、受注者の責に帰することができない要件が発生した場合を除く。）

7 設計変更が可能なケース

【基本事項】

下記のような場合においては、設計変更が可能である。

- 1 条件明示の有無にかかわらず、**当初発注時点で予期し得なかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続きが必要）
- 2 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手ができない場合**
- 3 **所定の手続き（「協議」等）を行い、発注者が指示したもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合がある）**
- 4 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合
- 5 受注者の責によらない工期の延期、短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき

【留意事項】

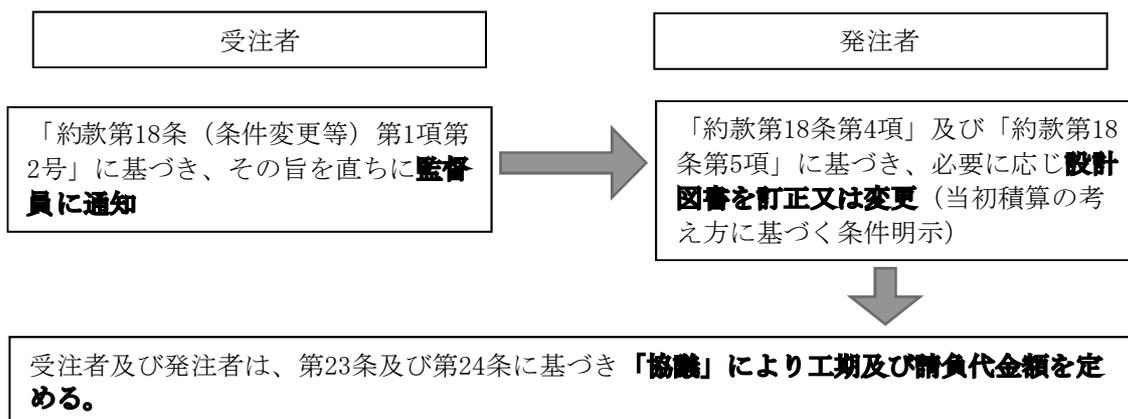
設計変更に当たっては、下記の事項に留意し受注者へ指示する。

- 1 当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で設計変更「協議」に当たる。
- 2 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第19条に基づき書面で行う。
- 3 設計変更に伴う契約変更の手続きは、富士市建設工事に係る設計変更事務取扱要領により行う。
- 4 発注者は、**指示内容が予算の範囲内の業務であることを確認の上、指示書へ業務内容を記載するとともに、延長日数、概算金額を記載する。**ただし、概算金額の記載に当たっては、以下の事項を条件とする。
 - ① 受注者からの協議による変更の場合、受注者は、協議書を提出する。積算基準に定めのない工種の場合は、必要に応じ見積書を添付する。発注者は、協議書の内容で施工を指示する場合は、指示書を発出することのほか、協議書の「承諾」をもって指示書に代えることもできるが、この場合においても、発注者は、**協議書に設計変更の対象の適否、延長日数及び概算金額について記載し、受発注者間での合意を得ることとする。**
 - ② 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合、発注者は、指示書に**業務内容、延長日数及び概算金額を指示書に記載**する。緊急を要する指示等のため、概算金額が記載できない場合は、概算金額の協議時期を記載することとする。
 - ③ 記載する延長日数及び概算金額は「参考値」であり、変更契約の工期及び変更契約額を拘束するものではない。
 - ④ 受発注者間の協議が円滑に行われるよう、発注者は、概算金額の算出条件を明確にしておく。

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(約款第18条第1項第2号)

○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが誤りである場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、受注者は設計図書に脱漏がある場合には、自らの判断により施工を継続することなく、発注者に確認して、脱漏部分を修正の上施工すべきである。



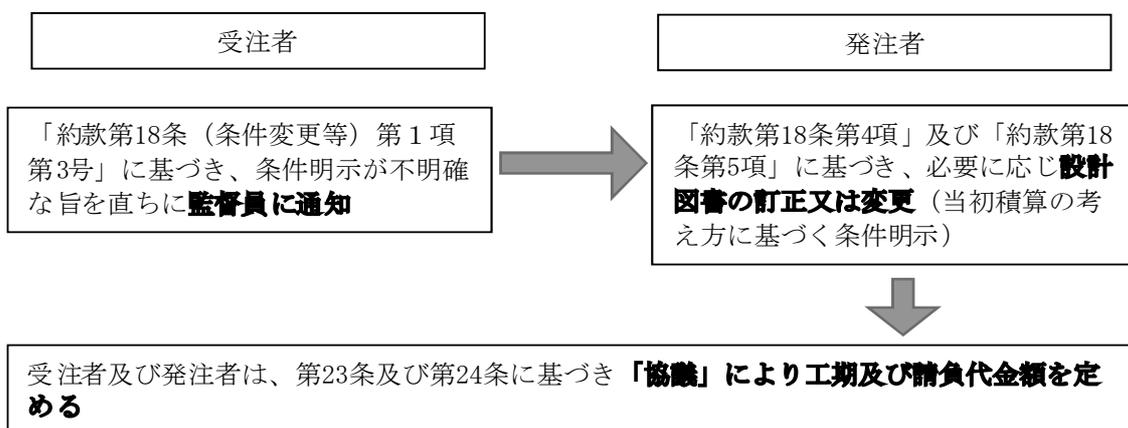
例)

- ア 条件明示する必要があるにもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ 条件明示する必要があるにもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ウ 条件明示する必要があるにもかかわらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(約款第18条第1項第3号)

○受注者は、設計図書の表示に不明確な点を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行う。



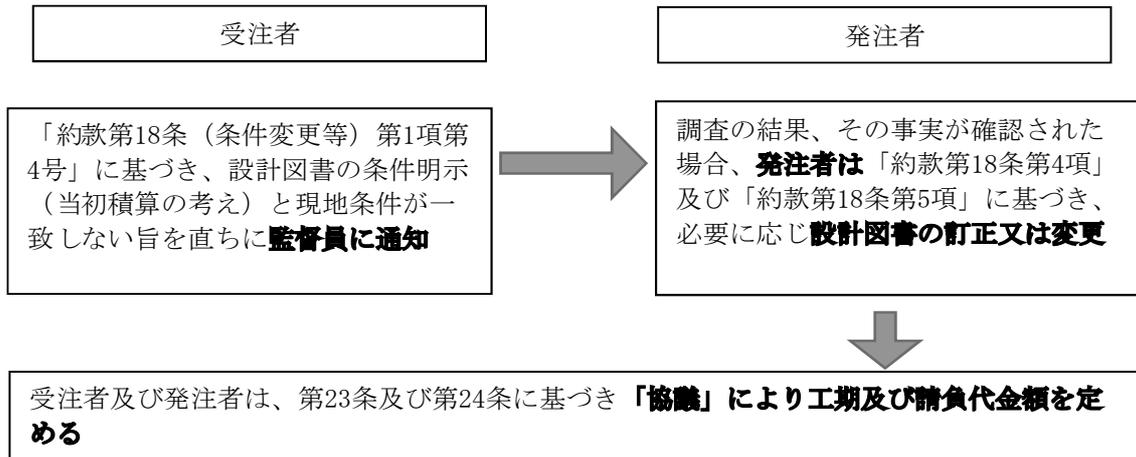
例)

- ア 土質柱状図は示されているが、地下水位が不明確な場合
- イ 水替工実施の記載はあるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(約款第18条第1項第4号)

○自然的な条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無が挙げられる。また、人為的な施工条件とは、地下埋設物、地下工作物、残土処理場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。



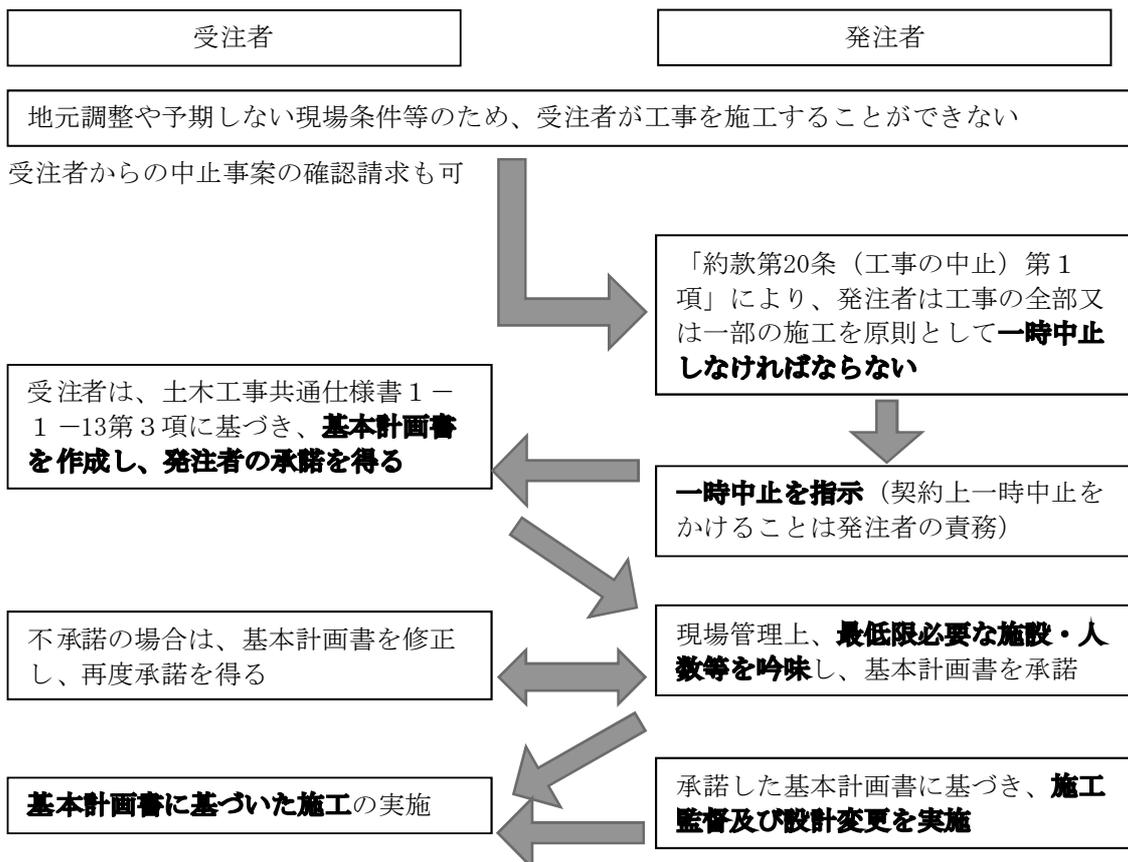
例)

- ア 設計図書に明示された土質が、現地条件と一致しない場合
- イ 設計図書に明示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
- ウ 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が、現地の規制と一致しない場合
- エ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しなくなった場合
- オ その他、新たな制約等が発生した場合

(4) 工事中止の場合の手続き

(約款第20条)

○受注者の責めに帰することができない事由により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き
(土木工事における工事一時中止に係るガイドライン参照)



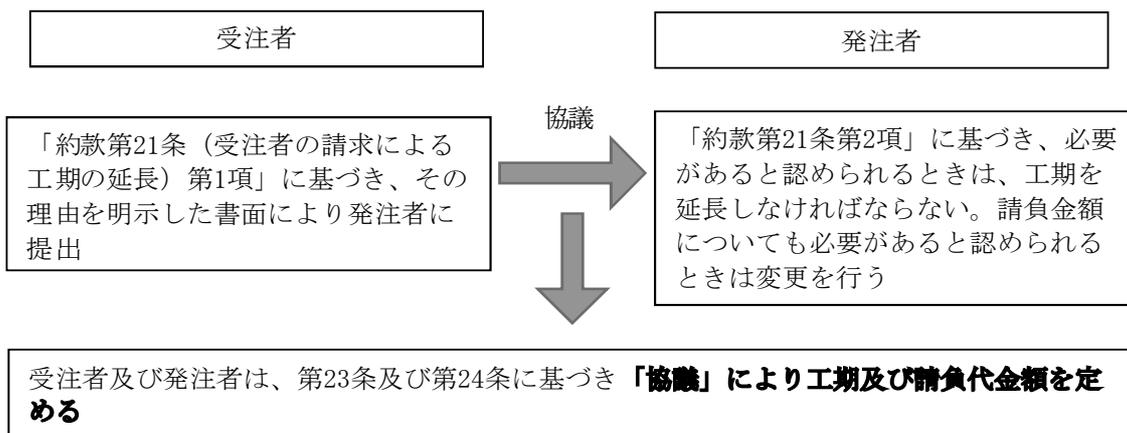
例)

- ア 設計図書に定められた工事着手時期までに、受注者の責によらず施工できない場合
- イ 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ウ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- エ 受注者の責によらない何かのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- オ 詳細設計の未了により、設計図書に定められた期日までに施工できない場合
- カ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- キ 工事用地の確保ができない等のため、工事を施工できない場合
- ク 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが困難な場合
- ケ 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(5) 受注者からの請求による工期の延長

(約款第21条)

○受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に完成することができない場合は、その理由を明示した書面を発注者に提出し、工期延長変更を請求することができる



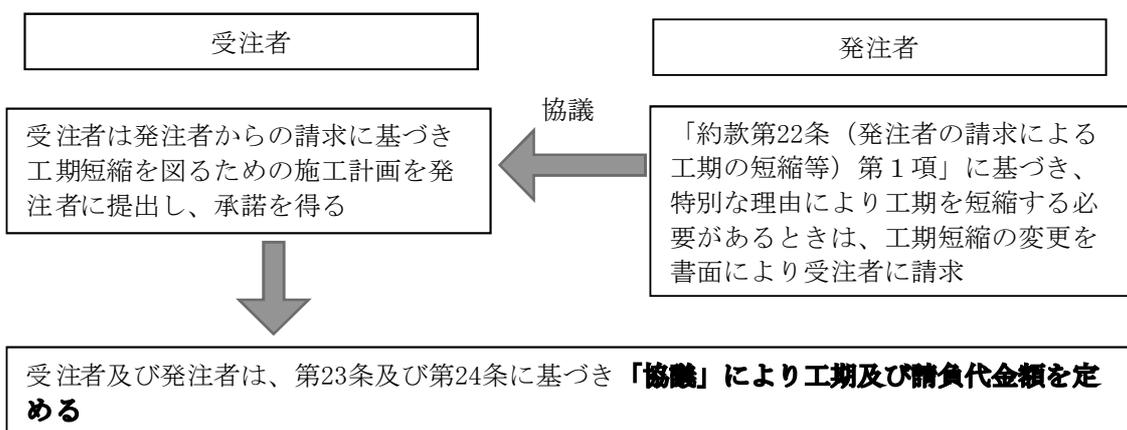
例)

- ア 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- イ 設計図書に示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ウ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(6) 発注者の請求による工期の短縮

(約款第22条)

○発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる



例)

- ア 工事一時中止に加え、工種が追加されるなど、本来であれば工期延長が必要なところ、工期を当初契約の工期のままとする場合
- イ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ウ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

(7) 「設計照査の範囲」を超えるもの

- ① 現地測量の結果、**横断図を新たに作成**する必要があるもの。又は、**縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成**が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した**推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成**が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、**排水路計画を新たに作成**する必要があるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの。
- ⑤ 軟弱地盤における盛土の載荷高さが変更となり、**地盤の安定計算の再計算**が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。**(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。)**
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と異なる場合で**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。
- ⑧ 試験杭を施工した結果、基礎杭の杭長、杭径等が変更となり、**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。
- ⑨ 土留め等の構造計算で現地条件や施工条件が異なる場合で**構造計算及び図面作成が必要となるもの。**
- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との**対比設計**
- ⑪ **設計根拠まで遡る見直し、必要となる工費の算出。**
- ⑫ **舗装修繕工事の縦横断設計。**(当初の設計書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず、土木工事共通仕様書「路面切削工」「オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)

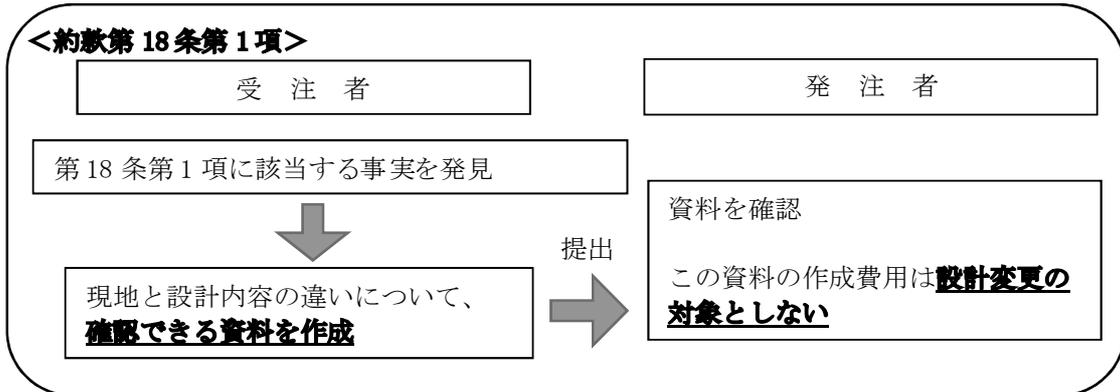
(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

8 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査に必要な資料

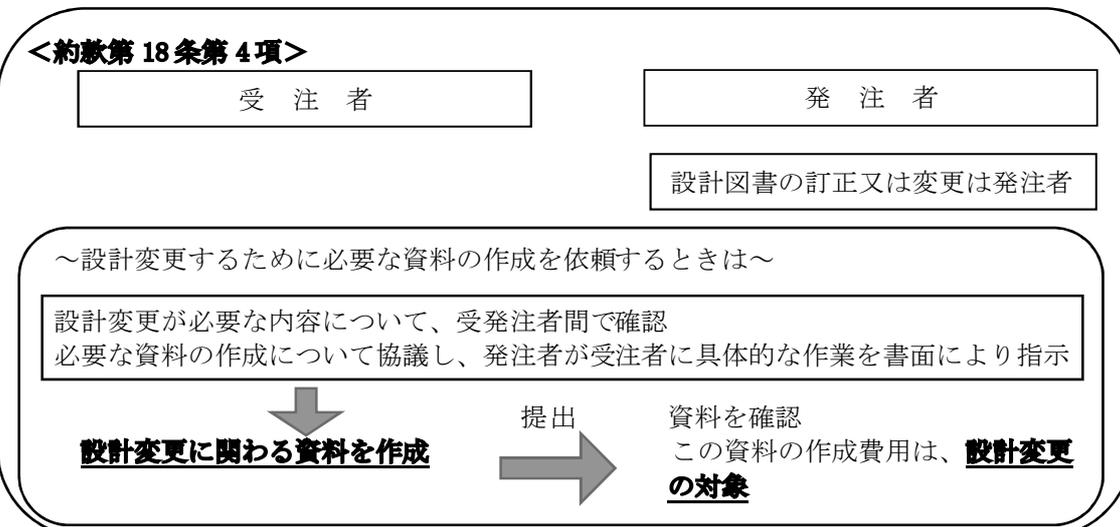
受注者は、当初設計に「約款第18条第1項」に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。



(2) 設計変更に必要な資料

約款第18条第1項に基づき**設計変更するために必要な資料の作成は、約款第18条第4項に基づき発注者が行うものである**が、積算基準に規定される「技術管理上必要な資料の作成」を行うものとして、受注者に資料の作成を依頼する場合は、以下の手続きによるものとする。なお、**出来形管理のための図面作成は受注者が行うもの**であり、この場合の図面作成に要する費用は、共通仮設費率計上分に含まれている。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な場合については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について合意を図った後、発注者が、具体的な指示を書面により行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき、受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ **書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。**
- ⑤ 設計変更に関わる資料の作成に伴う増加費用の算定は、見積りによる。なお、人工は土木一般世話役相当とし、技術管理費の積上げで計上する。



＜「設計変更に必要な資料の作成」に関する留意事項＞

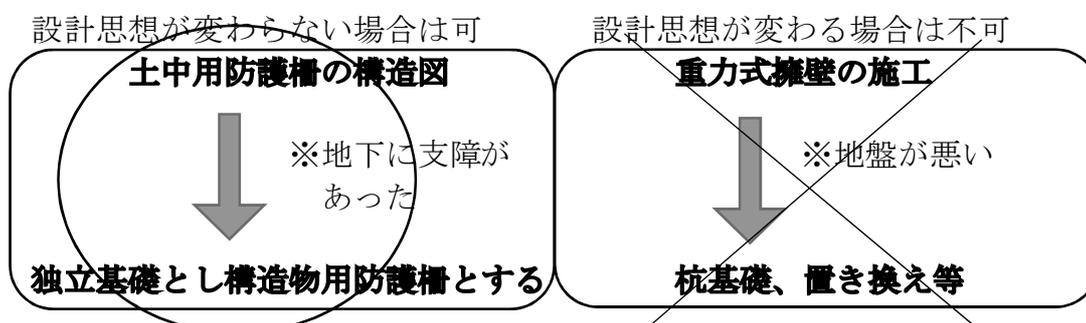
前頁 8. (2) の規定は、設計変更の一層の円滑を図る観点から、以下の 3 つの条件を付して **やむを得ない場合のみ受注者へ設計図書の訂正又は変更に係る資料の作成を指示**できるとしたものであることに留意する必要がある。

○ 適用条件

- ① 設計図書の修正とりまとめ作業を受注者が実施することについて、受発注者間で事前に合意（作業期間を含む）が得られていること。



- ② 設計図書の訂正又は変更内容は、**当初の構造形式等、基本的根幹について設計思想が変わらないこと。**



※「当初の設計思想が変わらないこと」とは、受注者で機械的に修正できる事項は依頼しても良いが、修正する方法が複数存在する場合のように発注者が何らか判断すべき余地がある場合は適用できないとしたものである。

- ③ 出来形管理の取りまとめ時期等から、受注者以外ではとりまとめが困難と認められる場合

	工事着手					工期末
路体盛土工	■	■	■	■	■	
路床盛土工	■	■	■	■	■	
擁壁工						
重力式擁壁			■	■	■	
補強土壁工			■	■	■	
				出来形検測 とりまとめ	■	

※ 出来形管理は受注者が行うものであるが、工事完成間際に行う工種は、出来形管理の時期が、設計変更とりまとめの時期よりも遅くなることがある。この場合、設計変更とりまとめが、受注者以外ではできないことが多々ある事情から、このような条件を付したものである。

- ①～③の 3 つの条件を全て満たす場合のみ、受注者へ図面修正・数量計算書の作成を依頼することができるものとする。

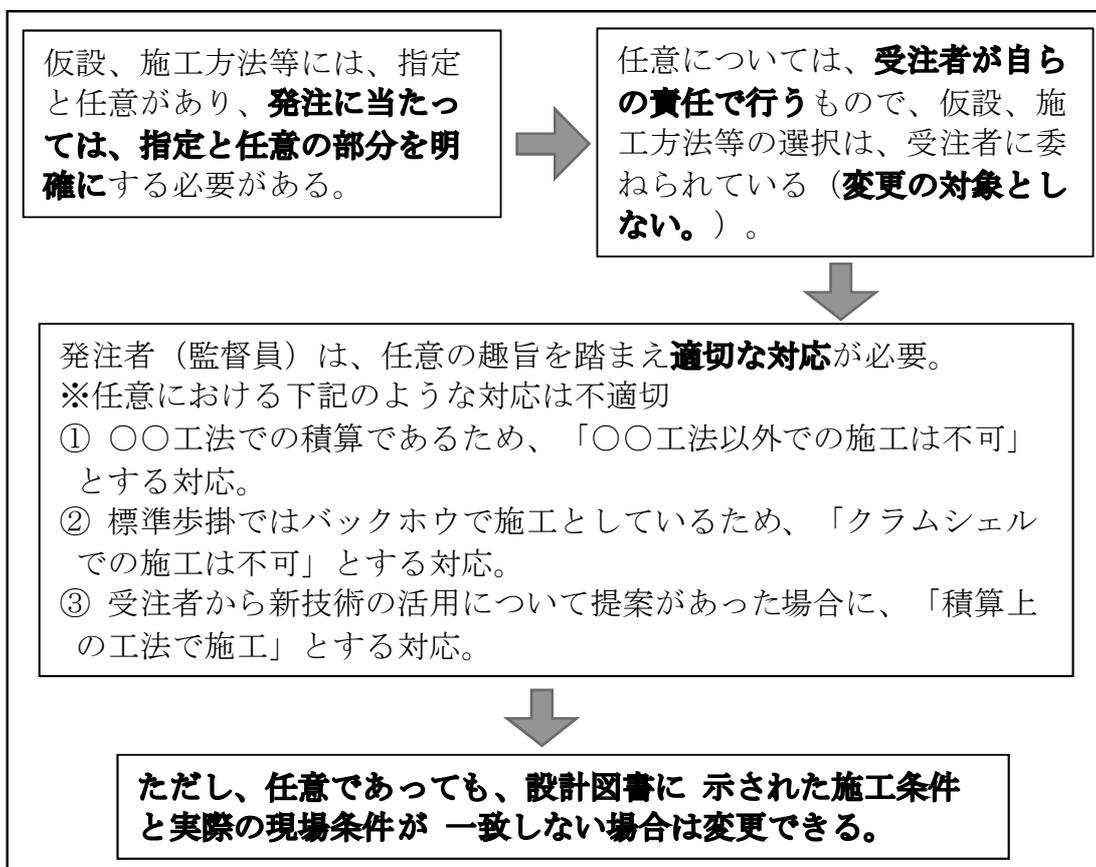
9 関連事項

◆ 指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 1 任意の仮設・施工方法については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は、受注者の責任で行う。
- 2 任意の仮設・施工方法については、その仮設・施工方法に変更がある場合においても、原則として設計変更の対象としない。

ただし、指定・任意とも設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象とする。



◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事实施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

項目	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<p><指定仮設とすべき事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 	

◆ 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

・契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査の段階で解決しておくことが、円滑な設計変更につながる。

【入札前】

設計図書等に対する質疑がある場合は、公告又は指名通知書で指定する期間に、電子入札システムにより行ってください。

(電子入札心得)

設計図書等に対する質疑がある場合は、公告又は指名通知書で指定する期間に、契約検査課窓口へ質疑書を提出してください。

(電子入札心得 (紙入札参加者用))

【契約後】

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(土木工事共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等)

10 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明 示 事 項
A 工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容、開始又は完了の時期 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5 工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
B 用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3 工事用仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4 受注者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 5 立木伐採を行う場合は、その場所、範囲及び処理方法
C 環境対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事に伴う環境対策(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等) 4 周辺住民の要望や関係官公署の指導等により、特別の環境対策を必要とする場合は、その内容
D 安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4 交通規制を実施する場合は、規制の内容 5 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 6 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容 7 高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合は、その内容

明示項目	明示事項
E 工事用道路関係	1 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2 仮設道路を設置する場合 (1) 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容・期間 (2) 仮設道路の設置期間及び工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容
F 仮設関係	1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2 仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及び施工範囲 3 仮設の設計条件を指定する場合は、その内容 4 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
G 建設副産物関係	1 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合はその受入場所、距離等の処分条件
H 工事支障物件等	1 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、協議の進捗状況、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
I 薬液注入関係 J その他	1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2 周辺環境への影響調査が必要な場合は、その内容 1 中間検査の対象工事である場合は、対象となる工種、項目、時期等 2 材料検査の対象工事である場合は、対象となる材料、時期 3 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 4 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 5 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 6 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 7 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 8 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 9 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 10 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 11 共通仕様書に記載のない施工方法を指定する場合は、その内容 12 施工管理基準に記載のない施工管理（出来型、品質、写真管理）を指定する場合は、その内容 13 景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合は、その内容

11 設計図書の照査について

◆約款、土木工事共通仕様書において、設計図書の照査は受注者の責務である。

富士市建設工事請負契約約款第18条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

静岡県土木工事共通仕様書、静岡県農林土木工事共通仕様書 第1編共通編

第1章総則 第1節総則

1-1-3 設計図書の照査等

- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。**なお、**確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。**また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

設計図書の照査の範囲

●共通仕様書により受注者が作成する資料の範囲

- ① 現場地形図・・・・・・・・・・実測横断面図
設計図との対比図・・・・・・・・・・当初設計図への現地盤線等の作図
取合い図・・・・・・・・・・当初設計への既設構造物の追記
施工図・・・・・・・・・・実施工程上問題となる施工資料
- ② 更なる追加資料は、現地の事実が確認できない場合に限り要求できるものとする。
注1) 更なる追加資料とは、前頁「更に詳細な説明又は書面の追加」を指す。
注2) 現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して**新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない**。受注者の資料に対して**更なる比較設計や構造計算等の検討は、発注者の責務において実施**するものとする。

受注者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

受注者は、約款及び共通仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、具体的には「設計図書の照査ガイドライン」の照査の項目を実施する。また、その他の工種についても、準拠できるものがあれば、発注者と受注者において協議し、運用できるものとする。

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。なお、「設計図書の照査」の範囲を超えるものとしては、以下の状況が考えられる。

- ① 現地測量の結果、**横断面を新たに作成**する必要があるもの。又は縦断計画の**見直しを伴う横断面の再作成**が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した**推定岩盤線の変更に伴う横断面の再作成**が必要となるものただし、当初横断面図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる
- ③ 現地測量の結果、**排水路計画を新たに作成**する必要があるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、**構造計算の再計算**が必要となるもの
- ⑤ 軟弱地盤における盛土の載荷高さが変更となり、**地盤の安定計算の再計算**が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。**(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。)**
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。
- ⑧ 試験杭を施工した結果、基礎杭の杭長、杭径等が変更となり、**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。
- ⑨ 土留め等の構造計算で現地条件や施工条件が異なる場合の**構造計算及び図面作成**。
- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との**対比設計**。
- ⑪ **設計根拠まで遡る見直し、必要となる工費の算出**。
- ⑫ **舗装修繕工事の縦横断設計**。(当初設計において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず、土木工事共通仕様書「路面切削工」「オーバーレイ工」等に該当し、縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)
(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の負担によるものとする。

土木工事における
工事の一時中止等に係るガイドライン

令和4年4月

富 士 市

目次

1	ガイドライン策定の背景	1
2	工事の一時中止に係る基本フロー	2
3	発注者の中止指示義務	3
4	工事を中止すべき場合	4
5	中止の通知・指示	5
	(1) 発注者の中止の通知	
	(2) 受注者からの協議	
6	基本計画書の作成	7
7	工期短縮計画書の作成	8
8	請負代金額又は工期の変更	9
9	増加費用の考え方	10
	(1) 本工事施工中に中止した場合	
	(2) 工期短縮を行った場合(当初設計から施工条件の変更がない場合)	
	(3) 中止に伴う増加費用の算定	
	(4) 契約後準備工着手前に中止した場合	
	(5) 準備工期間に中止した場合	
10	増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い	18
	(1) 設計書における取扱い	
	(2) 事務処理上の取扱い	
11	土木工事における工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い	19
	(1) 工事の一時中止ガイドラインについて	
	(2) 工事一時中止の区分	
	(3) 全体中止と部分中止の積算内容の違い	
	(4) 請求の流れ及び適用範囲	
	(5) 工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)	
	(6) 工事一時中止に伴う増加費用等の積上げ例(3か月を超える場合)	
	(7) 基本計画書の作成例	
	(8) 工事請負代金変更請求の作成例①	
	(9) 工事請負代金変更請求の作成例②	
	(10) 工事請負代金変更請求の作成例③	
12	増加費用の費目と内容	29
13	工事の一時中止に係る手続き様式(作成例)	33

1 ガイドライン策定の背景

◆ 工事発注の基本的考え方

- 工事の発注に際しては、地元協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆ 工事発注の現状

- 円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議等の完了見込みが得られた段階において、やむを得ず条件明示を行い工事発注している例がある。

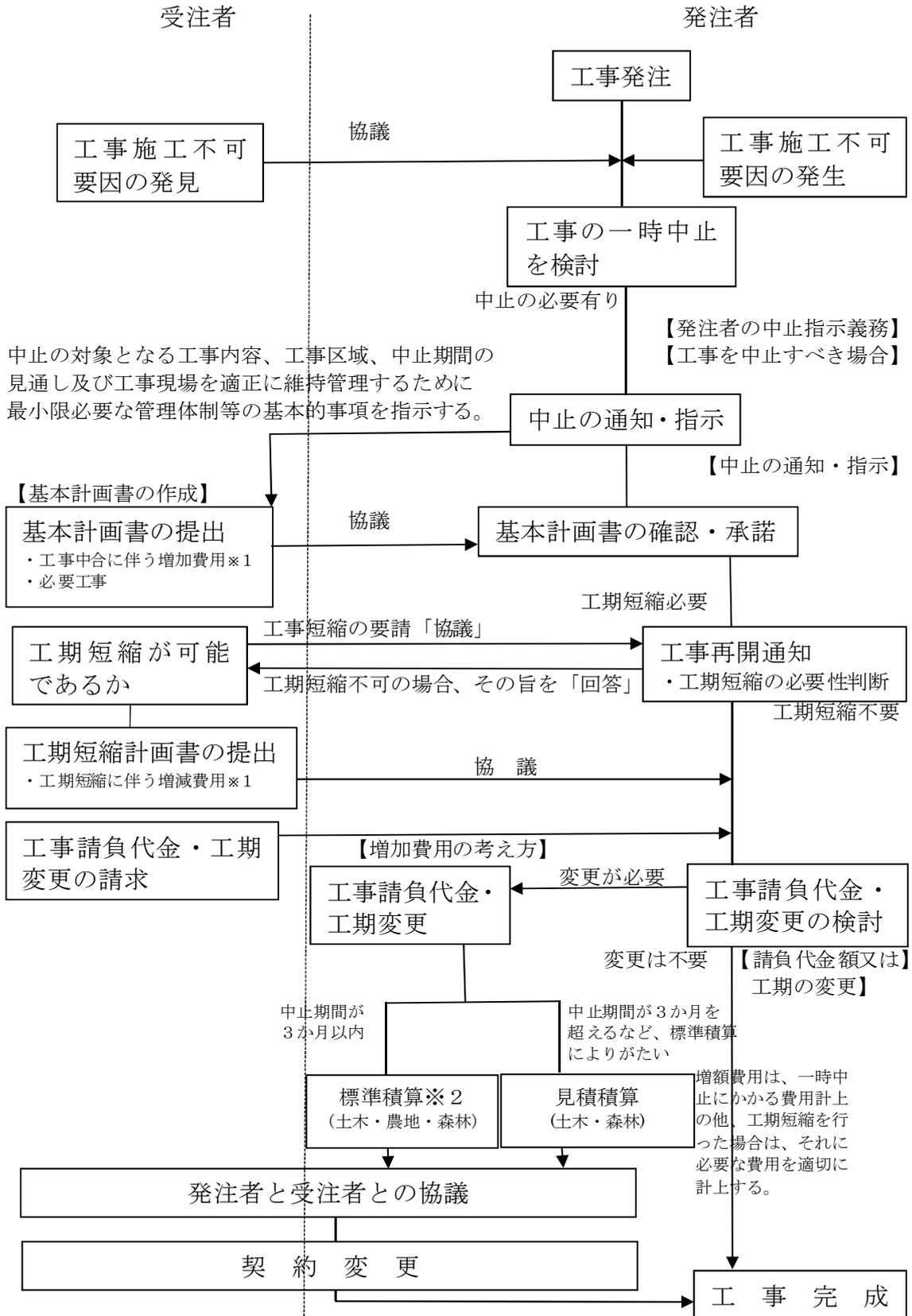
◆ 現状における課題

- 発注者は、各種協議等が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。
- しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

◆ ガイドラインの策定

- これらの課題を踏まえ、発注者の義務である工事の一時中止の指示を促すため受注者から一時中止の協議を行えることを明示するなど、受注者と発注者の共通認識のもとで工事の一時中止について、適切な対応を行うためにガイドラインを策定するものである。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



※1 概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

※2 農地工事は中止期間にかかわらず標準積算とするが標準積算により難しい場合は別途見積による積算とする。

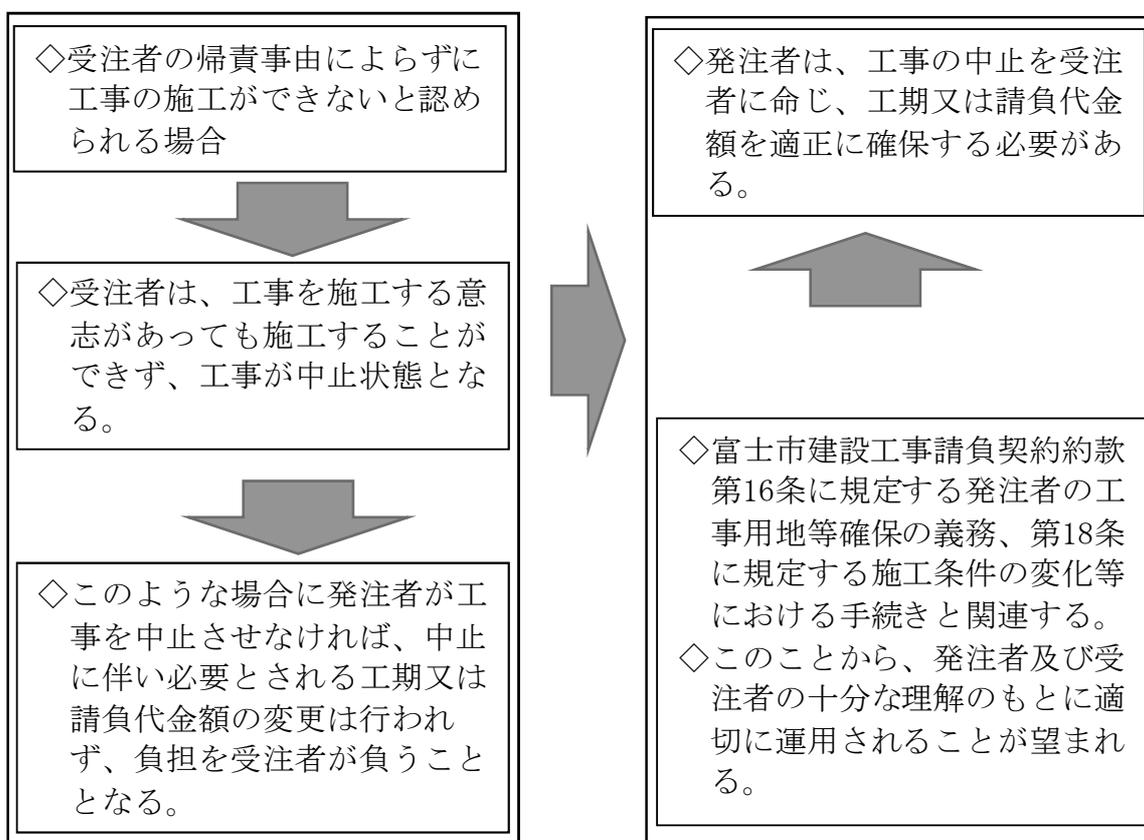
3 発注者の中止指示義務

◆受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。

◇受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係法令：富士市建設工事請負契約約款第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・ 受注者の責によらない事由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※ 大幅な工期延期とは、富士市建設工事請負契約約款（受注者の催告によらない解除権）第47条第1項(2)を準拠して、「延長期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

4 工事を中止すべき場合

◆受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

【関係法令：富士市建設工事請負契約約款第20条】

◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※ 一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認める状態」は客観的に認められる場合を意味する。

① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなため（富士市建設工事請負契約約款第16条）施工ができない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（富士市建設工事請負契約約款第18条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行うものによる工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

5 中止の通知・指示

(1) 発注者の中止の通知

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【関係法令：富士市建設工事請負契約約款第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする

発注者の中止権

◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる

工事の中止期間

◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い

◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある

◇そして発注者は、施工を一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を通知しなければならない

◇このことから中止期間は、一時中止を指示したときから、一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できる状態となったときまでとなる

(2) 受注者からの協議

◆受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となった場合又は工事が中止になることが明らかとなった場合は、発注者に対して工事の一時中止について協議することができる。

◇工事の中止権は発注者にあるが、一部の工事においては、一時中止の通知を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任義務から支障が生じているといった指摘があるところである。

◇このことから、発注者及び受注者双方対等な立場に立ち、受注者により「発注者の中止権」を促すための協議ができることとする。

6 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議する。

【静岡県土木工事共通仕様書：第1編1-1-13】

【静岡県農林土木工事共通仕様書：第1編1-1-16】

※実際に施工着手する前の施工計画書作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

- ◆基本計画書の作成に当たっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇基本計画書の作成目的
- ◇中止時点における工事の出来形
※1、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用※2及び算定根拠
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする

※1 必要に応じて、約款第31条の検査を受ける。

※2 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除に当たり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議に当たっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期・設計金額の変更

- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画に基づき設計変更を行う

8 請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等、例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では^{てんぼ}填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない

◇増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - 事情変更により生じたもの
- ※増加費用と損害は区分しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である

◇地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあるため、これらの期間を含めて工期延長することも可能であるが、大規模な被災などにより中止期間の想定が困難な場合は契約の解除も検討する

9 増加費用の考え方

(1) 本工事・施工中に中止した場合

■ 増加費用の範囲

- ◆ 増加費用の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延長となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇ 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

- ◇ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◇ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

工期延長等となる場合の費用

- ◇ 工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料に要する費用等

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

なお、「増加費用の考え方」は一時中止の手続きを伴わない受注者の責めに帰すことができないもの（天候要因）による工期延長の場合についても準用できるものとする。

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

■ 増加費用の考え方

- ① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・・・・・・・・ 【増加費用を見込む】
例． 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合
- ② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・・・・・・・・ 【増加費用は見込まない】
例． 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合
- ③ 工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・ 【増加費用を見込む】
例． ・ 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合
・ 自然災害で被災*を受け、一時作業が出来なくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合

※ 災害による損害については、約款第29条（不可抗力による損害）に基づき対応

■ 増加費用を見込む場合の主な項目の事例

- ◇ 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用
- ◇ パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用
- ◇ その他、必要と思われる費用

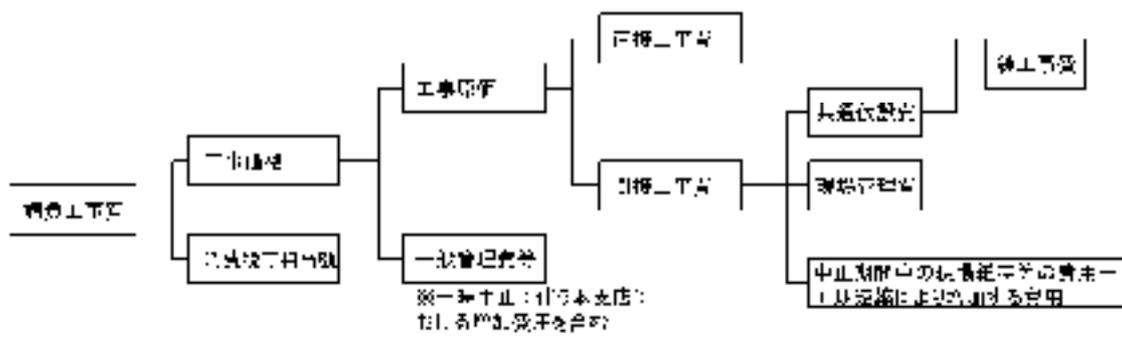
※ 増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

(3) 中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の明細書（中止の場合は、受注者が作成した基本計画書）に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事に係る増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



○土木・農地・森林工事の場合

積算基準では中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は、以下の積み上げ項目及び率項目とする。



◆増加費用の構成費目

増加費目	戻りにおける 増加費目 本支店における 増加費目 酒類給付相当額	材	材	費	※	※ 元金計における価格 市窓口 ※ 元金計における価格 市窓口
		方	格	費	※	
		大	小	費	※	
		機	械	費	※	
		運	送	費	※	
		平	均	費	※	
		安	全	費	※	
		設	施	費	※	
		防	火	費	※	
		公	道	費	※	
		労	務	費	※	
		公	道	費	※	
		地	代	費	※	
		諸	費	費	※	

※ 積上げ率 = $\frac{\text{元金計} \times \text{率} \times \text{日数}}{\text{元金計} \times \text{率} \times \text{日数} + \text{元金計} \times \text{率} \times \text{日数}}$

※各費目の内容については、「12 増加費用の費目と内容」を参照のこと。

■増加費用の算定

○土木・森林工事の場合

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^注に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。
ただし、中止期間3か月*以内は標準積算により算定し、中止期間が3か月を超える場合や、経常的維持工事（道路維持工事又は河川維持工事等）である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者とが協議を行い、増加費用を算定する。

※ 積算基準の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3か月程度までであることから、「中止期間3か月以内」としている。

※ 見積りを求める場合、中止期間全体に係る見積り（たとえば中止期間4か月の場合、4か月分の見積り）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者との間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打ち合わせ時に現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

○農地工事の場合

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとする。農地工事は中止期間にかかわらず標準積算により算定するものであるが、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積りを求め、受発注者協議を行い、増加費用を算定する。

【各標準積算基準に基づく算出方法】

工事一時中止に伴う積算方法（積算基準による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

$$G = d g \times J + \alpha$$

d g : 一時中止に係る現場経費率（単位 % 小数第4位を四捨五入し3位止め）

J : 対象額（一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

α : 積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（d g）

$$d g = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

N : 一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は部分中止に伴う工期延長日数

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b : 各工種毎に決まる係数（下欄参照）

◇土木工事標準積算基準書における入力項目

○ J : 一時中止時点の契約上の純工事費 ○ N : 一時中止日数 ○ α : 積上げ費用

各工種毎に決まる係数

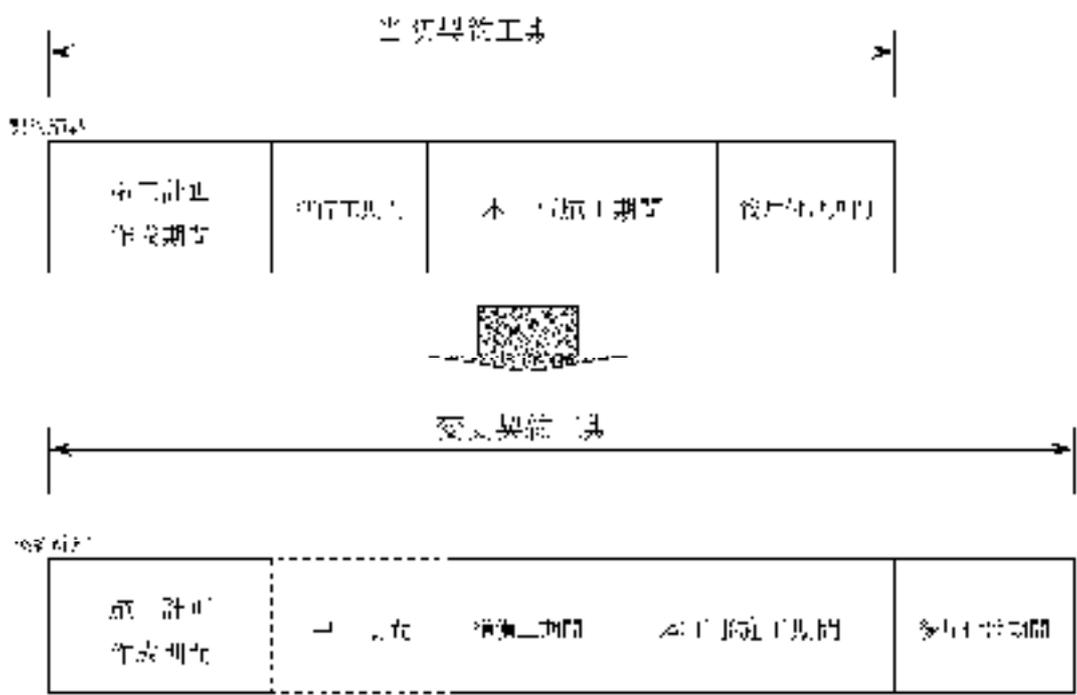
土木工事：最新の土木工事標準積算基準書によること。

農地工事：最新の農林水産省農村振興局「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」によること。

森林工事：最新の林野庁「森林整備保全事業に係る「設計変更等のガイドラインについて」によること。

(4) 契約後準備工着手前に中止した場合

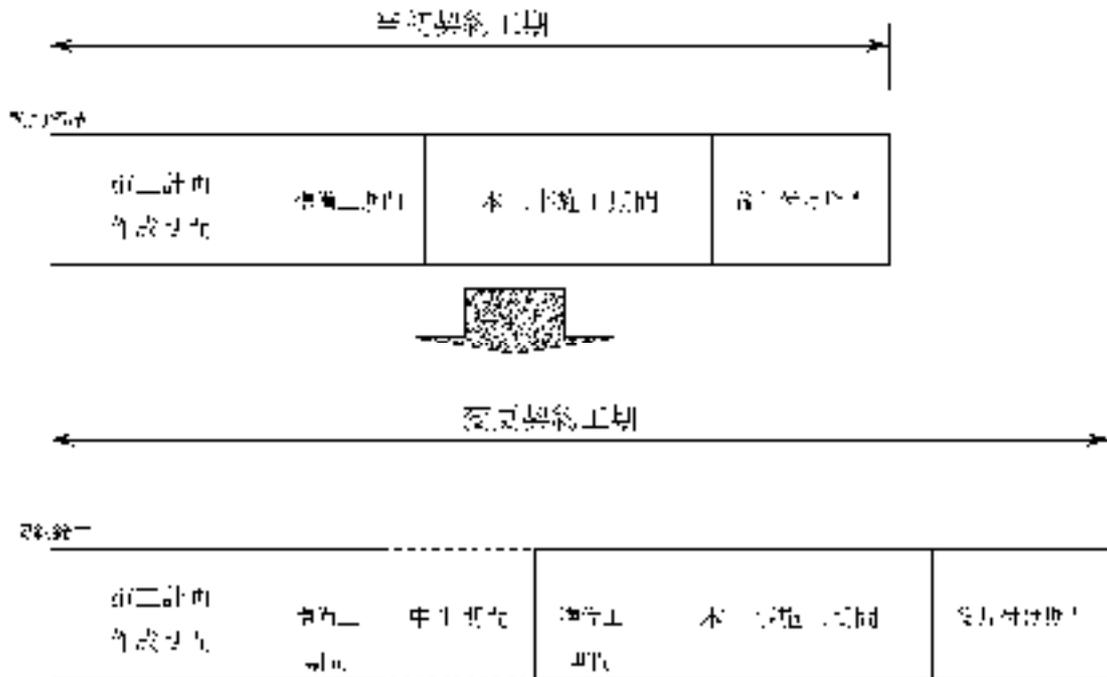
- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後に現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



- ◇基本計画書の作成
 - 富士市建設工事請負契約約款第16条2項（工事用地の確保等）に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
 - このことから、受注者は必要に応じて「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。
- ◇増加費用
 - 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(5) 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載*した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

○増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する。（増加費用の積算は、受注者から見積りを求め行う。）

10 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い

(1) 設計書における取扱い

- ◆増加費用は、工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上とする。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合計額を請負工事費とみなす。

※ 設計書では、現場管理費の次の項目として追加項目に「中止期間中の現場維持等の費用」として計上し、一般管理費等の対象とする。

注) 追加項目として計上する「中止期間中の現場維持等の費用」は、増加費用(率計上+積上げ費用)を計上したものをいう。

(2) 事務処理上の取扱い

- ◆増加費用は、設計変更の例にならない、変更契約するものとする。
- ◆増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。
- ◆増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

11 土木工事における工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

本項は、土木工事における工事の一時中止に伴う増加費用について記載するものである。

(1) 工事の一時中止ガイドラインについて

土木工事においては土木工事標準積算基準書に基づいており、昭和57年3月29日付け建設省官技発第116号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」をとりまとめたものである。

増加費用に関する基本事項

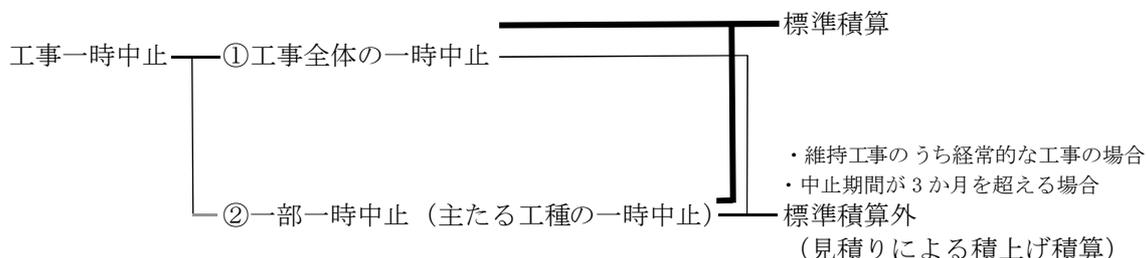
対象工事 (S57.3.29 建設省通達)	発注者が、約款第20条3項の負担額を負担する工事は下記の条件を満たす工事とする。 ○予測しがたい理由により工事を中止した工事 ○施工途中にある工事の主要部分を長期にわたって（指示した期間）中止した工事 ○著しい増加費用が生じた工事
増加費用として積算する範囲	○工事現場の維持に要する費用 ○中止により工期延期となる場合の費用 ○工事体制の縮小に要する費用 ○工期短縮を行った場合の費用 ○工事の再開準備に要する費用
増加費用の算定	○増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して行う。 ○各構成費目は、原則として中止期間に要した費用の内容について積算する。 ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

(2) 工事一時中止の区分

全部中止と一部一時中止の違い

約款第20条では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。

工事の中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増加費用の計上方法が異なる。



■一部一時中止の場合の増加費用について

中止期間がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。（主たる工種は工事構成比率が最大の工種のみを指すものではない）

	一時中止 (工事全体の全体)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要
契約解除できる時期 (約款第 45 条の 2)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6か月を超えるときは6か月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後、3月を経過してもなおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる。	一部一時中止に伴う影響期間について工期延長する。
増加費用の算定方法	中止期間が3か月以内の場合は標準積算（次式）による。 $G = dg \times J + \alpha$ dg：一時中止に係る現場経費率（単位：% 少数第4 位四捨五入3 位止め） J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て） α：積上げ費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て） 一時中止に係る現場経費率（dg） $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \} + \{ (N \times R \times 100) / J \}$ N：一時中止日数 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A・B・a・b：各工種ごとに決まる係数	
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う工期延期日数

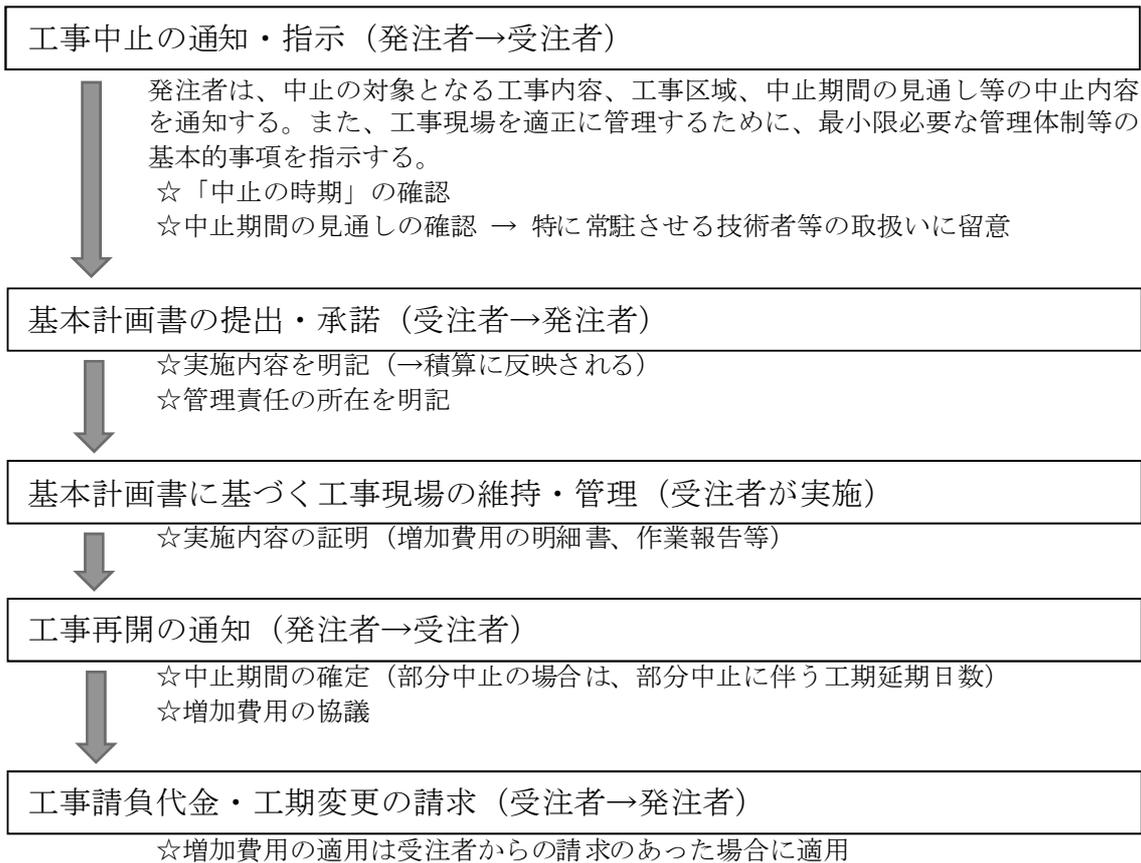
(3) 全体中止と部分中止の積算内容の違い

算定方法の違い

	中止期間が3か月以内の場合 → 標準積算	中止期間が3か月を超える場合 → 全て積上げ積算
(工事全体が中止) 一時中止	<p>○率計上項目は、標準積算（率計上）とする。 （社員等給与、現場事務所費用等） ※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は積上げ積算とする。 （材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>全ての増加費用を積上げ積算する。 （社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>
(主たる工種が中止) 一部一時中止	<p>① 率計上項目は、標準積算（率計上）する。 （社員等給与、現場事務所費用等） ※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延期期間N」を用いる。</p> <p>② 率計上項目以外は積上げ積算する。 （材料の保管費用、仮設諸機材等の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>③ 全ての増加費用を積上げ積算する。（社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合：出水期間における現場維持等に必要な費用（仮設費用、運搬費用、現場巡視等）は、設計変更により計上する。

(4) 請求の流れ及び適用範囲
 工事一時中止の増加費用について
 ☆は留意事項



		中止の時期		
		契約後準備工着手前	準備工期間	本工事施工中
中止期間	～3か月以内	契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での準備工に着手するまでの期間 増加費用は計上しない ※全部中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の1/2 (6か月) を超えた場合等は契約の解除権が発生	現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間 積上げ積算 ※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の使用料 ○現場管理費 ・現場従業員手当 等が想定される。	標準積算 (増加費用 $G = dg \times J + \alpha$) 又は積上げ積算 率 (dg) × 対象額 (J) で計上 dg: 一時中止に係る現場経費率 J: 中止時点の純工事費 注1) 全部中止の場合に適用 (主たる工種の部分中止により工期延期になった場合を含む) 注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ α: 積上げ積算 ※次頁項目 (率分除く) について費用の明細書に基づき受発注者協議
	3か月を超える		積上げ積算 ※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議	積上げ積算 ※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議
※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、官積算をするものとする。なお、費用の必要性・数量などは受発注者が協議して決定するものとする。				

増加費用の範囲

① 現場維持に要する費用

- イ 工事現場の維持に要する費用
- ロ 工事体制の縮小に要する費用
- ハ 工事の再開・準備に要する費用

② 本支店における増加費用・・・・・・一般管理費として計上される。

中止期間中の現場維持等に要する費用

は、本工事施工中において3か月以内の一時中止の場合の率計上項目

イ 材料費	① 材料の保管費用
	② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費
	③ 直接工事費に計上された材料の損料等
ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要なる労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。
	② 他職種に転用した場合の労務費差額
ハ 水道光熱 電力等料金	現場に設置済みの施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
ニ 機械経費	① 工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
ホ 仮設費	① 仮設諸機材の損料
	② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
ヘ 運搬費	① 工事現場への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
	② 大型機械類等の現場内運搬
ト 準備費	通常の準備作業を超える跡片づけ、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたものは、別途積上げにより計上する。
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ 安全費	① 既存の安全設備にかかる費用
	② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
	② 電力水道等の基本料
ル 技術管理費	原則として増加費用は計上しない。
ヲ 営繕費	現場に設置済みの営繕施設のうち、元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額等
ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
カ 社員等従業員給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用
ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務費の転出入に要する費用
	② 解雇・休業手当を払う場合の費用
タ 地代	現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
レ 福利厚生費等	現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(5) 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

■中止期間中の現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg：一時中止に係る現場経費率（単位 % 小数第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + \{ (N \times R \times 100) / J \}$$

N：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b：各工種ごとに決まる係数

【試算例】河川・道路構造物〔地方部（一般交通等の影響なし）〕（R2 条件による試算）

$$A = 410.4$$

$$B = -0.2019$$

$$a = 1.0955$$

$$b = 0.3075$$

J = 1,000,000,000 一時中止時点の契約上の純工事費

N = 90 一時中止日数

R = 24,300 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）（例：静岡）

$\alpha = 0$ 積上げ費用

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + \{ (N \times R \times 100) / J \}$$

$$dg = 0.855748 \text{ 小数第4位四捨五入}$$

$$0.856\% \text{ 3位止め}$$

$$G = dg \times J + \alpha$$

$$= 8,560,000$$

【試算例】積上げ分0円の場合（中止期間中の現場維持等の費用）

純工事費 (単位：円)	中止 30 日		中止 60 日		中止 90 日	
	dg:現場経費率(%)	G:現場維持費(円)	dg:現場経費率(%)	G:現場維持費(円)	dg:現場経費率(%)	G:現場維持費(円)
20,000,000	4.854	970,000	9.580	1,916,000	14.207	2,841,000
50,000,000	2.273	1,136,000	4.478	2,239,000	6.627	3,313,000
100,000,000	1.332	1,332,000	2.623	2,623,000	3.878	3,878,000
300,000,000	0.616	1,848,000	1.214	3,642,000	1.794	5,382,000
500,000,000	0.444	2,220,000	0.875	4,375,000	1.295	6,475,000
1,000,000,000	0.293	2,930,000	0.578	5,780,000	0.856	8,560,000

※ 受注者の責めに帰すことができないもの（天候要因等）により工期延長した場合の増加費用の算定も上記同様である。

(7) 基本計画書の作成例

<p>〇〇〇管路新設工事</p> <p>基本計画書</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇株式会社</p>	<p>目次</p> <p>1 工事概要・・・・・・・・・・・・・1</p> <p>2 中止期間中の業務・・・・・・・・・・・・・2</p> <p>3 中止期間中の体制・・・・・・・・・・・・・3</p> <p>4 現場組織表・・・・・・・・・・・・・4</p> <p>5 安全衛生管理対策・・・・・・・・・・・・・6</p> <p>6 緊急時の体制及び対応・・・・・・・・・・・・・7</p> <p style="padding-left: 20px;">地震発生時・・・・・・・・・・・・・8</p> <p style="padding-left: 20px;">台風発生時・・・・・・・・・・・・・9</p> <p style="padding-left: 20px;">緊急連絡体制・・・・・・・・・・・・・10</p> <p style="padding-left: 20px;">災害対策本部組織図・・・・・・・・・・・・・11</p> <p style="padding-left: 20px;">緊急資材一覧表・・・・・・・・・・・・・12</p>
---	---

2. 中止期間中の業務

- 1) 現場点検の実施

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう1日位1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇部〇〇課に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。
- 2) 緊急時の対応

震度4以上の地震発生時及び台風や積雪による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。
- 3) 中止期間中の実施作業

中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。

 - ・現場調査

工事区域内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督員と協議する。
 - ・試掘の立会い

企業者の試掘に対し、全て立会い埋設箇所の確認を行う
 - ・施工計画書の作成

現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督員の承認を得る。
 - ・道路調整会議の出席
 - ・道路工事等協議書の作成

現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

3. 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下のとおりです。

現場代理人・・・・・・・・・・・・・**常駐**

監理技術者・・・・・・・・・・・・・**非専任**

施工担当者・・・・・・・・・・・・・**現場代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇部〇〇課と協議の上、社員を増員します。**

現場作業がない、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない

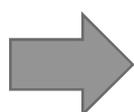
また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。

(8) 工事請負代金変更請求の作成例①

※見積りに対する妥当性の確認ができる証明書類の提出が必要

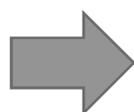
例えば)

(1) 現場代理人等の給料について



- ①当該現場での作業内容
- ②給与等の内訳書
- ③給与明細等の資料

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について



- ①経費別支払調書
- ②事務用品の証明書類の提出
- ③経費支払い集計調書



妥当性の確認ができた項目を積み上げる。

(全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた税抜増額金額を増加費用として計上)

(9) 工事請負代金変更請求の作成例②

◎増加費用の見積り根拠例

現場代理人等給料について【資料1】

1 当該現場での作業内容

※ 中止期間中報告書 ○月 総括表（月・日・曜日・作業内容）

2 給与等の内訳書

※ 工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除

工事再開の約1か月前から専任を再開（別途、変更基本計画書を提出）

【現場代理人】月別給与支給明細書

【監理技術者】月別給与支給明細書

（現場着手の目途が立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した。）

3 給与明細等の資料（各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等）

(10) 工事請負代金変更請求の作成例③

◎増加費用の見積り根拠資料例

福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

1 経費別支払調書（平成〇〇年〇月分）

2 事務用品費の証明書類の提出

3 経費支払い 集計調書

12 増加費用の費目と内容

増加費用の費目と内容

増加費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮した計上されている材料等の中止期間にかかる損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要なる労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。
ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用。

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業員等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受注者協議により一時中止の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用。

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済みの機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組み立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組み立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）
- b 発注者が工事現場の維持等のために必要があると認めて指示した機械の運搬費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済みの仮設材料、設備のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴い工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに支持しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む）

③ 一時中止となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

へ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で、現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械累投の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置き場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置き場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。
ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められている場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事の中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用されると認められた労務者を一括通勤される場合の運搬費用

カ 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用、

- ① 元請、下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 一時中止となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていたものとは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通期者も含む。）とする。

② 解雇・休養手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に掛かる消費税に相当する費用

13 工事の一時中止に係る手続き様式（作成例）

（約款第20条第1項及び第2項参考様式）

〇〇〇〇第 号
令和 年 月 日

（受注者名） 様

（発注者名） 印

工事の（全部・一部）一時中止について（通知）

工事名

上記工事について、富士市建設工事請負契約約款第20条第1項及び第2項に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 上記工事を令和 年 月 日から工事の（全部・一部）を一時中止します。
- 2 中止理由
- 3 工事の一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の予定期間
- 4 基本計画書の提出
中止期間中の次の事項に関する基本計画書を監督員に提出し承諾を得ること。
 - (1) 中止指示時点における確認事項
 - (2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
 - (3) 中止期間における工事現場の維持管理計画
 - (4) 工事の再開準備計画
 - (5) 工事一時中止に伴う増加費用の概算金額及び算定根拠
- 5 工事再開については、別途通知します。
- 6 その他

※（ ）には、全部又は一部を選択する。
その他には、中止に伴う現場維持の管理体制等の基本事項を指示する。

(約款第20条及び第23条参考様式)

○ ○ ○ 第 号
令和 年 月 日

(受注者名) 様

(発注者名) 印

工事の(全部・一部)一時中止の(全部・一部)再開について(通知)

工事名

上記工事について、富士市建設工事請負契約約款第20条第1項及び第2項に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 令和 年 月 日より工事の(全部・一時)を一時中止(令和 年 月 日付け)の工事を(全部・一部)を再開します。
- 2 工事再開箇所

※ () には、全部又は一部を選択する。

(工事の一時中止に係るガイドライン参考様式)

令和 年 月 日

(発注者名) 様

受注者
商号又は名称
代表者氏名

工事の（全部・一部）一時中止について（協議）

標記について、工事の一時中止ガイドラインに基づき下記工事の一時中止について協議します。

記

- 1 工事名
- 2 工期
- 3 施工箇所
- 4 一時中止の協議理由
- 5 その他

(工事の一時中止に係るガイドライン参考様式)

令和 年 月 日

(発注者名) 様

受注者
商号又は名称
代表者氏名

工事の(全部・一部)一時中止に伴う増加費用について(請求)

標記について、工事の一時中止ガイドラインに基づき下記工事の一時中止に伴う増加費用を請求します。

記

1 工事名

2 工期

3 施工箇所

4 添付資料

請求内訳書、明細書
その他必要な資料

土木工事書類作成提出要領

令和8年4月

富士市

目次

第1編 土木工事書類作成提出要領

第1章 総則

1-1	目的	1
1-2	適用範囲	1
1-3	工事成績評定への反映	1

第2章 工事関係書類の定義等

2-1	工事関係書類	2
2-2	契約関係書類	2
2-3	工事書類	2
2-4	完成図書	2
2-5	受注者が作成不要な資料等	3
2-6	情報共有システムの活用について	3

第3章 契約関係書類の作成提出

3-1	主任技術者等通知書	4
3-2	コリンズ	4
3-3	請負代金内訳書	4
3-4	法定外労災保険証書	4

第4章 工事書類の作成提出

4-1	施工計画書	5
4-2	施工体制台帳、施工体系図	5
4-3	指示書（情報共有システムでは工事打合せ簿「指示」）	5
4-4	協議書（情報共有システムでは工事打合せ簿「協議」）	6
4-5	承諾書（情報共有システムでは工事打合せ簿「承諾」）	6
4-6	提出書（情報共有システムでは工事打合せ簿「提出」）	6
4-7	工事工程月報	7
4-8	休日・夜間作業届	7
4-9	材料検査簿	7
4-10	段階確認・立会願	7
4-11	出来形管理図表	8

4-12 品質管理図表	8
4-13 安全管理書類	9
4-14 品質証明	9
4-15 創意工夫等	9
4-16 工事写真	9
4-17 その他	10

第5章 工事書類一覧表

工事書類一覧表	11
---------	----

第1編 土木工事書類作成提出要領

第1章 総則

1-1 目的

この要領は、静岡県土木工事共通仕様書、静岡県農林土木工事共通仕様書等の契約図書に基づき、受発注者が作成している土木工事書類について、提出書類と提示書類の明確化、統一、電子化等を実施することにより、工事書類の簡素化及び発注者の監督・検査と受注者の施工管理業務の効率化を図ることを目的とする。

1-2 適用範囲

- 1) 土木工事書類作成提出要領（以下「本要領」という）は、富士市が発注する建設工事に適用するものとする。なお、特別な理由等により「本要領」が適用できない場合は、発注者と受注者で事前に書類作成提出について協議するものとする。
- 2) 土木工事書類の作成及び提出について、契約図書及び「本要領」に基づき作成し、提出、提示、整理、保管等を行うものとする。なお、「本要領」は、契約図書を補足するものとする。

1-3 工事成績評定への反映

「本要領」により工事書類の作成提出が実施されている場合は、工事成績評定へ反映するものとする。作成不要の書類を添付しても工事成績で評価しない。

第2章 工事関係書類の定義等

2-1 工事関係書類

- 1) 工事関係書類とは、工事請負契約履行に伴い、契約上定められた書類や工事の施工に伴い整備される関係書類をいう。
- 2) 工事関係書類は、「第5章 工事書類一覧表」に基づき、「契約関係書類」「工事書類」「完成図書」に分けて、作成、整理するものとする。
- 3) 工事関係書類には、特記仕様書等により別途指定される様式を含むものとする。

2-2 契約関係書類

- 1) 契約関係書類は、原本またはその写しを、発注者、受注者双方が整理・保管するものとする。
- 2) 検査時には、発注者が整理・保管している「設計書綴」により確認を行うものとする。

2-3 工事書類

- 1) 工事書類には、日々の施工や施工管理（計画・施工・確認・評価）等の中で作成される書類も含まれる。
- 2) 監督・検査においては、工事書類により施工管理が施工計画書どおり実施されているか、出来形及び品質が設計図書に適合しているか等の確認を行う。
- 3) 工事書類の作成様式は、「第5章 工事書類一覧表」の様式区分によるものとする。
様式区分が「標準化」や「任意」の場合には、受注者の独自様式やISO9001等で作成する様式を利用しても良いが、設計図書及び「本要領」が示している項目や内容を確認できることが必要である。
- 4) 工事書類作成の効率化を図るためには、あらかじめ、必要な作成書類や書類様式等を把握して、できるだけコンパクトに整理するものとする。
- 5) 工事書類の提出を電子データとする場合は、「事前協議チェックシート」により、受発注者間で取り決めを行うものとする。
- 6) 提出する書類は原則電子データと紙の二重提出は行わないものとする。

2-4 完成図書

工事完成図書については、設計図書に基づき、期限（完成時等）までに監督員に納品するものとする。

2-5 受注者が作成不要な資料等

- 1) 下記に示す資料等は、原則として、受注者による作成はしなくて良いものとする。なお、発注者が受注者に資料作成を求める場合は、指示を行い承諾が得られた場合、発注者は受注者に対価を支払うものとする。
 - ① 設計変更に伴う図面及び数量計算書
(ただし、設計図書の照査に伴う現場の不一致等の図面及び出来形管理のための図面は受注者が作成)
 - ② 発注者発意による協議書用及び指示書用の図面
 - ③ 地元説明や関係機関協議に使用する資料
(ただし、施工に関連する資料については受注者が作成)
 - ④ 検査のための工事概要書
(工事概要については、監督員が契約図書等により検査員に説明するものとする。)
 - ⑤ 設計変更や協議等に伴う説明のための資料
 - ⑥ 「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正または変更
(土木工事における設計変更ガイドライン参照)
- 2) 共通仕様書等で定められている業務内容の履行に当たり、必要な資料について受注者が作成する資料は、監督員が指示するものに限る。

2-6 情報共有システムの活用について

- 1) 富士市が発注する建設工事において、情報通信技術を活用し、工事における書類などの情報を交換・共有することにより、業務の効率化及び生産性の向上を図ることを目的に、情報共有システムを活用するものとする。

原則、全ての建設工事を対象とし、対象工事である旨は、現場説明事項等に明示する。情報共有システムの利用の有無を受発注者間で協議し決定する。
- 2) 検査においては、パソコン画面で確認する検査（電子検査）を主として、補足的に紙ベース資料を活用する。また、事前に発注者と受注者で電子納品協議を行い二重納品防止に努めるものとする。ただし、電子検査は、画面表示に時間を要する場合や、同時確認で複数のパソコンが必要となることがあるため、受注者においては受検場所、工事内容、検査内容等を十分に考慮したうえで準備し、活用すること。
- 3) 工事書類の様式については、指定する様式と記載内容に相違がなければ、情報共有システム内の様式を使用できるものとする。

第3章 契約関係書類の作成提出

3-1 主任技術者等通知書

- 1) 受注者は、技術者の資格者証の写しを添付するものとする。また、資格を実務経験とする場合には工事経歴を提出する。
- 2) 経歴書（住所、生年月日、学歴、職歴等）の提出は不要とする。

3-2 コリンズ

- 1) 担当監督員はコリンズからメールされる「登録のための確認のお願い」を確認し、署名した書面を添付して返信する。メールに添付されたデータは受注者が保管する。
- 2) 登録時にコリンズから担当監督員へメールされる「登録内容確認書」のデータは受注者が保管し、必要に応じて検査時に提示する。

3-3 請負代金内訳書

- 1) 受注者は、請求があった場合において請負代金内訳書を作成し提出するものとする。
- 2) 受注者は、請負代金の内訳を表示したものに法定福利費を明示する。

3-4 法定外労災保険証書

- 1) 受注者は、法定外労災保険契約を締結した時、その証書を監督員に提示するものとする。
- 2) 監督員は、受注者から保険証書の提示を受け、法定外労災保険の付保の状況を確認するものとする。

第4章 工事書類の作成提出

4-1 施工計画書（情報共有システムでは工事打合せ簿「提出」）

1) 施工計画書は、受注者が設計図書に基づき、工事着手前に工事目的物の施工手順、工法などを詳細に記載して監督員に提出するものである。

- ① 施工計画書は、設計図書に合致し、現場条件を反映させたものとする。
- ② 施工計画書の作成項目や作成内容は、「共通仕様書」「特記仕様書」等の設計図書に示されたものを具体化して作成する。
- ③ 工事概要は、設計図書に示された全ての工種・種別を記載するのではなく、代表工種を簡潔に記載する。

2) 受注者は、重要な変更が生じた場合（数量等の軽微な変更以外）は、記載事項に変更や追加が生じたページのみを変更施工計画書として提出するものとする。

「重要な変更」とは、工種の追加・削除、工程、施工方法、仮設工法、安全管理等の変更をいう。

3) 数量等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合には、変更施工計画書の提出を省略できる。

「軽微な変更」とは、数量等のわずかな変更で施工計画に影響しないものをいう。

4) 災害復旧等早急な対応を要する場合の災害応急協定に基づく出動要請や関係機関協議等制約条件により施工方法が未確定な工種については、詳細内容が確定した段階で作成し提出するものとする。

4-2 施工体制台帳、施工体系図（情報共有システムでは工事打合せ簿「提出」）

1) 下請契約を締結する全ての元請業者は施工体制台帳を作成し、その写しを監督員に提出する必要がある。

2) 施工体制台帳等に係る提出書類については次のようにする。

- ① 受注者は、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。
- ② 施工体制台帳は、建設業法で受注者において5年間の保存が義務付けられている。
- ③ 施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿の添付書類は、様式記載の書類のみとし、その他確認書類は提示とする。
- ④ 下請取引責任者通知書、下請人通知書、工事担当技術者台帳（顔写真入り施工体系図）を作成提出する必要はない。

4-3 指示書（情報共有システムでは工事打合せ簿「指示」）

1) 指示書は、発注者において作成し、発注者と受注者が双方において保管するものとする。

2) 指示書に添付する資料は、必要最小限とする。

3) 受注者が指示を承諾する場合には署名または、電子印の押印をするものとする。

4) 検査時には、発注者が保管する指示書を使用して検査を行うものとする。

4-4 協議書（情報共有システムでは工事打合せ簿「協議」）

- 1) 協議書に添付する資料は、必要最小限とする。また、発注者は意識して過度な書類作成としないよう努めるものとする。
- 2) 協議当初は、詳細図（正確な寸法が記載された図面）は不要とし、設計図書に対して発生した事象や内容が判る写真と対応策のみを適切に記載し処理するものとする。詳細図は、方針等が定まった段階で必要により作成するものとし、頻繁な差し替え等を行わないものとする。
- 3) 受注者の設計図書の照査により発注者への協議が必要な場合は、設計図書の照査の資料を利用し協議を実施するものとする。
- 4) 工事監理連絡会において決定した内容で、そのまま施工可能なものは、報告書の提出により、協議に読み替えることができるものとする。

4-5 承諾書（情報共有システムでは工事打合せ簿「承諾」）

- 1) 使用材料の承諾については、設計図書で指定された材料以外は不要である。なお、工事着手前に監督員の指示により承諾が必要とされた材料についても承諾書により処理するものとする。
- 2) 任意施工に関する材料等についても承諾は不要である。
- 3) 使用材料に関するパンフレット等の提出は必要最小限の添付資料とし、参考となるWebページアドレスを記載するなどの工夫を行うものとする。
- 4) 協議書と承諾書を混同している事例があるが、「協議」は設計図書で明示した事項について発注者と受注者が書面等により同意することである。なお、設計変更の対象としない事項については「承諾」で処理されている事例があるが、協議事項については設計変更の対象に関係なく「協議」として行い、設計変更の対象としない場合は、その旨を記載しておく必要がある。

4-6 提出書（情報共有システムでは工事打合せ簿「提出」）

- 1) 工事で使用する材料の品質・規格を証明する資料は、受注者の責任において使用する前に確認し整備、保管するものとする。そのうち、設計図書で指定された材料は使用する前や完成時に「使用材料品質証明書」として提出（納品）するものとする。また、施工中や検査時に監督員や検査員から提示を求められた場合は、応じるものとする。
- 2) 使用材料に関するパンフレット等の提出は不要とする。パンフレットが必要な場合は、必要最小限とし、参考となるWebページアドレスを記載するなどの工夫を行うものとする。
- 3) 施工機械で排ガス対策型、低騒音型、低振動型機械については、使用機械の機種、規格、型式を施工計画書に明記する。受注者は施工中にシールの貼付とシールの有効期間等の整合性を確認することとし、機械が認定された公示文や証明書等のコピー、機械及びシールの写真の提出は必要としない。

4-7 工事工程月報

- 1) 工事工程月報は、契約上定められた書類であり、発注者（監督員）が工事の進捗状況を把握するための資料である。
- 2) 工事工程月報の添付資料は不要であるが、監督員から工事工程月報の内容の確認を求められた場合、受注者は実施工程表や出来高内訳等を提示するものとする。
- 3) 工事工程月報は電子メール・情報共有システム又は紙で提出するものとする。

4-8 休日・夜間作業届

- 1) 休日・夜間作業届は電子メール・情報共有システム又は紙で提出するものとする。
- 2) 緊急の際は口頭、電子メール、FAXによる連絡で良いものとする。ただし、後日「休日・夜間作業届」を提出するものとする。
- 3) 監督員または検査員が、休日取得状況の確認を行うため、資料（作業日、休業日がカレンダーに明示され、現場閉所率が計算された資料等）の提示を求めた場合、受注者は応じるものとする。

4-9 材料検査簿

- 1) 材料検査は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて行うものとする。

対象材料は次のとおりとする。

- ・ 鋼材（鉄線、釘等除く）、木材
- ・ 杭類（鋼管杭、H鋼杭、PHC杭、PC杭、木杭）、アンカー材、ロックボルト
- ・ セメント及び混和材、アスファルト混合物（特殊製品）、塗料、薬液注入材
- ・ 種子・肥料、薬剤、現場発生品
- ・ レディーミクストコンクリート（JIS製品以外、場所打ち杭、調整コンクリート等）
- ・ ボックスカルバート、暗渠管、管類等の2次製品
- ・ その他設計図書で指定した材料

- 2) 材料検査簿は紙による提出とするが、受注者からの受け渡しを電子メールや情報共有システムで行い、監督員が印刷したものを受理しても良いものとする。
- 3) 監督員は検査実施材料に検印又は署名するものとする。
- 4) 材料検査に使用する資料については、受注者が保管するものとし、材料検査簿に添付しないものとする。

4-10 段階確認・立会願

- 1) 工事施工に伴う段階確認・立会については、頻度や実施時期等を施工計画書に記載して提出するものとする。

- 2) 段階確認・立会願は、情報共有システム又は紙を使用して発注者と受注者でやりとりを行い、工事施工中は電子データにより保管するものとする。
- 3) 監督員が臨場した箇所は、受注者が管理する出来形管理写真の撮影を省略するものとする。
- 4) 確認書に添付する資料（出来形管理表、写真等）については、情報共有システムに登録するものとし、電子データにより受注者が保管するものとする。また、情報共有システムを使用しない場合は、紙で提出するものとする。

4-11 出来形管理図表

- 1) 出来形管理は、その目的を理解して、工種ごとに管理目標を立てて実施するとともに、実施結果の評価を行い、それを今後どのように生かすかが重要である。そのためには、測定値を入力し出来形管理表として提出するだけでなく、出来形管理における留意事項への対応や工夫等を検査時に説明するものとする。

また、管理項目と管理方法等において施工計画書との整合が図られているかを確認しておく必要がある。
- 2) 出来形管理関係は、紙により提出を行うものとする。なお、検査では出来形の検査が大変重要であるので、検査時には次の資料の提出を行うものとする。
 - ・ 出来形管理表
 - ・ 出来形管理図表 → 測定点5点未満の場合は不要
 - ・ 度数表（ヒストグラム） → 測定点5点未満の場合は不要
- 3) 出来形管理資料について、各様式の測定者の氏名のみで良いものとする。（押印廃止）

4-12 品質管理図表

- 1) 品質管理については、出来形管理と同様にその目的を理解して、工種ごとに管理目標を立てて実施するとともに、実施結果の評価を行い、それを今後どのように生かすかが重要である。そのためには、測定値を入力し品質管理表として提出するだけでなく、品質管理における留意事項への対応や工夫等を検査時に説明するものとする。
- 2) 品質管理関係についても紙により提出を行うものとする。

なお、検査では品質の検査が大変重要であるので、検査時に次の資料の提出を行うものとする。

 - ・ 品質管理表
 - ・ 品質管理図表 → 測定点5点未満の場合は不要
 - ・ 度数表（ヒストグラム） → 測定点5点未満の場合は不要
- 3) 納品される品質管理資料について、各様式の測定者の押印は行わなくても良いものとする。（押印廃止）

4-13 安全管理書類

- 1) 工事中の安全確保は大変重要であるため、施工計画書に記載するとともに関係法令や仕様書により、十分な安全管理を行う必要があり、その結果を記録したものが安全管理書類となる。受注者は、安全管理書類を整理しておき、施工途中に監督員が安全管理に関する資料の提示を求めた場合は応じるものとする。
- 2) 安全管理書類で提出が必要なのは「安全・訓練等の実施報告書」だけであり、その他の書類は提出不要である。また、安全訓練等で使用した資料を「安全・訓練等の実施報告書」に添付する必要はない。

4-14 品質証明

- 1) 品質証明は、受注者が責任を持って工事全般にわたり（工種が偏れないこと）社内検査を実施し、工事の品質等を証明するものである。したがって、品質証明員が、発注者の検査員と同様な目で行うことが必要である。また、施工計画書に品質証明に関する社内検査の項目、時期、頻度等を記載するものとする。
- 2) 品質証明に関する資料は、品質証明書及び品質証明書チェックリストを検査時に提出するものとし、社内検査に使用した資料は添付しないものとする。なお、検査時には品質証明員が出席することを原則としており、社内検査に使用した添付資料等は検査時に提示できるようにしておくものとする。また、施工途中に監督員が品質証明に関する資料の提示を求めた場合は応じるものとする。

4-15 創意工夫等

- 1) 工事特性・創意工夫・社会性等に関する事項については、実施内容と方法を施工計画書に記載するものとする。
- 2) 実施状況の報告は工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（受注者説明）の提出とし、添付資料は必要により写真1枚程度とする。なお、監督員が内容に関する説明等を求めた場合は、資料等により説明するものとする。

4-16 工事写真

- 1) 工事写真は、「写真管理基準」に基づき施工計画書に当該工種の写真管理項目を記載し、これにより撮影・保存するものとする。
- 2) 工事写真の提出を電子データとする場合は、「事前協議チェックシート」により、受発注者間で取り決めを行うものとする。完成図書に添付する着前・完成写真を除き、印刷した写真や写真帳の提出は不要である。
- 3) 検査時に電子データの写真を確認するためのパソコン等は受注者にて準備する必要がある。

4-17 その他

- 1) 材料納入伝票の提出は、設計図書で指定された材料がある場合のみとする。資料が多い場合は、電子データ（PDFファイル）での提出を認めるものとする。
- 2) 受注者が作成する材料検収の資料は提出不要とする。
- 3) 関係官公庁協議資料等は、監督員が資料の写しの提出を求めた場合以外は、協議後の報告または提示のみで良いものとする。
- 4) 工事別共済証紙受払簿・建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表については、完成時に提出する。ただし、掛金収納書の写し、証紙の受領書や証紙を貼り付けた手帳のコピーは不要である。
- 5) 工事PR看板の設置状況写真（報告書形式）の提出は不要である。写真管理基準に基づいて実施状況を撮影し工事写真として提出する。

第5章 工事書類一覧表

区分	書類名称	書類作成の根拠	書類位置付け		様式 区分	備考
			提出	提示		
契約関係書類 (着手前)	契約書	工事執行規則	○		市	
	工程表	工事執行規則	○		市	
	主任技術者等通知書	工事執行規則	○		市	
	建退共掛金収納書	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	品質証明員通知書	土木工事共通仕様書	○		標準化	対象工事
	請負代金内訳書	工事執行規則	○		任意	
	法定外労働保険証書	土木工事共通仕様書		○	任意	
	工事実績データ (コリンズ)	土木工事共通仕様書		○	標準化	
	情報共有・電子納品 事前協議 チェックシート	電子納品運用ガイドライン	○		市	
	V E 提案書	土木工事共通仕様書	○		標準化	対象工事
工事書類 (着手前)	事前測量	土木工事共通仕様書	○		任意	
	設計図書の照査	土木工事共通仕様書	○		任意	
	施工計画書	土木工事共通仕様書	○		県	
	再生資源利用計画書	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	再生資源利用促進計画書	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	(計画)品質証明書	土木工事共通仕様書	○		標準化	対象工事
	施工体制台帳	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	再下請負通知書	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	施工体系図	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	作業員名簿	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	施工体制台帳確認一覧表	土木工事共通仕様書	○		県	
	休日取得計画表	週休2日制工事試行要領	○		市	対象工事
	使用材料品質証明書	土木工事共通仕様書	○		県	

区分	書類名称	書類作成の根拠	書類位置付け		様式 区分	備考
			提出	提示		
工事書類 (施工中)	指示・承諾・協議・提出・報告書	建設工事監督規程	○		市	
	段階確認・立合願	建設工事監督規程	○		市	
	休日・夜間作業届	建設工事監督規程	○		市	
	官公庁等協議資料	土木工事共通仕様書		○	任意	
	変更施工計画書	土木工事共通仕様書	○		県	簡素化
	工期延長請求書	建設工事執行規則	○		市	
	変更工程表	建設工事執行規則	○		市	
	工事工程月報	建設工事執行規則	○		市	
	工事事務報告書	工事事務対応マニュアル	○		市	
	出来形確認請求書	工事執行規則	○		市	
	認定申請書	建設工事の中間前金払に 関する取扱要領	○		市	
	修補完了届出書	建設工事執行規則	○		市	
	支給材料受領書	建設工事監督規程	○		市	
	支給材料受払簿	建設工事監督規程	○		市	
	支給品精算書	土木工事共通仕様書	○		県	
	貸与品借用書	土木工事共通仕様書	○		県	
	貸与品返納書	土木工事共通仕様書	○		県	
現場発生品届	建設工事監督規程	○		市		

区分	書類名称	書類作成の根拠	書類位置付け		様式区分	備考
			提出	提示		
完成図書	完成届出書	建設工事執行規則	○		市	
	契約関係書類チェックリスト		○		市	
	完成図書チェックリスト		○		市	
	着手・完成、代表写真		○		任意	電子納品時（紙で提出）
	表紙・目次		○		任意	提出方法（紙・電子）を表記
	数量総括表		○		任意	
	出来形管理表	土木工事施工管理基準	○		標準化	
	出来形管理図表	土木工事施工管理基準	○		標準化	測点5点以上
	段階確認・立会願	建設工事監督規程	○		市	監督員確認のもの
	安全訓練等の実施報告書	土木工事共通仕様書	○		県	資料は提出不要
	材料検査簿	建設工事執行規則	○		市	
	再生資源利用計画実施書	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	再生資源利用促進計画実施書	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	搬入・搬出調書	土木工事共通仕様書	○		県	上記再生資源実施書記載の建設副産物は提出不要
	マニフェスト	土木工事共通仕様書		○	標準化	
	残土処分地位置図・平面図・運搬経路・写真	土木工事共通仕様書	○		任意	
	工事別共済証紙受払簿	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	建退共掛金充当実績総括表	土木工事共通仕様書	○		標準化	
	工事記録簿	建設工事執行規則	○		市	
	品質証明書	土木工事共通仕様書	○		標準化	対象工事
	品質証明書チェックリスト	土木工事共通仕様書	○		県	対象工事
	品質管理表	土木工事施工管理基準	○		標準化	
品質管理図表	土木工事施工管理基準	○		標準化		

区分	書類名称	書類作成の根拠	書類位置付け		様式区分	備考
			提出	提示		
完成図書	使用材料品質証明書	土木工事共通仕様書	○		県	
	材料納入伝票			○	任意	
	創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）	建設工事監督規程	○		市	
	工事写真	写真管理基準	○		標準化	

様式区分 市 : 富士市様式を使用するもの

県 : 静岡県様式を使用するもの

標準化 : 国土交通省様式と同じもの

国土交通省様式を使用することが可能なもの

任意 : 規則、要領等で様式が定められていないもの

参考様式として示されているもの

※ 小規模・少額工事の提出書類については、「富士市小規模工事事務取扱要領」によるものとする。

富士市小規模工事事務取扱要領

1. 目的

この要領は、建設工事の施工に伴って提出される書類の省略等、諸手続を簡略化し、事業の効率的な執行を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) 富士市が施行する当初請負代金額200万円超2,000万円未満(補助事業も含む)の建設工事(以下「小規模工事」という。)に適用する。

なお、当初請負代金額200万円超500万円未満(補助事業も含む)の建設工事を特に「少額工事」という。

- (2) この要領に記載されていない事項については、静岡県土木工事共通仕様書(静岡県交通基盤部監修)、静岡県農林土木工事共通仕様書(静岡県交通基盤部監修)、公共建築工事標準仕様書(国土交通省営繕部監修)、公共建築改修工事標準仕様書(国土交通省営繕部監修)、公共住宅建設工事標準仕様書(公共住宅事業者等連絡協議会編集)及び現場説明事項、特記仕様書等(以下これらを「仕様書等」という。)を適用する。

3. 提出書類

- (1) 受注者は、建設工事の施工に当たり、別紙「土木工事に於ける契約関係書類・完成図書チェックリスト」、「建築・設備工事に於ける完成図書チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)のとおり、書類の提出を省略することができるものとする。ただし、監督員が特に提出を求めた場合は、この限りでない。
- (2) チェックリストにおける「省略」とは、定められた様式での提出を省略することであり、説明責任が要らないということではない。
- (3) 監督員・受注者は、初回打合せ時においてチェックリストに基づき確認すること。
また、監督員は完成時にチェックリストを完成図書に添付すること。

4. 施工管理

(1) 出来形管理

出来形管理は、仕様書等に定める出来形管理基準により行うものとする。これにより難き場合は、監督員と協議のうえ決めるものとする。

ただし、少額工事については、出来形図又は数量計算書を提出することによりこれに代えることができるものとする。

(2) 品質管理

品質管理は、仕様書等に定める品質管理基準により行うものとする。これにより難き場合は、監督員と協議のうえ決めるものとする。

ただし、少額工事については、受注者の自主管理とし、資料の提出は省略できるものとする。

(3) 写真管理

写真管理は、仕様書等に定める写真管理基準により行うものとする。

なお、少額工事については、次によるものとする。

ア 着手前及び完成時の写真

イ 完成時に確認が困難なものの寸法等の写真

ウ その他必要とする写真は、監督員と協議のうえ決めるものとする。

5. 少額工事における監督員・受注者等

(1) 監督員は、受注者が自主管理の体制(工程、出来形、品質、写真、交通、安全等)を確立し、施工管理に当たるよう指導するものとする。

(2) 受注者は、自主管理の体制を確立し、施工管理に責任を持つものとする。

なお、自主管理とは、受注者が工事目的物の品質、精度を完全なものとするため、仕様書等の規格に適合するよう、社内検査を行う等、自らが管理(コントロール)することをいう。

(3) 受注者は、工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。

6. その他

この要領の定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

この要領は、令和7年3月13日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

チェック欄	総括監督員	主任監督員

土木工事に於ける契約関係書類チェックリスト

初回打合せ時においてチェックリストに基づき確認すること。

項目	細目	摘要	小規模 工事	少額 工事	チェック欄		電子納品 (情報システム含む)	
					受注者	監督員		
契約書	当初,変更							
建設業退職金共済組合掛金収納書	契約締結時							
工程表	当初 変更 変更した部分は朱書き	契約締結後10日以内						
主任技術者等	4,500万円以上は専任、下請け契約総額500万円以上は監理技術者(監理技術者資格者証の交付を受けている者) 注)変更増で4,500万円以上になった場合は、その時点で専任の届出を提出							
品質証明員通知	品質証明対象工事(請負金額1億円以上、低入札調査実施工事)							
請負代金内訳書	契約締結後10日以内(契約約款第3条)。健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。							
法定外労災保険証	監督員に提示する。							
電子納品事前協議チェックシート								
設計照査								
工事測量成果表	設計図書と差異を生じた場合、又は測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の測量結果は提出							
施工計画書	工事概要	(主要工種以外は原則まとめて一式表示)	省略	省略				
	計画工程表	(主要工種以外は原則まとめて一式表示)	省略	省略				
	現場組織表							
	指定機械	機械の名称、規格、指定番号、台数	省略	省略				
	主要資材	品名、規格、寸法、購入会社名						
	施工方法	仮設備計画、工事用地等含む	コンクリートの打設高、型枠の取り外し時期等	省略	省略			
	施工管理	工程管理、出来形管理、品質管理、写真管理、段階確認・立会願(計画)		省略	省略			
	現場閉鎖計画							
	品質証明書(計画)							
	安全管理	安全訓練等の実施は月あたり半日以上	具体的な計画を記載					
	安全管理	架空線等上空施設 工事に係るすべての箇所	支障物件の有無にかかわらず監督員へ報告					
	安全管理	予想される事故対策リスト、工事事務ハザードマップ等	現場にも掲示する					
	緊急時の体制及び対応	緊急時の連絡系統、連絡方法を系統図で記入						
	交通管理	発生土等の運搬、現場周辺の交通対策。車両が一般的制限を超える場合は運搬計画を記載すること。						
	環境対策	騒音、振動、水質汚濁について周辺住民対策		省略	省略			
現場作業環境の整備			省略	省略				
再生資源の利用の促進	建設副産物の量及び処理方法、処理場所							
	再生資源利用計画	建設省令に規定する建設資材(土砂・砕石・加熱アスファルト混合物)を工事現場に搬入する場合、公衆の見やすい場所に掲示する。						
	再生資源利用促進計画	建設省令に規定する指定副産物(建設発生土・コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材)を工事現場から搬出する場合、公衆の見やすい場所に掲示する。						
	確認結果票	再生資源利用促進計画の作成に当たり、現場及び搬出先が法令に基づき適正であることを確認しその結果を提出する。また、公衆の見やすい場所に掲示する。						
創意工夫等	創意工夫、社会性等について提案を記載			省略				
その他	設計図書で施工計画書に記載することの指示があるもの。(総合評価方式の技術提案関係等)		省略	省略				
工事実績データ	登録用データ	登録内容確認書の提示	500万円以上はすべて、契約後土日祝日を除き10日以内	省略		省略		
	登録用データ(変更)	登録内容確認書の提示	変更があった日から土日祝日を除き10日以内	省略		省略		
	実績データ	登録内容確認書の提示	完成後土日祝日を除き10日以内	省略		省略		
施工体制台帳	施工体制台帳 再下請負通知書 施工体系図 下請契約額に拘わらず作成し、その写しを提出 作業員名簿 施工体制台帳確認一覧表	施工体系図は、工事現場の工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示(下請負人に対する通知)も掲示。また、一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者名、工期を記入する。						
中間検査復命書	検査終了後、数日以内に資料(写真、検査結果等)を提出							
休日・夜間作業								
材料承認	鋼材・コンクリート2次製品・その他材料	JIS規格品でJIS工場製品						
		JIS規格外品						
		JIS規格品でJIS指定外工場製品						
	コンクリート積みブロック、U型側溝用溝蓋	品質規格適合通知書の写し						
		製品検査表						
	レディーミストコンクリート(JIS工場)	JIS表示許可の写し						
		配合計画書(様式1)						
		配合計算書(様式2)						
		骨材試験成績表(様式3)						
		アルカリ骨材反応性試験成績表						
		化学混和材(AE剤、減水剤標準形、AE減水剤標準形を除く)の場合、結果報告書をもとに協議						
	レディーミストコンクリート非JIS工場上記の他に	プラント施設概要書						
		計量機器の検定証明書						
		品質管理データ						
	加熱アスファルト混合物	セメントの品質証明書						
骨材試験成績表								
アスファルト試験成績表								
	室内配合設計書							
	現場配合設計書							
盛土材	路体材・路床材 試験結果表又は土木事務所の使用承諾通知書							
路盤材	道路用砕石品質管理試験表							
道路用砕石	品質証明書							
	盛土材料の使用承諾(写し) 材料試験結果報告書(粒度、含水比等)							

注) 小規模・少額工事における施工計画書は、静岡県「小規模工事事務取扱要領」の記入例により記載内容の一部を省略することができるものとする。

土木工事に於ける完成図書チェックリスト

チェック欄	総括監督員	主任監督員

- ・初回打合せ時においてチェックリストに基づき確認すること。
- ・完成期限の5日前程度に担当監督員に提出し、審査を受ける。

項目	細目	摘要	小規模 工事	少額 工事	チェック欄		電子納品 <small>(情報システム含む)</small>
					受注者	監督員	
表紙・目次	目次はこのチェックリスト項目に順ずる						
出来形管理	数量総括表	設計計上数量に対する出来形数量の過不足のチェック(マイナスは規格値以内)					
	出来形管理表	面積計算、数量計算表等数箇所抽出してチェック 中間検査検測値(朱書)・段階確認検測値(青書)・品質証明員検測値(緑書) 測点数が5点以上は出来形管理図表を作成					
段階確認・立会願							
工事記録簿	着手日から 完成日まで	安全訓練・段階確認等の記載 段階確認・立会、検査等における職員の氏名も記載する。	省略	省略			
安全・訓練等の実施報告書		1月に半日以上、実施ごとに写真(安全訓練等に使用した資料は提出不要)					
材料検査簿		主要な工事材料(鋼材、セメント、杭等)で完成検査時に外部から明視できないものについて、監督員の検印又は署名を受ける。生コン等納入伝票は整理して検査時に提示	省略	省略			
建設副産物	再生資源利用計画(実施書)及び再生資源利用促進計画(実施書)						
	搬入・搬出調書	上記で報告した建設副産物については不要					
	建設発生土受領書	建設発生土を搬出した場合(再生資源利用促進計画(実績)に記載した内容と一致すること)					
残土処分	残土処分地位置図、平面図、運搬経路、写真						
工事別共済証紙受払簿		工事完成時					
創意工夫・社会性等に関する実施状況							
現場閉所計画(実績)							
マニフェスト		監督員に提示する。					
品質証明書*	品質証明書(様式27-1、-3)、品質証明資料	※品質証明対象工事(請負金額1億円以上、 低入札調査実施工事)					
品質管理表		測点数が5点以上は品質管理図表を作成(コンクリートダム等特殊な場合はヒストグラムを作成)					
盛土 路盤 舗装 レディーミクスト コンクリート セメントコンクリート 二次製品 ガス圧接 使用材料品質証明書	盛土	土の粒度、含水量試験	施工管理基準による	自 主 管 理 ・ 提 出 は 省 略			
		現場密度試験	"				
		ブルーフローリング試験	"				
	路盤	締固め密度試験	"				
		平板載荷試験	"				
	300㎡以下省略可	ブルーフローリング試験	"				
		舗装	骨材、As混合物の材料試験		"		
	300㎡以下省略可	温度測定110℃以上	"				
		密度測定	"				
	レディーミクスト コンクリート	レディーミクストコンクリート強度試験成績報告書(様式4)	"				
		レディーミクストコンクリート品質管理(スランプ・空気量)報告書(様式5-1)	"				
		レディーミクストコンクリート強度試験結果報告書(様式5-2)	"				
		コンクリート強度管理表(様式6)	"				
		気温及びコンクリート打設記録表(様式7)	"				
		コンクリートテストハンマーによる強度試験結果表(様式8)	"				
		コンクリート中の塩化物含有測定資料	"				
		アルカリ骨材反応抑制対策	"				
	セメントコンクリート 二次製品	単位水量測定結果	"				
		ひび割れ調査報告書	"				
	ガス圧接	コンクリート横ブロック	"				
U型側溝用溝蓋		"					
ガス圧接資格証明書							
使用材料品質証明書	ガス圧接工事検査報告書						
	鉄筋ガス圧接部・超音波探傷検査成績書						
	使用材料品質証明書						
	鋼材	鋼材検査証明書					
	セメント及び混和材料(JIS製品以外)						
	セメントコンクリート製品(JIS製品以外)						
	塗装	塗料一般					
	その他	レディーミクストコンクリート	レディーミクストコンクリート取扱基準による				
		セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品取扱基準による				
		盛土材料	盛土材料取扱基準による				
再生下層路盤		出荷日直近のデータ、出荷量データも合わせて添付					
その他	検査証明書及び出荷証明書等						